

令和6年度

高齢者保健福祉のハンドブック

大 田 区

I・N・D・E・X

1	相談・サービスの窓口
2	健康・医療
3	介護予防・ 日常生活支援総合事業
4	お家で利用できる区のサービス 介護が必要な方へ
5	お家で利用できる区のサービス ひとり暮らし・高齢者の方へ
6	お家で利用できる区のサービス 本人と家族の方へ
7	権利擁護
8	長寿のお祝い
9	しごと・社会参加・生きがいづくり
10	年金・税・公共料金
11	すまい／すまいを直す
12	すまい／すまいを探す
13	すまい／優遇など
14	施設案内図
15	施設一覧
16	その他・資料

※新型コロナウイルス感染症の影響で、サービスの内容を変更する場合がございます。

目 次

1 相談・サービスの窓口

地域包括支援センター	1
シニアステーション事業	1
高齢者ほっとテレフォン	2
東京都医療機関案内サービス「ひまわり」	2
医療情報ネット（ナビイ）	2
消費生活相談（消費者生活センター）	2
福祉オンブズマン制度	3
大田区社会福祉協議会	4
成年後見制度	5
成年後見制度等の相談	5
高齢者虐待の相談	6
休日応急診療	6
区の専門相談（無料）	7

2 健康・医療

健康診査	8
高齢者インフルエンザ予防接種	8
高齢者用肺炎球菌予防接種	8
高齢受給者証の交付（国保）	9
入院時食事療養費減額制度（国保）	9
限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付（国保）	10
後期高齢者医療被保険者証の交付	10
入院時食事療養費減額制度（後期高齢）	11
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付（後期高齢）	11
限度額適用認定証の交付（後期高齢）	11

3 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業	12
一般介護予防事業	12

4 お家で利用できる区のサービス／介護が必要な方へ

紙おむつ等の支給	13
高齢者寝台自動車利用助成事業	14
高齢者出張理・美容サービス	14
ねたきり高齢者訪問歯科支援	14
在宅高齢者等訪問相談事業	14
高齢者緊急ショートステイ事業	15
車いすの貸出（大田区社会福祉協議会）	15～16
福祉有償運送	17
大田区認知症サポートガイド	18
認知症サポーター養成講座	18
認知症カフェ	18
認知症地域支援推進員	19
認知症初期集中支援チーム	19
認知症支援コーディネーター事業	19
大田区もの忘れ検診	19
行方不明認知症高齢者等の検索	20
高齢者見守りメールの配信	20
見守りアイロンシール・見守りシール	20
介護マーク	20
若年性認知症の専門相談	21
大田区若年性認知症デイサービス事業	21

5 お家で利用できる区のサービス／ひとり暮らし・高齢者の方へ

いきいき高齢者入浴事業	22
ひとり暮らし高齢者の登録	22
避難行動要支援者名簿の登録	22
高齢者救急代理通報システム	22
高齢者補聴器購入費助成	23
見守りキーホルダー登録	23
不動産担保型生活資金の貸付 （リバースモーゲージ）	24
緊急通報サービス紹介事業	24
ほほえみ訪問事業	24
自動通話録音機の無料貸与	25

助っ人サービス	25
ちょこっとサービス	25
家事援助サービス	26
地域のボランティアの食事サービス	26
はり・きゅう・マッサージ・指圧施術割引券 の配布	27
ごみの戸別訪問収集	27
粗大ごみの運び出し収集	28
粗大ごみ処理手数料の免除	28

6 お家で利用できる区のサービス／本人と家族の方へ

高齢者健康回復事業	29
家族介護者支援ホームヘルプサービス	29

7 権利擁護

地域福祉権利擁護事業	30
遺言公正証書等作成支援事業	30

8 長寿のお祝い

米寿お祝いメッセージカード贈呈	31
敬老祝金贈呈（百歳以上長寿者祝金）	31
敬老の日お祝いメッセージカード贈呈	31
百歳高齢者お祝い状及び記念品贈呈 （国・都）	31

9 しごと・社会参加・生きがいづくり

大田区シルバー人材センター	32
大田区 いきいき しごと ステーション	32
シニアステーション糎谷	32
大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA （ジョボタ）	33
大田区ひきこもり支援室 SAPOTA （サポタ）	33
郵便等投票	33
シニアクラブ（旧老人クラブ）助成	34
シルバーパスの発行	35

老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）	35
区民センター内の高齢者施設 （ゆうゆうくらぶ）	36
プール個人利用料の減免	36
都立・区立公園等の無料入場等	37

10 年金・税・公共料金

老齢基礎年金	38
老齢年金通算老齢年金	38
老齢福祉年金	38
その他の年金	39
恩給等（旧軍人等及びその遺族の方など）	39
預貯金利子等の非課税	39
下水道料金の減免	40
税の軽減と相談	40～41

11 すまい／すまいを直す

介護予防住宅改修費支給／居宅介護住宅改修費 支給	42
高齢者住宅改修費の助成 （要介護、要支援に認定された方）	42
住宅リフォーム助成	43
家具転倒防止器具の支給・取付	44
感震ブレーカーの支給	44

12 すまい／すまいを探す

養護老人ホーム	45
軽費老人ホーム （A型・B型・ケアハウス）	45～46
都市型軽費老人ホーム	46
有料老人ホーム	47
高齢者アパート	47
シルバーピア（高齢者住宅）	48
都営シルバーピア（高齢者集合住宅）	49
サービス付き高齢者向け住宅	49
住宅確保支援事業	50
生活支援付すまい確保事業	51

13 すまい／優遇など

都営住宅（ポイント方式による募集）の高齢者世帯の申込資格について	51
都営住宅（抽せん方式による募集）の高齢者世帯の優遇制度	51
都営住宅使用料の減免	52
大田区転居一時金助成	52

14 施設案内図

大森東地区	53
大森西地区	54
入新井地区	55
馬込地区	56
池上地区	57
新井宿地区	58
嶺町地区	59
田園調布地区	60
鶉の木地区	61
久が原地区	62
雪谷地区	63
千束地区	64
六郷地区	65
矢口地区	66
蒲田西地区	67
蒲田東地区	68
糎谷地区	69
羽田地区	70

15 施設一覧

町丁名順 担当地域表	71～74
地域福祉課、特別出張所	
連絡先一覧表	75
地域包括支援センター連絡先一覧表	76
他の施設一覧表	
Ⅰ 高齢者関係施設	77～79
Ⅱ 区内の救急医療機関	80
Ⅲ 公共機関	80

16 その他・資料

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準	81
認知症の程度	81
さくいん	82～84
大田区高齢者人口推移一覧表	85
区の高齢者人口一覧表	86
年齢早見表	87

地域包括支援センター

■事業内容等

高齢者やその家族に対して、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、そのニーズに応じた適切な保健福祉サービスが受けられるよう専門職員が支援します。

高齢者の権利擁護及び虐待防止に関する相談・支援を行い、虐待防止に対する通報の窓口になります。

地域包括支援センター担当区域内の要支援1・2の方の介護予防ケアプランの作成を行います。また、基本チェックリストで介護予防事業を必要とされた方の介護予防プランを作成します。

1 電話、面接相談

月曜～金曜 午前9時～午後7時

土曜 午前9時～午後5時（日曜、休日、年末年始は休み）

2 介護保険サービスおよび区の高齢者サービスの申請代行

介護保険の要介護認定の申請や介護予防・日常生活支援総合事業の受付、区が独自で実施している保健福祉サービスの紹介と利用申請手続きのお手伝いをします。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援

ケアマネジャーの支援をします。（困難事例など）

4 介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と総合事業対象者の方の介護予防プランの作成を行います。

■対象者

65歳以上の方及びその家族

■問合せ又は申込先

地域包括支援センター

（76ページ参照 担当地域は71ページから）

シニアステーション事業

H28. 4

■事業内容等

元気維持・介護予防の機能と、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能との連携により、高齢者の元気維持や介護予防、社会参加から最適な介護サービスへの切れ目のない支援を提供する事業です。馬込地区、嶺町地区、田園調布地区、千束地区、蒲田西地区、

糞谷地区、羽田地区の7地区で実施しています。シニアステーション糞谷では、おおむね55歳以上の方（プレシニア）を対象とした社会参加支援事業も行っています。

■問合せ先

各シニアステーション（79ページ参照）

高齢者ほっとテレフォン（夜間・休日専用電話）

H21. 4

■事業内容等

- 1 区役所が閉庁している時間帯に、高齢者の介護や福祉に関する相談をお受けする電話相談窓口です。
- 2 相談は、介護支援専門員や看護師など保健福祉の専門資格を持つ相談員が電話でお受けします。

■対象者

- 1 対象
区内在住のおおむね65歳以上の方とその家

族、関係者

2 相談時間

月～金曜は、午後5時～翌日午前8時30分
土・日曜、祝日、年末年始（12月29日から
1月3日）は、24時間

3 電話相談専用

☎ (3773) 3124

■問合せ先

高齢福祉課 高齢者支援担当 ☎ (5744) 1250

東京都医療機関案内サービス「ひまわり」

■事業内容等

東京都医療機関案内サービス「ひまわり」

☎ (5272) 0303

〈事業内容〉

- 1 医療機関案内（毎日24時間）
問い合わせの時間に診療を行っている近くの医療機関を案内します。

- 2 保健医療福祉相談（平日午前9時～午後8時（祝日、12/29～1/3を除く）月～金
面談の場合は要予約）

保健・医療・福祉に関する相談や問い合
わせに専門相談員が応じています。

医療機関・薬局の公的検索システム「医療情報ネット（ナビイ）」

■事業内容等

さまざまな情報から全国の医療機関を検索することができます。

(URL) <https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp>

消費生活相談（消費者生活センター）

■事業内容等

事業者との契約トラブル、悪質商法、架空請求・不当請求、商品やサービスに関する相談を受け付けています。

消費生活相談員が解決に向けた助言や情報提供を行っています。必要に応じて消費者と事業者の仲介（あっせん）を行っています。契約書等の資料をご用意いただくと、より具体的な話ができます。

■対象者

大田区在住、在勤、在学の方

- 1 電話相談 ☎ (3736) 0123
来所相談 大田区蒲田5-13-26-101
午前9時～午後4時30分（土・日曜、祝日、
年末年始を除く）

- 2 土・日曜、祝日（年末年始を除く）の相談は都・国で受付します。

消費者ホットライン ^{イヤヤ}☎188（局番なし）
東京都消費生活総合センター
（土曜 午前9時～午後5時）

国民生活センター
（土・日曜、祝日 午前10時～午後4時）

- 3 高齢者被害110番（東京都消費生活総合センター）☎ (3235) 3366
午前9時～午後5時（日曜、祝日、年末年始を除く）

■問合せ先

大田区立消費者生活センター ☎ (3736) 7711

大田区福祉オンブズマン制度

オンブズマンとは？

オンブズマン(ombudsman)は、スウェーデン語で「権限を与えられた代理人、弁護人」を意味します。福祉オンブズマンは、区長から権限を与えられ、大田区の福祉サービス利用者の苦情等を公正かつ中立な立場で調査します。

福祉オンブズマンの責務

福祉オンブズマンは、福祉サービス利用者の権利を擁護するため、公平かつ適切に職務を遂行します。また、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない責任があります。

苦情を申立てできる方

区が行った福祉サービスや区が関与する福祉サービスを現在利用していたり、サービスを利用できなくなったり、受けようとしたサービスの利用を認められなかった方です。また、本人のご家族などによる申立てもできます。

申立てできる苦情

福祉サービスに関する具体的な苦情です。ただし、苦情の内容がその事実のあった日から1年を経過した事項、裁判所で係争中の事項及び既に判決等のあった事項、行政不服審査法に基づき不服申立てを行っている事項及び既に裁決等のあった事項等は除きます。

苦情申立ての方法

所定の「苦情申立書」による申立てを原則とします。申立ては郵送やFAXでも受付けます。

調査の方法

福祉オンブズマンが調査事項に関係する書類や記録を閲覧したり、関係者に直接事情を聴いたりして調査を行います。

調査後の流れ

調査の結果は、原則として45日以内に申立人に通知します。調査の結果、福祉オンブズマンが必要と認めるときは、区に対して福祉サービスの決定や内容を是正するよう勧告します。また、制度を改善するよう意見表明をすることもあります。福祉サービス事業者には、区を通してサービスの改善を要請することもあります。

運営状況の報告と公表

福祉オンブズマンは、毎年、運営状況をまとめて区長に報告するとともに、広く区民のみなさんに公表します。公表にあたっては申立てられた方などの個人情報等の保護に十分な配慮を図ります。

福祉オンブズマンの相談日

4名の福祉オンブズマンが、交代で毎週火曜日（祝日、休日及び年末年始を除く）の午前9時から正午、本庁舎2階の福祉オンブズマン室で相談をお受けします。福祉オンブズマンによる相談は予約優先で実施します。福祉オンブズマンによる相談日以外は、担当職員がお話を伺い福祉オンブズマンに引継ぎます。

■問合せ先

福祉オンブズマン担当（企画経営部広聴広報課）

☎（5744）1130 FAX（5744）1553

（社会福祉法人）大田区社会福祉協議会

■事業内容等

大田区社会福祉協議会は社会福祉法で、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられ「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進する」民間の団体です。

区民の皆さん、民生委員児童委員、行政機関などと密接な連携を図りながら、さまざまな地域福祉活動事業を行っています。

- ・ほほえみ訪問（24ページ）
- ・成年後見制度等の相談
- ・地域福祉権利擁護事業（30ページ）
- ・遺言公正証書等作成支援事業（30ページ）
- ・緊急通報サービス紹介事業（24ページ）
- ・車いすの貸出（15ページ）

〈高齢者のための事業〉

- ・敬老の日お祝いメッセージカード贈呈(31ページ)
- ・就労・社会参加活動支援（32ページ）

〈その他の事業〉

- ・おおた地域共生ボランティアセンターの運営
- ・歳末たすけあい運動

■問合せ又は申込先

（社福）大田区社会福祉協議会

〒144-0051 東京都大田区西蒲田七丁目49番2号

大田区社会福祉センター内

法人運営センター

- 庶務 電話 03-3736-2021
- 計画・組織基盤・人材育成 電話 03-3736-2023
- 生活相談 電話 03-3736-2026
- 特例貸付 電話 03-3736-7777
- 要介護認定調査 電話 03-5703-8233

おおた成年後見センター

- 後見推進・後見事業 電話 03-3736-2022

おおた地域共生ボランティアセンター

- 地域共生 電話 03-3736-2266
- ボランティア 電話 03-3736-5555

大田区いきいきしごとステーション

電話 03-5713-3600

JR蒲田駅西口徒歩3分

受付時間

午前8時30分～午後5時15分（月曜日～土曜日）

※但し、土曜日は、一部業務のみ（車いすの貸出、ボランティア保険の受付など）

日曜、祝日は休みです。

※施設案内図67ページ

ホームページアドレス

<https://www.ota-shakyo.jp>

成年後見制度

成年後見制度とは、知的障がい、精神障がい、認知症などによって判断能力が不十分な方の援助者を選び、法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

(1) 法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分な方に対して、家庭裁判所が、成年後見人等を選び、法律面・生活面で支援する制度です。

ご本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの種類があり、支援できる範囲が異なります。

成年後見制度の手続きの流れや費用等について知りたい方は、
「成年後見はわかり」
<https://guardianship.mhlw.go.jp>

(2) 任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。

ご本人の判断能力が低下した場合に、申立てにより家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、初めて任意後見人の活動が始まります。

成年後見制度等の相談

■事業内容等

判断能力が十分でない方や加齢に伴い、将来に不安がある方への支援のひとつとして、成年後見制度のしくみや申立手続の案内、利用にあたっての相談などを行っています。

福祉法律相談では、暮らしの中の心配ごと、成年後見制度、遺言や相続のことなど、日常生活の中で起きる法律に関わる問題について、専門家が相談に応じます。

福祉法律相談（無料・予約制）

相談名	日 時	相談員	相談内容
法律相談	毎週火曜日 (第5火曜日を除く) おひとり40分間	午前10時 ～正午	弁護士 日常生活上の法律問題全般
成年後見制度 専門相談	第1・2・4木曜日 おひとり1時間		司法書士 成年後見制度の利用方法・後見人業務の実務等に関する相談
公正証書であんしん生活相談	第3木曜日 おひとり30分間		公証人 公正証書を活用した委任契約、遺言相談、尊厳死宣言、離婚給付等に関する相談
福祉従事者のための専門相談	第4金曜日 おひとり1時間	午後3時 ～5時	弁護士 利用者等の権利擁護に関する相談（後見・遺言相談・虐待・消費者被害・借金・不動産賃貸借等）

■問合せ又は申込先

(社福) 大田区社会福祉協議会
おおた成年後見センター

☎ (3736) 2022

※施設案内図 (67ページ)

<https://www.ota-shakyo.jp>

高齢者虐待の相談

高齢者虐待とは

「たたく、なぐる」などの身体的な行為のほか、「どなる、無視する、年金などを勝手に使う、医療や介護サービスが必要であるにもかかわらず使わせない」などの行為も該当します。

介護者の孤立や介護疲れなどにより、気づかないうちに虐待が行われていることもあります。

まずご相談ください

「このままでは虐待になってしまうかも…」など、身近に気がかりな高齢者や家族がいたら窓口へご相談ください。ご相談いただいた方のお名前が相手に伝わることはありません。

■相談窓口

高齢者の相談窓口（裏表紙参照）
各地域福祉課高齢者地域支援担当
（75ページ参照）

休日応急診療

夜間や休日に病気や歯痛になったら、下記に連絡してください。

必ず電話をしてお出かけください。

受診の際は、健康保険証、医療証、健康手帳などをお忘れなく。

- 内科、小児科の急病 【日曜・祝日の午前9時～午後9時30分・土曜日の午後5時～午後9時30分】
※電話予約制

大森医師会診療所（中央4-31-14）	3772-2402
田園調布医師会診療所（石川町2-7-1） ※日曜・祝日のみ	3728-6671
蒲田医師会診療所（蒲田4-24-12）	3732-0191

- 小児科の急病 【月曜日～金曜日の午後7時45分～午後10時45分（祝日を除く）】
※創立記念日（6月10日）は休診

大田区子ども平日夜間救急室 （大森西6-11-1 東邦大学医療センター大森病院3号館内）	3762-4151
---	-----------

※大森医師会・田園調布医師会・蒲田医師会・大田区薬剤師会・東邦大学医療センター大森病院が協同で運営しています。

- 歯痛 【日曜・祝日の午前9時～午後5時】（受付は午後4時30分まで）

大森歯科医師会館（池上4-19-7）	3754-8648
蒲田歯科医師会館（新蒲田1-4-14）	3731-9282

- 薬（処方箋調剤） 【日曜・祝日の午前9時～午後10時・土曜日の午後5時～10時】

大森地区 大森会営薬局（中央3-1-3 アルカディア中央1階）	3774-7721
田園調布地区 ゆきがや薬局（東雪谷5-1-1） ※日曜・祝日のみ	3728-3231
蒲田地区 蒲田薬局（蒲田4-38-5）	3732-1291

- 接骨（ほねつぎ） 【日曜・祝日の午前9時～午後5時】

東京都柔道整復師会大田支部	090-3542-3896
---------------	---------------

- その他の医療機関案内 【24時間】

東京都医療機関案内サービス 『ひまわり』	5272-0303
----------------------	-----------

- 救急車を呼んだほうがいいか迷ったら 【24時間】

東京消防庁救急相談サービス 『救急相談センター』	#7119
ダイヤル回線のときは	3212-2323

- 小児救急相談 【月曜日～金曜日の午後6時～翌朝8時】
【土・日・祝日・年末年始の午前8時～翌朝8時】

子供の健康相談室（小児救急相談）	#8000
ダイヤル回線のときは	5285-8898

区の専門相談（無料）

専門相談員による相談です。（休日及び年末年始を除く）大田区に在住・在勤・在学の方が対象です。
問合せ先及び予約先 相談内容欄に記載のないものは、広聴広報課 ☎ 5744-1135

相談名	相談内容	日時	場所	相談員
法律（予約制）	借地、借家、相続、離婚、金銭問題などの日常生活に関する法律問題 （予約先）広聴広報課 ☎ 5744-1135	月、水、金曜 相談時間25分 ①午後1時30分～ ②午後1時55分～ ③午後2時20分～ ④午後2時45分～ ⑤午後3時10分～	区民相談室 （本庁舎2階）	弁護士
不動産取引	不動産取引一般に関すること	第1・3木曜 午後1時～3時（受付）		宅地建物 取引士
登記（予約制）	不動産、会社などの登記、申請に関する こと （予約先）広聴広報課☎ 5744-1135 （相談日の前月の5日、土・日・休日 のときは翌日から受付）	第3火曜 相談時間30分 ①午後1時～ ②午後1時30分～ ③午後2時～ ④午後2時30分～ ⑤午後3時～ ⑥午後3時30分～		司法書士
公証	遺言、相続、金銭貸借などの証書作成、 文書の認証、確定日付に関すること	第1火曜 午後1時～3時（受付）		公証人
健康（一般・メンタルヘルス） （予約制）	自分または家族の健康に関すること （予約・問合せ先） 大田地域産業保健センター ☎ 3772-2402	木曜（8月は未実施日あり） 午後1時～2時30分（受付） （メンタルヘルスは月1回木曜）		産業医の資格を持つ 医師、産業保健師
税務（予約制）	所得税、相続税などの税金に関する 相談（確定申告の相談は除く） （予約先）広聴広報課☎ 5744-1135 （相談日の前月の1日、土・日・休日 のときは翌日から受付）	第2・4木曜 相談時間30分 ①午後1時～ ②午後1時30分～ ③午後2時～ ④午後2時30分～ ⑤午後3時～ ⑥午後3時30分～		税理士
社会保険労務	健康保険、厚生年金保険、労災保険、 雇用保険などの社会・労働保険及び 労務管理に関すること	第1・3火曜 午後1時～3時30分（受付）		社会保険 労務士
行政	国など行政全般に関する要望、意見、 苦情など	第1・3火曜 午後1時～3時（受付） 第2水曜 午後1時30分～3時30分（受付）	本庁舎1階 ロビー 大森駅ビル アトレ大森 5階	行政相談委員 （総務大臣委嘱）
行政手続	戸籍、相続、外国人在留、官公庁への 許認可などの手続に関すること	第4木曜（休日の時は翌日、 12月は第3木曜） 午後1時～3時30分（受付）	本庁舎1階 ロビー	行政書士
土地家屋調査	土地・建物の調査・測量、境界線問題 及び不動産の表示登記など	第1水曜 午後1時～3時30分（受付）		土地家屋 調査士
一級建築士による 無料建築相談 （予約制）	建築、増築、耐震診断、耐震改修など （予約・問合せ先） 建築調整課建築相談担当 ☎ 5744-1383	第1・3水曜（9月は要問合せ） 午後1時～4時	本庁舎1階 ロビー	一級建築士
建築リフォーム 無料相談	住宅の増改築や修繕など （問合せ先） 産業振興課産業振興担当 ☎ 5744-1363	第2・4火曜 午後1時30分～4時30分		建築あっ せん事業 連絡協議 会相談員
空家無料相談 （個別相談は 予約制）	空家の利活用、解体、相続、登記、成 年後見など （問合せ先） 空家総合相談窓口（建築調整課住宅担 当内） ☎ 5744-1348	第2木曜 午後2時～4時10分	本庁舎会議 室等	空家対策に関 する協定団体

相談名	相談内容	日時	場所	相談員
人権・身の上相談	人権を侵害されたり、家庭内や近隣のお付き合いの中での悩みごとなど (問合せ先) 人権・男女平等推進課 ☎ 5744 - 1148	第2・4火曜 相談時間 30分 午後1時～2時30分(受付)	区民相談室 (本庁舎2階)	人権擁護委員 (法務大臣が委嘱した民間有識者)

<http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sodan/senmon/index.html>

健康診査

■事業内容等

生活習慣病の早期発見及び早期治療を通じて健康保持を図るための健康診査で、区内の実施医療機関で行います。

〈費用等〉年1回まで無料

■対象者

- ①大田区国民健康保険に加入している40～74歳の方
 - ②後期高齢者医療保険に加入している方
 - ③生活保護を受けている40歳以上の方
 - ④中国残留邦人等支援給付受給中の40歳以上の方
- ※職場等で健康診断を受ける機会のある方を除きます。

■問合せ先

- ①国保年金課 国保保健事業担当
☎ (5744) 1393
 - ②国保年金課 後期高齢者医療給付担当
☎ (5744) 1254
 - ③、④健康づくり課 検診事業担当
☎ (5744) 1265
- ①、②以外の健康保険にご加入の方は、それぞれの健康保険の保険者にお問い合わせください。

高齢者インフルエンザ予防接種

■事業内容等

10月1日から1月31日の間実施、東京23区内の指定医療機関で実施 本人負担は免除

■対象者

- ・接種日時時点で区内に住民登録を有する65歳以上の方
- ・その他法令で定められている方

■問合せ先

感染症対策課感染症対策担当 ☎ (4446) 2643

高齢者用肺炎球菌予防接種

■事業内容等

4月1日から3月31日の間、東京23区内の指定医療機関で実施 本人負担は1,500円(生活保護受給者は免除)

■対象者

- ・接種日時時点で区内に住民登録を有する方で、

過去に肺炎球菌(23価)の予防接種を受けたことが無く、接種日現在満65歳の方

- ・その他法令で定められている方

■問合せ先

感染症対策課感染症対策担当 ☎ (4446) 2643

「高齢受給者証」の交付（国民健康保険）

■事業内容等

「高齢受給者証」を発行します。医療機関で受診する時に、保険証と高齢受給者証を一緒に提示してください。収入に応じて医療機関の窓口負担割合が決まります。

■対象者

70歳から74歳

（誕生月の翌月から該当します。1日が誕生日の人はその月から該当します。）

■問合せ先

国保年金課 国保資格係 ☎ (5744) 1210
<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kokunen/kokuho/kourei/70sai.html>

入院時食事療養費減額制度（国民健康保険）

■事業内容等

入院すると1食につき490円の食事代を支払っていただきます。ただし、住民税非課税世帯に該当する方は申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

認定証を医療機関に提示することで食事代が減額されます。

減額認定の場合の食事代

- 1 230円（70歳未満の区分オの方・70歳以上の区分Ⅱの方）
- 2 180円（70歳未満の区分オの方で入院日数が90日を超えたとき・70歳以上で区分Ⅱの方で入院日数が90日を超えたとき）※過去12か月の入院日数
- 3 110円（70歳以上で区分Ⅰの方）

※上記の金額は令和6年6月1日から改正した金額です。

■対象者

国民健康保険加入者

※区分オとⅡは、世帯主及び国保加入者全員が住民税非課税の人が該当します。

※区分Ⅰは、世帯全員が住民税非課税で、その世帯の所得が一定基準以下の世帯に属する人が該当します。

一定基準例: 1人(公的年金収入のみ)の場合、年間収入約80万円以下

■問合せ又は申込先

国保年金課 国保給付係 ☎ (5744) 1211
<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kokunen/kokuho/ukerareru/nyuuin.html>

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付（国民健康保険）

■事業内容等

医療機関の窓口で保険証、70歳から74歳の方がお持ちの高齢受給者証と一緒に提示することにより、入院や外来の際に支払う医療費は、医療機関ごと（入院と外来、医科と歯科は別）に1か月につき限度額までとなります。ただし入院中の食事代・差額ベッド代、保険が適用されない診療費などは、対象になりません。

住民税非課税世帯の方は、あわせて入院中の食事代が減額されます。

※保険料に未納があるときは、認定証を発行できない場合があります。

■対象者

・70歳未満で大田区国民健康保険に加入している方

- ・70歳から74歳までの住民税非課税世帯の方で大田区国民健康保険に加入している方
- ・70歳から74歳までの住民税課税世帯の方で現役並みⅠ・Ⅱの区分に該当する方
- ・70歳から74歳までの住民税課税世帯の方で一般及び現役並みⅢの区分に該当する方は、高齢受給者証を提示することで対応しますので、申請は不要です。

■問合せ又は申込先

国保年金課 国保給付係 ☎ (5744) 1211
<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kokunen/kokuho/ukerareru/gendogakutekiyoninteisho.html>

区 分		限度額		
		外来（個人単位）	入院を含めた世帯単位	多数回
現役並みⅢ	課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (総医療費 < 10 割 > - 842,000 円) × 1%		140,100 円
現役並みⅡ	課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (総医療費 < 10 割 > - 558,000 円) × 1%		93,000 円
現役並みⅠ	課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (総医療費 < 10 割 > - 267,000 円) × 1%		44,400 円
一 般		18,000 円 (年間 144,000 上限)	57,600 円	44,400 円
低所得者Ⅱ		8,000 円	24,600 円	
低所得者Ⅰ		8,000 円	15,000 円	

「後期高齢者医療被保険者証」の交付（後期高齢者医療制度）

■事業内容等

「後期高齢者医療被保険者証」を発行します。医療機関の窓口で支払う自己負担割合は所得により1割負担、2割負担、3割負担があります。

■対象者

- ・75歳以上の方
(75歳の誕生日より対象となります。)
- ・65歳から74歳で一定の障害があり認定を受けている方

※令和6年12月2日以降、「後期高齢者医療被保険者証」の取り扱いが変更となる予定です。

■問合せ又は申込先

国保年金課 後期高齢者医療資格担当 ☎ (5744) 1608
https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kokunen/kouki_k_iryuu/hihokensya/koukihokensyo.html

入院時食事療養費減額制度（後期高齢者医療制度）

■事業内容等

入院すると1食につき490円の食事代を支払っていただきます。ただし、住民税非課税世帯に該当する方は申請により認定証を交付します。

認定証を医療機関に提示することで食事代が減額されます。

減額認定の場合の食事代

- 1 230円（区分Ⅱに該当し、90日までの入院）
- 2 180円（区分Ⅱに該当し、過去12ヶ月で90日を超える入院）
- 3 110円（区分Ⅰ）

※令和6年6月より食費が改定されました

■対象者

後期高齢者医療被保険者で、非課税世帯（区分Ⅰ・Ⅱ）に該当する方

※区分Ⅱは、世帯全員が住民税非課税の方（区分Ⅰ以外の方）

※区分Ⅰは、世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が、必要経費、控除（年金の所得は控除額を80万円までとして計算）を差し引いたとき0円になる方

■問合せ又は申込先

国保年金課 後期高齢者医療給付担当

☎ (5744) 1254

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kokunen/kouki_k_iryuu/kyufu/nyuujinji-syokujii-futan-keigen.html

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付（後期高齢者医療制度）

■事業内容等

住民税非課税世帯に該当する方は、医療機関の窓口で保険証と一緒に提示することにより、外来や入院の際に支払う医療費（保険診療分）は、医療機関ごとに1か月につき限度額までとなります。また、入院の際の食事代が減額となります。

■対象者

後期高齢者医療被保険者で、非課税世帯（区分Ⅰ・Ⅱ）に該当する方

※区分Ⅱは、世帯全員が住民税非課税である方（区分Ⅰ以外の方）

※令和6年12月2日以降、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の新規受付や再発行の取り扱いに変更がある予定です

※区分Ⅰは、世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費、控除（年金の所得は控除額を80万円までとして計算）を差し引いたとき0円になる方

■問合せ又は申込先

国保年金課 後期高齢者医療給付担当

☎ (5744) 1254

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kokunen/kouki_k_iryuu/kyufu/1gengakushou.html

「限度額適用認定証」の交付（後期高齢者医療制度）

■事業内容等

自己負担割合が3割の方で、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の方は、申請により「限度額適用認定証」を交付します。医療機関等の窓口には保険者証と一緒に提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までとなります。

■対象者

後期高齢者医療被保険者で、現役並み所得者（3割）現役Ⅰ・Ⅱの所得区分に該当する方

・現役Ⅱは、住民税課税所得が380万円以上690万円未満

・現役Ⅰは、住民税課税所得が145万円以上380万円未満

■問合せ又は申込先

国保年金課 後期高齢者医療給付担当

☎ (5744) 1254

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kokunen/kouki_k_iryuu/kyufu/3gendoshou.html

※令和6年12月2日以降、「限度額適用認定証」の新規受付や再発行の取り扱いに変更がある予定です

介護予防・日常生活支援総合事業は、

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様な主体による介護予防や生活支援の体制づくりを進めます。

介護予防・生活支援サービス事業

■対象者

- ・要支援1・2の認定を受けた方
- ・基本チェックリストで事業対象者と判定された方

■事業内容等

- ・訪問型サービス

	内容
生活力アップサポート	ホームヘルパーと共に生活力の向上を目指します。
絆サポート	地域のボランティアが、自立した生活をサポートします。
元気アップリハ (訪問型短期機能訓練)	機能訓練指導員がご自宅を訪問して機能訓練を行います。

- ・通所型サービス

	内容
はつらつ体力アップサポート (機能訓練特化)	体力アップを目指したサポートを行います。
いきいき生活機能アップサポート (生活機能向上)	仲間と一緒に心と体の元気度をアップするサポートを行います。

■問合せ又は申込先

高齢者の相談窓口（裏表紙参照）

一般介護予防事業（元気度がアップする事業）

■対象者

大田区在住のおおむね65歳以上の方

■事業内容等

介護予防とは、健康寿命を延伸し、要介護状態になることを防ぐための取り組みです。

- ・いきいき公園体操
- ・膝痛・腰痛ストップ体操
- ・ポールウォーク
- ・認知症予防体操・講座
- ・老人いこいの家介護予防体操・講座（元気アップ教室）

など

■問合せ先

高齢福祉課 高齢者支援担当 ☎5744-1624

紙おむつ等の支給

S 50.10

■事業内容等

1 紙おむつ支給

毎月450点まで区が負担します。450点を越えた分は自己負担となります。(1点10円)
複数の商品の組み合わせもできます。

	1袋枚数	1袋点数
パンツ型	12～24枚	162～258点
テープ型	17～32枚	235～347点
尿とりパット	16～33枚	90～210点
フラット型	10～30枚	85～135点
シート	16枚	210点
パッド用ホルダー	1～5枚	98～213点
パンツ用パッド	20～48枚	130～154点

2 おむつ代助成

紙おむつを持ち込みできない病院に入院の場合は、月4,500円を限度に助成します。

年3回、3月、7月、11月の各月20日までに請求する必要があります。本人名義の口座に振り込みます。各期毎に請求が必要です。

助成は申請月からです。申請日より前に遡って助成することはできません。

■対象者

区内に住所を有し、かつ、現に居住し、要介護3～5に認定され失禁のためおむつを必要とする方。要介護1・2の認定を受け、傷病により医師が紙おむつを必要と認めた方。また要介

護認定を受けていない方でも、65歳以上で病院に入院し、要介護状態でおむつが必要な方は対象になる場合があります。

ただし、生活保護を受けている方、中国残留邦人等支援受給者、介護保険施設に入所している方、障害者総合支援法による日常生活用具の紙おむつの給付を受けられる方、その他心身障害を有することを理由に紙おむつの給付を受けられる方は除きます。

介護保険施設

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設（老人保健施設）
- ・介護療養型医療施設（療養病床等）
- ・介護医療院（平成30年4月から創設）

平成28年度から、要介護1・2の方は医師の証明が必要になりました。証明書文書料は申請者の負担となります。

■問合せ又は申込先

65歳以上の方

高齢者の相談窓口（裏表紙参照）

40～64歳の方

地域福祉課（75ページ参照）

高齢者寝台自動車利用助成事業

H7. 4

■事業内容等

ねたきり高齢者のいる家庭でショートステイの利用、入退院、転院、通院等のとき区が契約した業者の寝台自動車を利用した料金の一部を助成します。

寝台自動車利用券5,000円補助 年6枚
ただし10月1日以降の申請者は年3枚

■対象者

65歳以上で、要介護3相当以上かつねたきり、またはこれに準ずる状態にあり、寝台車以外に移動の手段をもたない方（車いすでのご利用はできません。）

■問合せ又は申込先

高齢者の相談窓口（裏表紙参照）

高齢者出張理・美容サービス

S51. 7 H13. 4 美容開始

■事業内容等

理・美容師がねたきり高齢者のいる家庭に出張し居宅で理・美容を行い、ねたきり高齢者の保健衛生の向上を図ります。

出張理・美容利用券 年4枚（無料）
ただし10月1日以降の申請者は年2枚

※高齢者健康回復事業は29ページを参照してく

ださい。

■対象者

65歳以上で、要介護3相当以上かつねたきり、またはこれに準ずる状態にあり、理・美容店に行くことが困難な方

■問合せ又は申込先

高齢者の相談窓口（裏表紙参照）

ねたきり高齢者訪問歯科支援

S63.10

■事業内容等

歯や入れ歯の具合、食べる機能（飲み込みにくい、むせるなど）について不安があるねたきり高齢者に対して、訪問により歯科健康診査及び摂食えん下機能健康診査を行います。事前に歯科衛生士が口腔の状態などを確認し、その後歯科医師が訪問診査を行います。

〈費用〉診査は無料

※診査の結果、治療を受ける場合は、健康保険

の自己負担及び各医療助成制度一部負担金が必要です。

■対象者

在宅でねたきり、またはこれに準じる状態にあるおおむね65歳以上の方で、歯科医療機関への通院が困難な方

■問合せ又は申込先

高齢者の相談窓口（裏表紙参照）

在宅高齢者等訪問相談事業

S52. 4

■事業内容等

在宅で心身の虚弱な方及びその介護家族に対し、日常生活上の保健福祉に関する専門的な指導等を行い、これらの方の心身機能の低下防止、健康の保持向上及び福祉の増進を図ります。

〈指導内容〉ねたきり予防、リハビリ、食事、
栄養、口腔衛生指導等

〈費用〉無料

〈指導担当〉保健師・理学療法士・
作業療法士・言語聴覚士・
管理栄養士・歯科衛生士

■対象者

在宅で心身が虚弱状態にある方及びその方を介護している家族

■問合せ又は申込先

高齢者の相談窓口（裏表紙参照）

高齢者緊急ショートステイ事業

H27. 4

■事業内容等

介護者が急病等の緊急時に、短期入所し日常生活の支援を受けることができます。

〈利用期間〉

原則7日以内

■対象者

- ①要介護、要支援と認定された方で区が定める緊急の要件に該当するため、家庭で一時的に生活することが困難となった高齢者
- ②要介護、要支援に該当しないが何らかの理由で家庭で一時的に生活することが困難となった以下の方
 - ・65歳以上の方
 - ・65歳未満の初老期における認知症に該当する方

(利用方法)

担当のケアマネジャーに相談してください。利用要件に該当する場合は、担当のケアマネジャーを通じ区へ申請を行います。担当のケアマネジャーが決まっていない方は、各地域包括支援センターへ相談してください。

(利用料)

- ①要介護・要支援の認定を受けている方
介護保険法に基づく居宅サービス利用者負担分のほか食費、滞在費
- ②介護認定を受けていない方
介護予防短期入所生活介護利用者負担金の要支援1相当額のほか食費、滞在費

■問合せ又は申込先

各地域福祉課高齢者地域支援担当(75ページ参照)

車いすの貸出(大田区社会福祉協議会)

■事業内容等

〈貸与期間〉2か月以内の必要な期間

〈費用〉無料

〈受け渡し等〉なお、申請時には、借りる方の住所等が確認できるもの(運転免許証、保険証など)をご持参ください。配送、回収は貸出の申請をされた方が行ってください。

■対象者

区内在住の方で、障がいの有無、年齢にかかわらず、短期間または緊急に車いすが必要な方に、無料でお貸ししています。

■問合せ又は申込先

(社福)大田区社会福祉協議会 ☎(3736)5555

※施設案内図67ページ

<http://www.ota-shakyo.jp>

◆◆◆ 車いすステーション 一覧 ◆◆◆ (大田区内44カ所)

R6.5.8

大田区社会福祉協議会では、車いす貸出事業をより身近な地域で利用できるよう、地域の皆さまのご協力をいただいて車いすステーションの運営を行っています。

*貸出期間：1か月以内の必要な期間でご利用ください。

車いすステーションの場所や台数などは変更がありますので、最新情報は、大田区社会福祉協議会のホームページでご確認ください。

地区	ステーション名	台数	住所	問合先	時間	営業日 *祝日は休み						
						日	月	火	水	木	金	土
大森	1 地域包括支援センター大森	6	大森西2-16-2 区民活動支援施設大森【こらぼ大森】内	03-5753-6331	9:00~19:00 (土)9:00~17:00	-	○	○	○	○	○	○
	2 特別養護老人ホーム大森	2	大森西1-16-18	03-5471-2701	9:00~17:00	-	○	○	○	○	○	-
	3 軽費老人ホームB型 大田区立おおもり園	2	大森西1-8-6	03-3764-0703	9:00~17:00	○	○	○	○	○	○	○
	4 甘藷 生駒	2	北馬込2-27-11	03-3774-2955	9:00~18:00	○	○	△ 不定期	-	○	○	○
	5 地域包括支援センター南馬込	2	南馬込3-13-12	03-6429-7651	9:00~19:00 (土)9:00~17:00	-	○	○	○	○	○	○
	6 地域包括支援センター馬込	1	中馬込1-19-1-101	03-5709-8011	9:00~19:00 (土)9:00~17:00	-	○	○	○	○	○	○
	7 東京ガスライフバル東大田	2	山王3-14-17	03-3776-6631	9:00~17:00	-	○	○	○	○	○	-
	8 つどいの場 ひまわり	7	大森北3-1-6	080-5477-2010	10:00~16:00	-	○	○	○	○	○	-
	9 (有)バスト・フレンド	2	中央7-17-19 ファミーユ・パレ1階	03-3778-5892	9:00~17:00	○	○	○	○	○	○	○
	10 桜田理容店	2	東馬込2-15-1	03-3771-1001	9:00~18:00	○	-	○	○	○	○	○
調布	1 シニアステーション田園調布西	2	田園調布4-44-9	03-3721-8066	9:00~17:00	-	○	○	○	○	○	-
	2 エネフィット 原商店	2	田園調布南22-13	03-3757-0243	9:00~17:00	-	○	○	○	○	○	△ 不定期
	3 あおば薬局田園調布店	2	田園調布3-25-1	03-5483-0330	9:00~18:00 (土)9:00~14:00	-	○	○	○	○	○	○
	4 地域包括支援センター嶺町	3	田園調布本町7-1嶺町特別出張所2階	03-5483-7477	9:00~19:00 (土)9:00~17:00	-	○	○	○	○	○	○
	5 (株)ベネッセスタイルケア グランダ雪ヶ谷	2	雪谷大塚町9-2	03-6425-2101	9:00~18:00	○	○	○	○	○	○	○
	6 生活協同組合パルティ 東京 大田センター	2	仲池上1-31-1	03-3752-0120	9:00~18:30	-	○	○	○	○	○	-
	7 地域包括支援センター久が原	2	仲池上2-24-8	03-5700-5861	9:00~19:00 (土)9:00~17:00	-	○	○	○	○	○	○
	8 通所ラボGOEN	1	上池台3-46-11	03-6451-7022	9:00~17:00	-	○	○	○	○	○	○
	9 東京ガスライフバル西大田	1	上池台4-39-5	03-3720-0121	9:00~17:00	-	○	○	○	○	○	-
	10 株式会社ナイスケア	4	北千束3-17-16	03-3748-0789	9:00~18:00	-	○	○	○	○	○	-
	11 渡辺風呂店	2	鶴の木2-10-2	03-3750-7801	9:30~17:00	-	○	○	○	○	○	○
	12 地域包括支援センターたまがわ	3	下丸子4-23-1	03-5732-1026	9:00~19:00 (土)9:00~17:00	-	○	○	○	○	○	○
	13 さくらデイサービス千鳥町	4	千鳥1-3-13	03-3751-1141	13:00~17:00	-	○	○	○	○	○	-
	14 山王リハビリクリニック ウェルネスジム山王	2	東雪谷1-13-1-2階	03-3748-6250	9:00~12:30 14:00~18:00	-	○	○	○	○	○	○
	15 Beステーション凛	2	下丸子4-6-16	03-6715-2675	9:00~17:00	-	○	○	○	○	○	-
	16 地域包括支援センター田園調布	2	田園調布1-30-1	03-3721-1572	9:00~19:00 (土)9:00~17:00	-	○	○	○	○	○	○
	17 田園調布医師会立訪問介護ステーション	2	石川町2-7-1	03-3728-7600	11:00~15:00	-	○	○	-	○	○	-
蒲田	1 大田翔裕園 地域交流センター	5	東六郷1-12-12	03-3736-1271	10:00~12:00 13:00~16:00	○	○	○	○	-	○	○
	2 (社福)有隣協会 春風寮	2	仲六郷4-2-12	03-3738-2563	9:00~16:30	-	○	○	○	○	○	-
	3 地域包括支援センター六郷	3	仲六郷2-44-11 六郷地域力推進センター2階	03-5744-7770	9:00~19:00 (土)9:00~17:00	-	○	○	○	○	○	○
	4 地域包括支援センター西六郷	1	西六郷3-1-7 プラウドシティ大田六郷1階	03-6424-9711	9:00~19:00 (土)9:00~17:00	-	○	○	○	○	○	○
	5 コミュニティスペースにしかまた	2	西蒲田1-18-13	080-2139-9805	11:00~16:30	-	○	○	○	○	-	-
	6 大田区保護司会 更生保護サポートセンター	2	蒲田2-10-1北蒲広場内	03-3739-1734	10:00~16:00	-	○	○	○	○	○	-
	7 気まぐれ八百屋 だんだん	4	東矢口1-17-9	090-8941-3458	10:00~18:00	○	-	○	○	○	○	○
	8 地域包括支援センターやぐち	1	矢口1-23-12	03-5741-3388	9:00~19:00 (土)9:00~17:00	-	○	○	○	○	○	○
	9 特別養護老人ホームいずみえん	3	矢口3-1-5	03-3759-5550	9:00~17:00	-	○	○	○	○	○	-
	10 地域包括支援センター新蒲田	5	新蒲田1-18-16 新蒲田一丁目複合施設3階	03-6715-9731	9:00~19:00 (土)9:00~17:00	-	○	○	○	○	○	○
	11 ナーシングケアホーム結	1	大田区中央8-13-10-1階	03-6410-9511	9:00~18:00	-	○	○	○	○	○	-
糞谷・羽田	1 城南保健生活協同組合 (本部事務所)	2	大森東4-6-15-101	03-3762-0266	9:00~15:30	-	○	○	○	○	○	-
	2 地域包括支援センター平和島	2	大森東1-31-3-105	03-5767-1875	9:00~19:00 (土)9:00~17:00	-	○	○	○	○	○	○
	3 地域包括支援センター大森東	2	大森南4-9-1	03-6423-8300	9:00~19:00 (土)9:00~17:00	-	○	○	○	○	○	○
	4 地域包括支援センター羽田	5	羽田1-18-13	03-3745-7855	9:00~19:00 (土)9:00~17:00	-	○	○	○	○	○	○
	5 こがしの家	5	本羽田2-7-1プラムハイツ301	03-6423-2575 090-1733-3826	10:00~16:00	-	○	○	○	○	○	-
	6 自然食品の店 一五一会	3	西糞谷4-3-11	03-5736-3988	10:00~19:00	-	-	○	○	-	○	○

◆車いすステーションに関するお問い合わせ◆

社会福祉法人大田区社会福祉協議会 大田区西蒲田7-49-2 大田区社会福祉センター5階 ☎03-3736-5555

お家で利用できる区サービスのサービス

介護が必要な方へ

福祉有償運送

■事業内容等

国の登録を受けたNPO法人等が実施する移送サービスです。車いすで乗車できる福祉車両と車いす乗車装置のないセダン型車両があります。

■対象者 ※運行団体の会員になる必要があります。

次のいずれかに該当する方で、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ③ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている方

- ④ 介護保険法に規定する要介護認定を受けている方
- ⑤ 介護保険法に規定する要支援認定を受けている方
- ⑥ 介護保険の基本チェックリストに該当する方
- ⑦ ①～③以外の肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、その他の障がいがある方

■費用

運行団体により異なります。また、団体の入会金、年会費が必要です。

※移送サービス利用券が使えます。

■申込方法

下記の運行団体に直接お問合せの上、会員となってください。

■窓口（令和6年4月現在）

団体	電話番号・FAX番号	備考
NPO法人 たすけあい大田はせさんず	☎ 5747-2610 FAX 5747-2620	福祉車両、セダン型車両
NPO法人 サポートばんぶきん	☎ 3761-0582 FAX 3761-5070	福祉車両、セダン型車両
NPO法人 もっけだの	☎ 3726-0149 FAX 3726-0789	福祉車両、セダン型車両
社会福祉法人 善光会	☎ 5735-8080	福祉車両

■問合せ先

福祉管理課調整担当（計画） ☎（5744）1721

大田区認知症サポートガイド

■事業内容等

認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、認知症の症状や進行にあわせて、どのようなサービスを受けることができるのかをまとめた、認知症に関する冊子です。

認知症について理解するための一助として、ご活用ください。

■配布窓口

高齢者の相談窓口（裏表紙参照）
地域福祉課、特別出張所、高齢福祉課 他

データはコチラ▼



■問合せ先

高齢福祉課 高齢者支援担当 ☎ (5744) 1250

認知症サポーター養成講座

■事業内容等

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」になるための90分の講座です。

■対象者

区内在住・在勤・在学の人

■受講方法

個人…地域包括支援センター主催の講座（会場型・オンライン型）

団体…自治会・町会や企業、小中学校などに、講師を無料で派遣します（参加者が原則10名以上とします）。

■問合せ又は申込先

個人：高齢福祉課 高齢者支援担当

☎ (5744) 1250

団体：特定非営利活動法人オレンジアクト

Email：ohya@3rdpath.org

詳細はコチラ▼



認知症カフェ

■事業内容等

認知症の人やその家族が、介護者同士や地域の人、専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解する場です。

医師の講話や相談、認知症予防・改善のための体操などのプログラムを実施しています（それぞれのカフェによって内容は異なります）。

■対象者

区内在住の認知症の人及びその疑いのある人とその家族、地域の人など

■問合せ先

高齢者の相談窓口（裏表紙参照）

詳細はコチラ▼



認知症地域支援推進員

■事業内容等

認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス事業者、地域の支援機関等の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。認知症カフェの取り組みもその一つです。

■問合せ先

高齢者の相談窓口（裏表紙参照）

認知症初期集中支援チーム

■事業内容等

医療・介護サービスを受けることが何らかの事情で困難だったり、受けていても認知症の行動及び心理症状が顕著なため対応に苦慮している認知症の人（疑いを含む）を、医療・介護の

専門職であるチーム員が訪問し、初期の支援を包括的に行います。

■問合せ先

高齢者の相談窓口（裏表紙参照）

認知症支援コーディネーター事業

■事業内容等

在宅で認知症の人及び認知症が疑われる人をコーディネーターがアセスメントし、関係機関と連携を図りながら、適切な医療・介護サービスに結び付けていきます。必要と判断した場合は、認知症疾患医療センターのアウトリーチチームに繋げ対応します。

■対象者

認知症の人及び認知症が疑われる人で、医療や介護サービスに繋がっていない人など

■問合せ又は申込先

高齢者の相談窓口（裏表紙参照）

大田区もの忘れ検診

■事業内容等

認知症の早期発見及び早期対応を推進する事業です。対象者には、受診券、もの忘れ検診のご案内などを送付します。同封した「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」でセルフチェックを行い、検診を希望する方は受診することができます。

検診の結果、認知症の疑いがある場合は、専門医療機関をご案内します。

- ・自己負担額：無料
- ・検診期間：毎年7月1日～翌年2月末日

・受診方法：実施医療機関に直接申込
※実施医療機関は、パンフレットや区HPをご確認ください。

■対象者

区内在住で年度内に①70歳、75歳になる方（受診券発送済み）②65～80歳（①を除く）のうち受診を希望する方（問合せ先へお電話ください）

■問合せ先

高齢福祉課高齢者支援担当 ☎（5744）1268

行方不明認知症高齢者等の検索・高齢者見守りメールの配信

■事業内容等

認知症の人及び認知症の疑いのある人が行方不明になった場合に、警察への届出とは別に、右記へご連絡ください。区の機関や東京都を通じて、都内の各区市町村及び近隣県へ情報を周知します。また、ご家族等からの依頼により、事前登録いただいた方（協力員）のパソコンやスマートフォン等に情報を配信し、早期発見・保護につなげます。

■対象者

区内在住で行方不明になった人の家族等

■問合せ又は届出先

65歳以上

高齢者の相談窓口（裏表紙参照）

64歳以下（若年性認知症の方）

各地域福祉課高齢者地域支援担当

（75ページ参照）

詳細はコチラ▼



見守りアイロンシール・見守りシール

■事業内容等

緊急連絡先などの情報をあらかじめ登録する「見守りキーホルダー登録（23ページ）」の番号を記入したアイロンシールやシールを、衣服や肌着、持ち物などに貼り付けて使用します。

警察等に保護された場合には、シールにある電話番号に照会することで、素早く身元や連絡先を確認することができます。

■対象者

区内在住の65歳以上で、見守りキーホルダー登録をしている人

■問合せ又は申込先

高齢者の相談窓口（裏表紙参照）

詳細はコチラ▼



介護マーク

■事業内容等

認知症の人などの介護者は、他の人から見ると介護をしていることが分かりにくく、誤解や偏見を持たれることがあります。

駅やお店のトイレに付き添うときや、介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいときなどに利用します。

ホームページから印刷することもできます。

■対象者

区内在住の介護を必要とする高齢者などを介護している人

■問合せ又は申込先

高齢者の相談窓口（裏表紙参照）

詳細はコチラ▼



若年性認知症の専門相談

■事業内容等

65歳になる前に発症した認知症を「若年性認知症」といいます。若年性認知症専門の相談窓口では、専門の相談員が、本人や家族、関係機関からの相談に応じます。

■対象者

若年性認知症の人（疑いのある人）、その家族及び関係機関

■問合せ先

大田区若年性認知症支援相談窓口

☎ (6459) 8591

月曜日、火曜日、木曜日、金曜日の午前9時～午後5時

(水曜日・土曜日・日曜日・祝休日・年末年始を除く)

詳細はコチラ▼



大田区若年性認知症デイサービス事業

■事業内容等

若年性認知症の人を対象とした介護保険のデイサービス事業です。

社会とのつながりを大切に、外出や調理、地域での活動などを行います。

■対象者

認知症の診断を受けている64歳以下の区民で、介護保険の要支援、要介護の認定を受けた人

■問合せ又は申込先

施設に直接申し込みます。

問合せ先・実施場所

大田区立下丸子高齢者在宅サービスセンター

☎ (3750) 8701

いきいき高齢者入浴事業

H22. 9

■事業内容等

入浴証を発行し、公衆浴場利用料金の一部を区が負担することにより、健康維持や地域でのふれあいを推進し、閉じこもり防止を図ります。

入浴証は、自己負担1回200円で2か月6回(年間36回)と無料で年間1回利用できます。

■対象者

区内に住民登録があり、現に居住している満70歳以上の方

■問合せ又は申込先

高齢福祉課 高齢者支援担当 ☎ (5744) 1252

ひとり暮らし高齢者の登録

H 8.10

■事業内容等

普段の見守りを目的として緊急連絡先を登録します。申請後、民生委員等により訪問調査を行います。

登録された方は下記のサービスが受けられます。

〈理髪・美容サービス〉

70歳以上の方に、区内の福祉理美容店で使える理美容補助券を年2枚支給します。普通調髪

の場合の自己負担は1,000円です。

■対象者

65歳以上のひとり暮らしで、同一敷地内又は隣地に3親等以内の血族又は配偶者が居住していない方(理髪・美容サービスは70歳以上の登録者のみ)

■問合せ又は申込先

登録申請は、高齢者の相談窓口(裏表紙参照)

避難行動要支援者名簿の登録

H29. 4

■事業内容等

災害時に自力で避難することが困難な方を対象に登録を勧めています。

警察署、消防署、地域包括支援センター、自治会・町会、民生委員児童委員に名簿を提供し、災害時の安否確認や、日頃からの地域での支え合いのしくみづくりに役立てます。

■対象者

次のいずれかに該当する在宅の方

- ①65歳以上で要介護3～5の認定を受けた方
- ②その他、災害時の避難行動に支援が必要な方

■問合せ又は申込先

高齢福祉課 高齢者支援担当 ☎ (5744) 1430

高齢者救急代理通報システム

S 63.10

■事業内容等

高齢者が、家庭内で病気など緊急事態に陥ったとき、胸にかけたペンダント型無線発報器等を用いて、区の受託事業者の受信センターに通報することにより、受信センターが救急通報を行い、警備員が自宅に駆けつけます。火災監視については選択できますのでご相談ください。(緊急通報サービス紹介事業は24ページ参照)

■対象者

区内に住所を有し、65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、世帯全員が住民税非課税であり、病弱等により日常生活を営むうえで常時注意を要する方

■問合せ又は申込先

高齢者の相談窓口(裏表紙参照)

高齢者補聴器購入費助成

H22. 4

■事業内容等

聴力機能の低下により家族等とコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用として35,000円を限度に助成します。一人1回限り。故障・紛失、メンテナンス等は対象としません。

申請には、耳鼻咽喉科医師の証明が必要ですので事前相談を行ってください。

■対象者

区内に住所を有し、現に居住している住民税非課税世帯の満65歳以上で、耳鼻咽喉科医師が補聴器の使用を必要と認めている方。ただし、聴覚障害による身体障害者手帳を所持している方は除きます。

■問合せ又は申込先

高齢者の相談窓口（裏表紙参照）

見守りキーホルダー登録

H24. 4

■事業内容等

緊急連絡先や医療情報等をあらかじめ区に登録することにより、緊急時の医療機関や警察等からの照会に対し、24時間体制で迅速に対応します。

- 1 登録をすると登録番号が入ったキーホルダーの他、希望する方にはシールタイプを渡します。
- 2 キーホルダーは、バッグや杖など目立つところに付けていただき外出時の急変時に備えます。

- 3 毎年、誕生月に情報の更新をしていただきます。

■対象者

区内にお住まいの65歳以上の方

■問合せ又は申込先

高齢者の相談窓口（裏表紙参照）

詳細はコチラ▼



不動産担保型生活資金の貸付（リバースモーゲージ）

H15.4

■事業内容等

現在お住まいの自己所有の不動産（土地・建物）に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸付ける制度です。

申込から貸付金の交付まで最短でも6か月程度かかります。

〈対象不動産（土地・建物）〉

- 1 借入申込者が単独で所有している不動産
- 2 賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていない
- 3 土地の評価額が概ね1,500万円以上の一戸建て住宅（マンション等の集合住宅は不可）

〈貸付内容等〉

- 1 貸付月額が30万円以内
- 2 貸付限度額は土地評価額の概ね7割
- 3 利率は年3%または当該年度における4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方

〈返済方法〉

原則として貸付契約の終了後不動産の売却等により貸付元利金を一括償還していただきます。

■対象者

- 1 借入申込者の属する世帯の構成員が原則として65歳以上である
- 2 借入申込者に配偶者又は借入申込者若しくは配偶者の親以外の同居人がいない
- 3 住民税が非課税または均等割課税程度の低所得世帯である
- 4 推定相続人の中から連帯保証人が1名必要

■問合せ又は申込先

（社福）大田区社会福祉協議会 生活相談担当
大田区西蒲田7-49-2

☎（3736）2026 FAX（3736）2030

※施設案内図67ページ

<http://www.ota-shakyo.jp>

緊急通報サービス紹介事業

H9.10

■事業内容等

自宅内で体調不良時に利用者がボタンを押すと、24時間、受信センターへ通報が行き、緊急対応をする業者を、ご紹介します。利用料等割引が受けられます。詳しくはお問合せください。

〈利用料金〉

月額2,750円から（税込）

■対象者

区内に居住している65歳以上の方、または障がいのある方

■問合せ又は申込先

（社福）大田区社会福祉協議会 ☎（5703）8230

※施設案内図67ページ

<http://www.ota-shakyo.jp>

ほほえみ訪問事業

■事業内容等

登録制による無料の見守り訪問サービスです。地域の絆サポーターがひと月に2回程度訪問します。玄関先でのあいさつや会話を通して安否確認や地域の情報を提供します。

※この訪問は、ご本人の了承を得て行います。

絆サポーターはお部屋の中へはあがりません。

■対象者

65歳以上の方または心身に障がいのある方

■問合せ又は申込先

（社福）大田区社会福祉協議会 ☎（5703）8230

※施設案内図67ページ

<http://www.ota-shakyo.jp>

自動通話録音機の無料貸与

■事業内容等

詐欺などの被害防止のため、自動通話録音機を無料で貸し出しています。

自動通話録音機が電話着信時に発信者に対して「通話を録音します」と警告メッセージを流し、会話を自動録音することで、犯人からの電話を遮断する効果が期待できます。

ご自宅の固定電話に簡単に取り付けることができます。

■対象者

区内在住のおおむね65歳以上の方

■貸与窓口

防災危機管理課

消費者生活センター

各地域包括支援センター

(76ページ参照 担当地域は71ページから)

大森・田園調布・蒲田・池上警察署

■問合せ先

防災危機管理課 生活安全担当

☎ (5744) 1634

助っ人サービス

■事業内容等

電球の交換や季節家電の出し入れ等ちょっとした困りごとを地域の絆サポーターがサポートします。

＜サポート料＞300円（20分以内）

※初めて利用の方は登録手続きが必要です。

■対象者

ご家族等にサポートできる方がいないため単発でサポートが必要な方

■問合せ又は申込先

(社福) 大田区社会福祉協議会

☎ (5703) 8230

※施設案内図67ページ

<http://www.ota-shakyo.jp>

ちょこっとサービス

■事業内容等

高齢者世帯の生活のサポートとして、ごみ出しや買い物などの定期的に行うお仕事と、電球交換の様な単発のお仕事を承ります。

〈利用料金〉

30分以内（ごみ出し、電球交換など）600円（消費税込）

1時間以内（買い物代行、話し相手、付き添いなど）1,000円（消費税込）

※介助はできません

※延長は30分単位500円

■対象者

65歳以上の高齢世帯

■問合せ又は申込先

(公社)大田区シルバー人材センター 蒲田分室

☎ (6715) 9855

家事援助サービス

■事業内容等

日常生活の家事やお掃除のお手伝いを承ります。

〈利用料金〉

単発 1,740円

継続 1,280円から

※1名1時間あたりの金額（消費税込）、交通費実費

■対象者

区内在住の方

■問合せ又は申込先

(公社)大田区シルバー人材センター 蒲田分室

☎ (6715) 9855

地域のボランティアの食事サービス

H 9. 4

■事業内容等

食事の支度をするのが困難な高齢者や心身に障がいのある人に対し、地域のボランティアが定期的に食事をお届けします。

〈利用料金〉 1食500～700円（各ボランティアにより料金が異なります。）

〈回数〉 各ボランティアにより回数が異なります。一覧表を参照してください。

■対象者

対象者・利用方法については、下記の一覧表から活動地域等を参考にボランティア団体等を選び直接お問い合わせください。

■問合せ又は申込先

下記の一覧表の各ボランティア団体等

大田区食事サービス一覧（ボランティアグループ）

No.	団体名 個人名	代表者	電話番号	活動地域
1	グループかぼちゃ	重松順子	(3761) 0583	大森・蒲田1丁目～2丁目・中央・南馬込
	週4回	月～木曜	夕食 自宅へ配食	700円 年会費 3,000円
2	こぶしの会	村山美智恵	(3742) 5507	本羽田・羽田・萩中・南蒲田2丁目～3丁目・西糀谷・南六郷
	週3回	月・火・金曜	夕食 自宅へ配食	500円 年会費 1,000円
3	大田地域福祉サービス・システムC	石井知子	(3762) 2213	大森北1丁目～4丁目・山王1丁目～2丁目
	週5回	月～金曜	夕食 自宅へ配食	600円
4	配食サービス・けやき	波田野 皓二	城南保健生協内 (3762) 0266	大森北・大森西・大森東1丁目・大森本町・大森中
	週1回	月曜	昼食 自宅へ配食	600円
5	配食サービス東一	中島寿美	大田翔裕園交流センター内 (3736) 1271	東六郷1丁目・仲六郷1丁目・南蒲田2丁目
	週1回	金曜	夕食 自宅へ配食	500円

はり・きゅう・マッサージ・指圧施術割引券の配布

■事業内容等

はり・きゅう・マッサージ・指圧施術割引券を一人3枚配布します。この割引券により1回1,000円（税込）の自己負担額で施術を受けることができます。

- ・ 申込方法 封書又は郵便はがきに必要事項を記入し、国保年金課へ送付
郵便はがきでの申込の場合、個人情報保護シールの利用をお勧めします。
- ・ 申込期間 7月1日～7月31日
(当日消印有効)
- ・ 割引券送付 8月下旬
- ・ 利用期間 9月1日～12月31日
- ・ 利用施術所 区内指定施術所（割引券送付時に一覧表同封）

■対象者

- ①大田区国民健康保険に加入している70歳～74歳の方
 - ②後期高齢者医療制度に加入している方
- ※いずれも、保険料を完納している方に限る

■問合せ又は申込先

- 国保年金課
- | | |
|-------------|---------------|
| 国保保健事業担当 | ☎ (5744) 1393 |
| 後期高齢者医療給付担当 | ☎ (5744) 1254 |

ごみの戸別訪問収集

■事業内容等

下記の①～③のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯で、自ら集積所へごみを持ち出すことが困難であり、近隣の親族などの協力を得ることができない世帯のごみを収集します。

※事前に審査があります。

■対象者

- ① 要介護2以上に認定されている方
- ② 身体障害者障害程度1級及び2級に認定されている方
- ③ その他、区長が認める方

■問合せ又は申込先

- 大森清掃事務所 ☎ (3774) 3811
 蒲田清掃事務所
 (調布地区) ☎ (6459) 8201
 (蒲田地区) ☎ (6451) 9535

粗大ごみの運び出し収集

■事業内容等

下記の①・②のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯で、身近な人などの協力が困難で、粗大ごみを自ら屋内から運び出すことができない場合は、本人又は代理人の立会いのもとに粗大ごみの運び出し収集をします。管轄の清掃事務所に相談してください。

■対象者

- ① 65歳以上の高齢者
- ② 障害者

■問合せ又は申込先

大森清掃事務所 ☎ (3774) 3811
 蒲田清掃事務所
 (調布地区) ☎ (6459) 8201
 (蒲田地区) ☎ (6451) 9535

※ 有料粗大ごみ処理券を貼付してください。

※ 事前に下見をします。

※ 長尺物・重量物、出入口から持ち出せない物等、処理が困難なものについては、お断りする場合があります。その場合は専門業者等に相談してください。

【粗大ごみとして収集できないもの】

品目名	依頼又は問合せ先
エアコン・テレビ・冷蔵(凍)庫・洗濯機・衣類乾燥機	・購入、又は買い替えをする販売店に引き取りを依頼する。 ・依頼できる販売店がない場合は 家電リサイクル受付センター ☎ 0570 (087) 200
パソコン	・各メーカーのリサイクル窓口へ申し込む。 ・自作機・撤退メーカー品、上記不明の場合等は パソコン3R推進協会 ☎ (5282) 7685 ・宅配業者に回収を依頼する場合は リネットジャパンリサイクル(株) ☎ 0570 (085) 800
ピアノ・オートバイ・廃タイヤ等	販売店・専門業者等に相談

粗大ごみ処理手数料の免除

■事業内容等

下記の①～④のいずれかに該当する方は、粗大ごみの収集にかかる手数料が免除されます。

■対象者

- ①生活保護受給者
- ②中国残留邦人等支援給付受給者
- ③児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者
- ④老齢福祉年金受給者

※減免申請が必要です。

あらかじめ右記申込先に電話で申し込んでください。その際に受給者であることを申し出てください。

■問合せ又は申込先

問合せ 大森清掃事務所 ☎ (3774) 3811
 蒲田清掃事務所
 (調布地区) ☎ (6459) 8201
 (蒲田地区) ☎ (6451) 9535
 申込先 大田区粗大ごみ受付センター
 ☎ 0570 (037) 530

高齢者健康回復事業

H7.4

■事業内容等

ねたきり高齢者の自宅又は区が指定する治療院で、はり・きゅう・マッサージを行い、健康増進、疲労回復を図ります。

健康回復利用券 年4枚（無料）

ただし10月1日以降の申請者は年2枚

※高齢者寝台自動車利用助成事業、高齢者出張理・美容サービスは14ページを参照してください。

■対象者

次の各号のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上の方で、要介護3相当以上かつねたきり、またはこれに準ずる状態の方
- ② ①の方を在宅で介護されている家族

■問合せ又は申込先

高齢者の相談窓口（裏表紙参照）

家族介護者支援ホームヘルプサービス

H21.10

■事業内容等

在宅で介護している家族をサポートするために、要介護高齢者に身体介護や生活援助のためのヘルパーを派遣します。

◇サービスの内容

対象者の生活援助・身体介護
掃除、洗濯、調理・配膳・片付け、見守り、排泄の介助、食事や服薬の介助、入浴や清拭・着替えの介助、買物・散歩などの外出介助、通院や病院内での介助・付添い、話し相手など

◇利用時間等

午前8時から午後8時まで
年間24時間以内（1回1時間単位、連続して12時間まで）

◇利用料

1時間400円、2時間650円、3時間850円、

4時間1,000円、5時間1,150円、6時間1,300円、7時間1,450円、8時間1,600円

ただし、午後6時以降に開始したサービスは、利用時間に次の料金が加算になります。

1時間100円、2時間200円

生活保護世帯及び中国残留邦人等支援受給世帯は費用負担なし。

■対象者

区内に住所を有し、かつ現に居住し、要介護3から5の認定を受けている方で、家族により居宅で介護を受けている方

■問合せ又は申込先

65歳以上の方
高齢者の相談窓口（裏表紙参照）
40～64歳の方
各地域福祉課（75ページ参照）

地域福祉権利擁護事業

■事業内容等

社会福祉協議会がご本人との委任契約に基づいて、介護保険など福祉サービスの利用に関するアドバイスや、利用料の支払いの代行などを行います。特約として次のサービスも提供します。

- 1 預貯金払い戻しサービス（日常生活に必要な預貯金の払い戻しを行い、支援計画で決めた金額の生活費を届けます。）
- 2 書類等預かりサービス（金融機関の貸金庫にて大切な書類等をお預かりします。）

<利用料>

月額基本料金1,000円のほか、1回の利用時

間が1時間まで1,000円加算（1時間を超える場合は30分までごとに500円を加算）。書類等預かりサービスは別途月額1,000円かかります。

■対象者

病気や障害等により、軽い認知症やもの忘れがあるものの、契約内容等について判断できる方を対象としています。

■問合せ又は申込先

（社福）大田区社会福祉協議会

おおた成年後見センター

☎（3736）2022

※施設案内図67ページ

<https://www.ota-shakyo.jp>

遺言公正証書等作成支援事業

H17.6

■事業内容等

遺言を公正証書で作るときに必要な証人（2名）を、社会福祉協議会が無料で派遣します。

■対象者

（次の条件をすべて満たす方）

- ① 原則として、大田区に在住、在勤、在学している18歳以上の方。

- ② 大森公証役場又は蒲田公証役場で遺言を作成すること。

■問合せ又は申込先

（社福）大田区社会福祉協議会

おおた成年後見センター

☎（3736）2022

※施設案内図67ページ

<https://www.ota-shakyo.jp>

米寿お祝いメッセージカード贈呈

■事業内容等

敬老の日前後に、区長からの米寿お祝いメッセージカードを贈呈します。

■対象者

8月15日現在かつ贈呈時に大田区に住所を有し、年度内に満88歳の誕生日を迎える方

■問合せ先

各地域福祉課 管理係

大 森 ☎ (5764) 0654

調 布 ☎ (3726) 4140

蒲 田 ☎ (5713) 1505

糀谷・羽田 ☎ (3741) 6646

敬老祝金贈呈（百歳以上長寿者祝金）

S 47. 9

■事業内容等

年度内に満100歳を迎える方に30,000円、8月15日現在区内男女最高齢の方に50,000円を敬老の日前後に贈呈します。

■対象者

8月15日現在かつ贈呈時に大田区に住所を有し、次に該当する方

- 1 年度内に満100歳を迎える方
- 2 8月15日現在大田区で男女最高齢の方

■問合せ先

高齢福祉課 高齢者支援担当 ☎ (5744) 1430

敬老の日お祝いメッセージカード贈呈

■事業内容等

区の敬老祝金贈呈と同時に、小学生が作成したお祝いメッセージカードを贈呈します。

■対象者

8月15日現在かつ贈呈時に大田区に住所を有し、次に該当する方

- 1 年度内に満100歳を迎える方
- 2 8月15日現在大田区で男女最高齢の方

■問合せ先

(社福) 大田区社会福祉協議会

☎ (3736) 2023

百歳高齢者お祝い状及び記念品贈呈（国・都）

S 33. 9

■事業内容等

長寿を祝い、国と東京都からそれぞれお祝い状と記念品を贈呈します。

■対象者

9月1日現在都内在住で、年度内に満100歳を迎える方

■問合せ先

東京都 福祉局 高齢者施策推進部

在宅支援課振興担当 ☎ (5320) 4275

公益社団法人大田区シルバー人材センター

S52.10

■事業内容等

会員を対象に、各自の希望や知識、経験に応じた請負・派遣形態での就業や社会奉仕等の活動機会を提供しています。

就業は施設・掲示板管理、公園・マンション清掃、自転車整理、子育て支援・家事援助サービス、植木剪定、襖・網戸等の張替え、毛筆筆耕、和洋裁リフォーム、ちょこっとサービスなどの他、派遣による保育補助業務やスーパーマーケット業務などです。

■対象者

60歳以上の方

■問合せ又は申込先

公益社団法人

大田区シルバー人材センター ☎ (3739) 6666

仲六郷1-6-9-125

※施設案内図65ページ

ホームページアドレス

<https://www.ota-sjc.or.jp/>



(社福) 大田区社会福祉協議会 高齢者等就労・社会参加支援センター(大田区 いきいき しごと ステーション) H24. 2

■事業内容等

豊かな知識や経験、優れた技術や能力を持つ高齢者に対して、就労や社会参加活動等、多様な活動を支援します。

無料職業紹介、就労等の個別相談のほか、再就職支援(履歴書の書き方や面接時のポイント等のセミナー、就職面接会の実施など)、社会参加に関する相談、ボランティア活動の紹介などを行っています。

■対象者

おおむね55歳以上の方

■問合せ又は申込先

大田区 いきいき しごと ステーション

☎ (5713) 3600

西蒲田7-49-2

大田区社会福祉センター7階

※施設案内図67ページ

ホームページアドレス

<https://www.ota-shakyo.jp/service/07/job>



シニアステーション糎谷

H29.4

■事業内容等

就労支援事業、社会参加活動支援事業を行っています。厚生労働大臣許可の無料職業紹介事業として、地域やハローワークの求人を元に、相談者と企業のマッチングを支援しています。また、ボランティア養成講座等の実施により、就労や社会参加の機会を提供しています。

■対象者

おおむね55歳以上の方

■問合せ先

シニアステーション糎谷

☎ (6423) 7033 FAX (6423) 7033

西糎谷4-29-16-202

ステーションツインタワーズ糎谷フロントウエスト2階

※施設案内図69ページ

▼詳細はこちら



大田区 生活再建・就労サポートセンター JOBOTA (ジョボタ)

H27.4

■事業内容等

さまざまな理由により経済的に困り、生活・仕事・住まいなどについてのお悩みを抱える方のための無料相談窓口です。窓口や電話でのご相談はもちろん、自宅等への訪問による相談も受け付けています。来所面談は予約制です。詳しくはお問い合わせください。

■対象者

大田区にお住まいで、生活にお困りの方。ただし生活保護を受給中の方は除きます。

■問合せ先

大田区 生活再建・就労サポートセンター
JOBOTA (ジョボタ)

☎ (6423) 0251 FAX (6423) 0261

〈窓口開設時間〉月～土曜 (祝日を除く)

午前10時～午後6時

〈ホームページアドレス〉

<https://www.jobota.net/>

〈住所〉大森北1-11-1 柳原大森ビル6階

※施設案内図55ページ

大田区 ひきこもり支援室SAPOTA (サポタ)

R4.5

■事業内容等

ひきこもりの状態にあるご本人やご家族が抱える悩みを、一緒に考え、サポートする無料の相談窓口です。電話やメールによるご相談のほか、ご希望により相談員が自宅へも訪問いたします。来所面談は予約制です。

■対象者

ひきこもりの悩みを抱える本人及びその家族など

■問合せ先

大田区 ひきこもり支援室SAPOTA (サポタ)

☎ (6459) 6715 FAX (6459) 6714

〈窓口開設時間〉月～土曜 (祝日を除く)

午前10時～午後6時

〈ホームページアドレス〉

<https://www.sapota.or.jp/>

〈住所〉大森北1-3-5 アトラスビル4階

郵便等投票 (郵便等による不在者投票)

■事業内容等

要介護5の認定を受けている方や、特定の障害の身体障害者手帳をお持ちの方で、投票所に行くことが困難な方が、選挙期日の公(告)示日の翌日から選挙期日の前日までの期間に自宅などで投票できる制度です。この制度を利用するためには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。なお、証明書の交付を受けた方でも、選挙ごとに投票用紙等の請求をしていただく必要があります。投票用紙等の請求は、選挙期日の4日前午後5時までとなりますので、郵送にかかる時間を考慮のうえ、早めにご請求ください。

■対象者

要介護5の認定を受け自書できる方

特定の障害の身体障害者手帳をお持ちの方

※詳細はお問合せください。

※郵便等投票の対象に該当しない方で、投票所に行くことが困難な方には、駐車場やエレベーターなどを備えている期日前投票所をご案内しています。この他にも自書できない方には、職員が代わりに記載する代理投票の制度もあります。

■問合せ又は申込先

大田区選挙管理委員会事務局(大田区役所9階)

☎ (5744) 1464

シニアクラブ（旧老人クラブ）助成

S 49.11

■事業内容等

シニアクラブは老後の生活を健全で豊かなものにするためボランティア、健康の増進、生きがいを高めるための活動等を行っている会員組織の団体です。区は、その運営に対して助成しています。

〈大田区シニアクラブ連合会年間行事〉

演芸のつどい、ゲートボール大会、輪投げ大会、囲碁・将棋大会、カラオケ大会、文芸作品展、全国一斉社会奉仕の日など

〈単位クラブ活動〉

公園清掃、廃品回収、交通安全、友愛訪問活動、ゲートボール、体操、歩行会、社交ダンス、民踊、詩吟、カラオケ、囲碁、将棋、俳句、書道など各クラブで自主的に活動しています。

令和6年4月1日現在

155クラブ（うち休会2）

〈助成額〉

1 一般助成

会員数	助成額
30～39人	月額 12,000円
40～49人	〃 16,000円
50人以上	〃 20,000円

2 特別助成

会員数	助成額
50人～79人	月額 3,100円
80人～99人	〃 6,000円
100人～149人	〃 9,100円
150人～199人	〃 12,000円
200人以上	〃 15,100円

■対象となるシニアクラブの要件

- 1 会員の年齢がおおむね60歳以上
- 2 会員数30人以上
- 3 政治宗教上の中立性
- 4 民主的運営
- 5 会費徴収
- 6 クラブ活動は週1回以上
- 7 ほぼ同じ地域で構成

■問合せ又は申込先

設立や補助について

高齢福祉課 高齢者支援担当 ☎ (5744) 1252

*個人が加入申込するときは各クラブへ

シルバーパスの発行

S 48.11

■事業内容等

満70歳以上の高齢者が、東京都シルバーパスを購入することにより、社会参加を促し、高齢福祉の向上を図ります。

都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー、都電及び都内の都営・民営バスの利用が可能（二階建てバスなど一部利用できないものもあります）。

パスの有効期間は毎年10月1日～翌年9月30日までの1年間です。

住民税の課税・非課税等により購入に必要な金額が異なります。

住民税が所得割・均等割ともに非課税の方及び課税の方で前年所得の合計が135万円以下の方	1,000円
住民税が課税の方で前年所得の合計が135万円を超える方（※）	20,510円 （4月～9月購入時は10,255円）
（※）不動産譲渡所得の特別控除のある方	1,000円で購入できる場合あり

■対象者

- ・満70歳以上で都内に住民登録（外国人登録含む）のある方（ねたきり等でパスの利用が困難な方を除く。）
- ・満70歳になる誕生日の月の初日から購入可能
ただし、月の初日（1日）が誕生日の場合
は、前月の1日より購入可能
なお、10月1日誕生日の方が、10月1日か

ら有効の新パスを受ける場合は、10月1日から発行となります。

■問合せ又は申込先

販売は東京都内のバス営業所又は一部の都営地下鉄の定期券発売所で受け付けています。

問合せ先

一般社団法人東京バス協会 ☎（5308）6950

老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）

S 44.11

■事業内容等

高齢者に教養の向上、レクリエーション及び介護予防等のための場を提供し、心身の健康増進を図ることを目的にした施設です。

広間・静養室・娯楽室等があり、昼間は高齢者の施設として利用、夜間は会合等のため有料で一般にも開放しています。

また、大森東・仲池上・東糀谷・東六郷・仲六郷・山王高齢者センターの6館には集会室が併設されており、午前中から夜間まで有料で一般に開放しています。

- 1 毎日体操
- 2 マッサージ 月3回（全館）

- 3 各種講座（体操教室・元気アップ教室）
- 4 入浴 火・木・金の午後（久が原を除く）
- 5 敬老行事

■対象者

- 1 無料利用
60歳以上の区内在住又は在勤者
月曜日～土曜日（午前9時～午後5時）
- 2 有料利用（夜間利用と集会室）
区内在住又は在勤者で年齢を問いません。
- 3 シニアクラブの団体使用（日曜日）

■問合せ又は申込先

各施設（79ページ参照）に直接申し込んでください。

区民センター内の高齢者施設（ゆうゆうくらぶ）

■事業内容等

各区民センター（萩中集会所・大森東地域センターを含む6か所）にゆうゆうくらぶが併設されており、老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）と同様の事業を行っています。

- 1 毎日体操
- 2 マッサージ（月3回）
- 3 入浴（火・木・金の午後）

※現在はコロナのため休止中

■対象者

- 1 無料利用（午前9時～午後5時）
60歳以上の区内在住または在勤者
- 2 有料利用（夜間のみ）
区内在住または在勤者で年齢を問いません。

■問合せ又は申込先

各施設（79ページ参照）に直接申し込んでください。

プール個人利用料の減免

H29

■事業内容等

区内在住の65歳以上の方は、次の期間、プール利用料が2回に1回無料（2回目）になります。

公園プール…9月から6月までの温水期
矢口区民センター温水プール…通年

※プールの窓口氏名・住所・年齢がわかるものを掲示してください。

■対象場所

平和島公園プール
東調布公園プール
萩中公園プール
矢口区民センター温水プール

■問合せ又は申込先

平和島公園プール ☎ (3764) 8424
FAX (3764) 0311
東調布公園プール ☎ (3728) 7651
FAX (3728) 2683
萩中公園プール ☎ (3741) 2155
FAX (3742) 2730
矢口区民センター ☎ (3758) 2941
FAX (3759) 1492

都立・区立公園等の無料入場等

S 43. 4

■事業内容等

有料の都立・区立公園等に65歳以上であることを申し出ることにより、割引料金または無料で入場できます。また、一部の都立公園では車椅子の貸し出しも受けられます。

〈都立〉

(有料の都立公園等)

恩賜上野動物園・多摩動物公園
葛西臨海水族園・井の頭自然文化園
神代植物公園・夢の島熱帯植物館
浜離宮恩賜庭園 ほか8庭園

(車椅子の貸し出しができる公園等)

上記有料公園・日比谷公園・上野恩賜公園
ほか

〈区立〉

(有料の施設等)

池上梅園
勝海舟記念館
龍子記念館
熊谷恒子記念館 ※改修工事のため臨時休館中
(令和6年9月30日まで)

(無料の施設等)

郷土博物館
大森 海苔のふるさと館
山王草堂記念館
尾崎士郎記念館

■対象者

〈都立〉

・65歳以上の方は半額(年齢が確認できる健康

保険証等を提示)

・老人週間(9月15日～21日)は60歳以上の方及び付添い※の方は無料(年齢が確認できる健康保険証等を提示)

※60歳以上の方が入場の際に介助が必要な場合
〈区立〉

・65歳以上の方は無料(年齢が確認できる健康保険証等を提示)

・郷土博物館、大森海苔のふるさと館、山王草堂記念館、尾崎士郎記念館は、年齢制限なく無料

・勝海舟記念館は、65歳以上の方240円、身体障害者手帳等をお持ちの方及びその付添の方1名は無料

・池上梅園は、65歳以上の方は無料(年齢が確認できる健康保険証等を提示)、障害者手帳等をお持ちの方及びその付添の方1名は無料

■問合せ又は申込先

〈都立〉

東京都建設局公園緑地部公園課 ☎ (5320) 5376

〈区立〉

池上梅園 ☎ (3753) 1658

勝海舟記念館 ☎ (6425) 7608

龍子記念館 ☎ (3772) 0680

熊谷恒子記念館 ☎ (3773) 0123

郷土博物館 ☎ (3777) 1070

大森 海苔のふるさと館 ☎ (5471) 0333

山王草堂記念館 ☎ (3778) 1039

尾崎士郎記念館 ☎ (3772) 0680

老齢基礎年金（国民年金の新法）

S 61. 4

■事業内容等

保険料を納めた期間と免除された期間などを合わせて10年以上ある人が、65歳になると支給されます。

（大正15年4月2日～昭和5年4月1日までに生まれた人は保険料納付最低必要年数の短縮があります。）

その他受給要件の特例があります。

〈支給月〉2月、4月、6月、8月、10月、12月
年金額については、保険料の納付済月数や加入可能年数等により、最高795,000円まで

の支給となります。（令和5年4月1日現在）

なお、60歳から減額で受給できる繰上げ請求の制度と66歳以後に増額で受給ができる繰下げ請求の制度もあります。

■対象者

大正15年4月2日以降に生まれた方

■問合せ又は申込先

国保年金課国民年金係 ☎ (5744) 1214

〈年金受給者の問合せ先〉

大田年金事務所お客様相談室 ☎ (3733) 4141

老齢年金通算老齢年金（国民年金の旧法）

S 36. 4

■事業内容等

基礎年金導入前（昭和61年4月1日以前）において、複数の年金制度に加入しており、それぞれの加入期間が1年以上あるが、その制度から老齢年金を受けられるだけの受給資格期間を満たさない等の場合に、各制度の加入期間を通算することにより受給資格期間を満たしたときに、それぞれの加入期間に応じて支給されます。

〈支給月〉2月、4月、6月、8月、10月、12月

■対象者

○大正15年4月1日以前生まれの方

○昭和6年4月1日以前に生まれた方で、昭和61年4月1日以前において、厚生年金等の老齢年金の受給権のある方

■問合せ又は申込先

大田年金事務所お客様相談室 ☎ (3733) 4141

老齢福祉年金（国民年金）

S 34.11

■事業内容等

年齢等の関係で拠出年金に加入できなかった人等に支給されます。

〈支給月〉4月、8月、12月

〈年金額〉全額支給のときは406,100円

■対象者

明治44年4月1日以前に生まれた方および老齢年金の受給権がない大正5年4月1日以前に生まれた方

■支給制限

本人所得、配偶者所得、扶養義務者所得、公的年金受給による支給制限があります。

■問合せ又は申込先

国保年金課国民年金係 ☎ (5744) 1214

その他の年金

■事業内容等

厚生年金の受給

厚生年金に加入したことがある人で、老齢基礎年金の受給要件を満たした人が受けられます。

■問合せ先

厚生年金

大田年金事務所お客様相談室 ☎ (3733) 4141

恩給等（旧軍人等及びその遺族の方など）

■事業内容等

普通恩給

■問合せ又は申込先

総務省恩給相談室

☎ (5273) 1400

■事業内容等

遺族年金

■問合せ又は申込先

厚生労働省援護・業務課審査室

☎ (5253) 1111 内線 3443、3444

■事業内容等

特別弔慰金（戦没者の遺族）

特別給付金（戦傷病者の妻及び戦没者の妻・父母等）

「特別弔慰金」は、先の大戦において公務等のため国に殉じた軍人等（*）の方々に思いをいたし、国として弔慰の意を表すために、そのご遺族に支給するものです。

また、「特別給付金」は、先の大戦において、公務等のため国に殉じた軍人等の妻、公務等の

ため最後に残された子又は孫を失った父母又は祖父母、あるいは公務等のため戦傷病者となった軍人等の妻の方々について、その精神的苦痛を国として特別に慰謝するために支給するものです。

* 「軍人等」とは、軍人、軍属、準軍属（戦闘参加者など）をいいます。

■問合せ又は申込先

福祉部福祉管理課援護係

☎ (5744) 1245

詳細はお問合せください。

預貯金利子等の非課税

■事業内容等

マル優・特別マル優制度により、預貯金等の利子が非課税扱いの適用を受けられます。

少額公債の利子所得の非課税制度（特別マル優）については、国債に限り、他の金融機関との共通枠（350万円）で国債を非課税でご利用いただけます。（貯金のご利用はできません）

■対象者

- 1 寡婦年金の受給者
- 2 遺族基礎年金を受給する妻
- 3 児童扶養手当を受給する児童の母
- 4 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 5 戦傷病者手帳の交付を受けている方

等

■問合せ又は申込先

最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局、金融機関等へお問合せください。

<https://www.jp-bank.japanpost.jp>

下水道料金の減免

■事業内容等

23区の下水道使用者で、次の一定の基準に該当する方は、申請により料金が減免されます。

■対象者

高齢者世帯（給水契約の名義人が、老齢福祉年金〈大正5年4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たす方対象〉を受給している場合）

■問合せ又は申込先

下水道局経理部業務管理課 ☎（5320）6573

※都の水道をお使いのお客様の申請は、水道局大田営業所で受け付けます。

水道局大田営業所 営業担当 ☎（5767）6451

※現在減免措置の適用を受けている方は再申請の必要はありません。

※この減免措置の適用は令和8年3月31日までです。

<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/>

税の軽減と相談

■内容等

高齢者及び高齢者を扶養している人には税負担の軽減が図られています。

■問い合わせ先

＜住民税の申告に関すること＞※1

課税課（大森地区）☎（5744）1194

（調布地区）☎（5744）1195

（蒲田地区）☎（5744）1196

＜住民税の納付に関すること＞※1

納税課（整理大森）☎（5744）1200

（整理調布）☎（5744）1201

（整理蒲田）☎（5744）1202

※1 地域については下記の特別出張所管内の住所です。

大森＝大森東、大森西、入新井、馬込、池上、新井宿

調布＝田園調布、嶺町、久が原、鷺の木、千束、雪谷

蒲田＝六郷、糀谷、羽田、矢口、蒲田西、蒲田東

＜所得税に関すること＞

大森税務署 ☎（3755）2111

雪谷税務署 ☎（3726）4521

蒲田税務署 ☎（3732）5151

住所については80ページ

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp>

＜介護保険料の控除に関すること＞

介護保険課（収納担当）☎（5744）1492

＜医療費控除に関すること＞

介護保険認定を受けている40歳以上の方

・介護保険サービスの自己負担額

介護保険課（給付担当）☎（5744）1622

・おむつ費用

介護保険課（認定担当）☎（5744）1478

控除の種類	所得税	住民税	対象者
老人扶養控除	48万円	38万円	扶養親族に70歳以上の高齢者がいる方 (昭和29年1月1日以前の出生者)
同居老親等	58万円	45万円	老人扶養親族のうち自己または配偶者の直系尊属で同居している方
老人配偶者控除	最高 48万円	最高 38万円	控除対象配偶者が70歳以上の場合には、一般配偶者控除のかわりにこの控除が受けられる。
障害者控除	27万円	26万円	納税義務者又は同一生計配偶者及び扶養親族で、次のいずれかに該当する方 ① 年齢65歳以上の方で、下記②、③に準ずる者として各地域福祉課で障害者控除対象者認定書の交付を受けている方(要介護・要支援認定を受けている方で寝たきりの状況や認知症の程度が一定以上の方が対象となります。) ② 愛の手帳の交付を受けている方(1・2度は特別障害者) ③ 身体障害者手帳の交付を受け、身体上の障害があるとして記載されている方(1・2級は特別障害者) ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(1級は特別障害者) ⑤ 成年被後見人など精神上の障害により物事を判断する能力を欠く常況にある方(特別障害者) ⑥ 戦傷病者手帳の交付を受けている方(特別項症～第3項症の方は特別障害者) ⑦ いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方(特別障害者) ⑧ 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方(特別障害者)
特別障害者控除	40万円 (同居している場合はこの控除額に、35万円加算されます。)	30万円 (同居している場合はこの控除額に、23万円加算されます。)	
社会保険料控除	介護保険料は、納付額が社会保険料控除の対象となります。		
医療費控除	[支払った医療費(保険金等の補填額を除く)] - [総所得金額等の5%か10万円のいずれか低い額] ※最高200万円		(1) 介護保険サービスに関わる自己負担が控除できます。控除の対象とならないサービスもありますので、詳しくはお問合せください。控除の対象となるサービスをご利用の場合、領収書に医療費控除対象額が記載されていますのでご確認ください。また、高額介護サービス費が支給された金額は対象になりません。 (2) 常時おむつを必要とする寝たきりの高齢者のおむつ費用が控除できます。医師が発行する「おむつ使用証明書」と費用の明細書等が必要です。前年に控除を受け、介護保険法の要介護認定を申請した方は、「おむつ使用証明書」の代わりに介護保険課で発行する「確認書」で申告できる場合があります。
医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)	[支払った医薬品等の購入費(保険金等で補てんされる金額を除く)] - 1万2千円(注釈) 最高8万8千円		健康の保持増進や疾病の予防のために健康診断を受診するなど一定の取組を行う納税義務者が、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合に控除できます。この特例の適用を受ける場合は上記の医療費控除を併せて受けることはできません。

所得税(令和5年分)・住民税(令和6年度分)

公的年金等控除	受給者の年齢	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額
※右の表は公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合です。1,000万円超の場合の控除額は大田区ホームページをご覧ください。	65歳以上 (S34. 1. 1以前の出生者)	330万円以下	110万円
		330万円超～410万円以下	(A) × 25% + 27.5万円
		410万円超～770万円以下	(A) × 15% + 68.5万円
		770万円超～1,000万円以下	(A) × 5% + 145.5万円
		1,000万円超～	195.5万円
65歳未満	130万円以下	60万円	
	130万円超～410万円以下	(A) × 25% + 27.5万円	
	410万円超～770万円以下	(A) × 15% + 68.5万円	
	770万円超～1,000万円以下	(A) × 5% + 145.5万円	
	1,000万円超～	195.5万円	

※公的年金等による所得 = 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額

介護保険のサービス

介護予防住宅改修費支給／居宅介護住宅改修費支給

■事業内容等

お住まいの住宅(介護保険被保険者証の住所)について200,000円を上限額として、原則9割、8割又は7割が保険から支給されます。

対象となる工事の種類

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他上記①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

■対象者

要支援1・2、要介護1～5の認定を受けた方

■利用方法

事前申請が必要になります。

支給申請は次の2通りの方法があります。

①償還払い

改修工事の費用を全額自己負担した後で9割、8割又は7割分の給付を申請する方法。

②代理受領

大田区に登録した事業者により改修工事を行い、給付の請求及び受領を事業者に委任することで、当初から1割、2割又は3割の自己負担で工事を行う方法。

*大田区に登録している事業者一覧はホームページから閲覧できます。

■問合せ又は申込先

介護保険課 給付担当

☎ (5744) 1622

区サービス 高齢者住宅改修費の助成(要介護、要支援に認定された方) H 1.12

■事業内容等

高齢者の居宅の改修に要する費用を助成し、生活の質の向上、介護者の負担軽減を図ります。

助成種目別に定めた助成対象限度額の範囲内で助成します。浴槽の取替え・便器の洋式化については、介護保険の支給限度額により実施できない方が対象となります。

・浴槽の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事

助成対象限度額 379,000円

・流し、洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事

助成対象限度額 156,000円

・便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事

助成対象限度額 106,000円

※ 区サービス の表示について……この表示は、介護保険と同種の事業のみ対比のために表示しています。

自己負担は介護保険に準じて1割、2割または3割です。(生活保護・中国残留邦人等支援受給者は負担なし)

必ず事前にご相談ください。ご本人や対象設備の状況を確認し、理学療法士等の助言を受けた上でのご申請となります。また、事業者による見積りや工事計画書等も必要になります。

■対象者

大田区に住所を有し、要支援又は要介護と認定された65歳以上の高齢者で、身体状況等により住宅の改修が必要と認められる方。

■問合せ又は申込先

高齢者の相談窓口(裏表紙参照)

住宅リフォーム助成 H23. 4

■事業内容等

区内に主たる事業所（本社）がある中小事業者にリフォーム工事を発注する場合、工事費用の一部を助成します。工事開始前に、事前申込（仮申請）の手続きが必要となります。

（助成対象となる工事）

- 1 区が定めるバリアフリー対策、環境への配慮、防犯・防災対策、住まいの長寿命化に該当する助成対象工事、アスベスト除去工事及び子育て支援や新しい生活様式への対応工事
- 2 事前申込（仮申請）をした日以降に着工し、工事完了後、令和7年3月25日までに申請受付が完了することができる工事
- 3 総工事費用が総額10万円以上（税抜）の工事、ただし、子育て支援や新しい生活様式への対応工事は5万円以上（税抜）

■対象者

- 1 令和5年1月1日時点から工事対象住宅に継続して居住する区民等
- 2 原則として工事を行う個人住宅の所有者
- 3 特別区民税・都民税を滞納していないこと。
- 4 他の助成制度及び保険給付制度を利用した場合でも、自己負担額が発生すること。
- 5 過去にこの助成金の交付を受けていないこと。ただし、下記表の区分で、A工事又はB工事の区分で、それぞれ1回に限り申請できる。

（助成金額）

区分	工事内容		助成率	上限額
A	バリアフリー対策、環境への配慮、防犯・防災対策、住まいの長寿命化の各該当する助成対象工事		助成対象額の10%	20万円
	区の他の助成制度・保険給付制度と併せて申請		助成対象額の5%	10万円
	耐震化工事	耐震化助成事業と併せて申請	助成対象額の10%	10万円
			耐震化工事費用が100万円超の場合	20万円
	住宅リフォーム助成事業のみ申請		助成対象額の10%	20万円
			耐震化工事費用が200万円超の場合	30万円
アスベスト除去工事		対象工事費用（税抜）の10%	20万円	
		アスベスト除去工事費用が200万円超の場合	50万円	
B	子育て支援や新しい生活様式への対応工事		対象工事費用（税抜）の20%	10万円

助成対象額は、次のいずれかの低い額

- 1 助成対象工事の標準工事費を合算した額
- 2 総工事費用（対象工事以外の工事費用も含めた工事に要する全ての費用（税抜））

■問合せ又は申込先

住宅相談窓口（建築調整課 住宅担当内） ☎ (5744) 1343

家具転倒防止器具の支給・取付

■事業内容等

高齢者や障害者の方への家具転倒防止器具（住民税非課税世帯にはタンス2棹まで、住民税課税所得金額が80万円以下の世帯にはタンス1棹まで無料）を区の業者が各ご家庭へ伺い取付をいたします。

■対象者

住民税非課税または住民税課税所得金額80万円以下の世帯で、次のいずれかに該当する世帯

・65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の高齢者のみの世帯

・身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度の認定を受けた方がいる世帯

・精神障害者保健福祉手帳を交付されている方がいる世帯

・要介護3～5の認定を受けた方がいる世帯

■問合せ又は申込先

防災危機管理課 管理・給付担当 ☎ (5744) 1235

感震ブレーカーの支給

■事業内容等

感震ブレーカーは、地震発生時に設定値以上の揺れを感知すると、自動でブレーカーを落とし電気の供給を止めるもので、通電火災を防止する有効な手段です。

対象となる高齢者や障害者の方への感震ブレーカー（簡易タイプ）を区の業者が各ご家庭へ伺い、無料で支給いたします。

令和6年度から、木造住宅密集地域の木造住宅にお住まいの世帯※にも対象を拡充しました。
※下表に記載された地域にお住まいの世帯を指します。

■対象者

①木造住宅密集地域の木造住宅にお住まいの世帯

②住民税非課税または住民税課税所得金額80万円以下の世帯で、次のいずれかに該当する世帯

・65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の高齢者のみの世帯

・身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度の認定を受けた方がいる世帯

・精神障害者保健福祉手帳を交付されている方がいる世帯

・要介護3～5の認定を受けた方がいる世帯

■問合せ又は申込先

防災危機管理課 管理・給付担当 ☎ (5744) 1235

町丁目名	町丁目名	町丁目名	町丁目名
池上4丁目	蒲田1丁目	仲六郷2丁目	東蒲田1丁目
池上5丁目	蒲田2丁目	西蒲田1丁目	東蒲田2丁目
鵜の木2丁目	蒲田本町2丁目	西蒲田3丁目	東馬込1丁目
大森北4丁目	北馬込2丁目	西蒲田4丁目	東矢口1丁目
大森北6丁目	山王3丁目	西蒲田5丁目	東矢口2丁目
大森中2丁目	下丸子1丁目	西糀谷1丁目	東矢口3丁目
大森中3丁目	新蒲田3丁目	西六郷1丁目	東六郷1丁目
大森西1丁目	中央2丁目	西六郷2丁目	南蒲田3丁目
大森西5丁目	中央3丁目	西六郷3丁目	南千束3丁目
大森東2丁目	中央4丁目	羽田2丁目	南馬込2丁目
大森東4丁目	中央6丁目	羽田3丁目	南馬込3丁目
大森東5丁目	中央7丁目	羽田5丁目	
大森南1丁目	中央8丁目	羽田6丁目	

養護老人ホーム

■事業内容等

環境上の理由と経済的理由により、居宅での日常生活に支障があり、かつ必要な養護を受けることが困難な高齢者が入所できる施設です。

〈処遇内容〉

食事等の提供、その他日常生活上必要なサービスなど。

〈利用料〉

利用者および扶養義務者の収入により負担があります。

■対象者

原則として65歳以上で、各要件を満たす方

- 1 環境上の理由については(1)及び(2)に該当すること。
- (1) 健康状態 入院加療を要する状態でない

こと。

(2) 環境の状況 家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では居宅において生活することが困難であると認められること。

2 経済的理由については(1)から(3)のいずれかに該当すること。

- (1) 被保護世帯
- (2) 生計中心者が区民税の所得割を課税されていない。
- (3) 災害などにより、その世帯が生活に困窮している。

■問合せ又は申込先

高齢者の相談窓口（裏表紙参照）

軽費老人ホーム（A型）

■事業内容等

身寄りのない高齢者や、家族と同居できない高齢者を低額な料金で個室に入所させ、食事その他の日常生活上必要なサービスを提供する施設です。

〈利用料〉

月額 62,780円～全額負担

■対象者

次の要件をすべて満たす方

- 1 60歳以上（配偶者とともに利用するときはどちらかが60歳以上）の方
- 2 身寄りのない人、家庭の事情等によって家族と同居できない方
- 3 保証人を立てることができる方

■問合せ又は申込先

施設に直接申込みます。

※現在、大田区内には当該施設はありません。

軽費老人ホーム（B型）

■事業内容等

健康で自立可能な高齢者の自主性を尊重した施設です。通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて生活上の相談を受けることができます。

※施設としては、「大田区立おおもり園（大田区大森西一丁目8番6号）」があります。

■対象者

- 1 60歳以上で区内に住所を有し、収入が基準内である方
- 2 家庭環境、住宅等の理由により、居宅において生活することが困難な方
- 3 独立して日常生活を営むことができ、自炊可能な方
- 4 保証人を立てることができる方

■問合せ

介護保険課介護サービス担当 ☎ (5744) 1258

軽費老人ホーム（ケアハウス）

■事業内容等

自炊できない程度の健康状態にあり、独立して生活するには不安が認められる高齢者に対し、食事その他日常生活に必要なサービスを提供する施設です。介護が必要な場合は、ホームヘルパー等の在宅サービスを利用します。

■対象者

次の要件をすべて満たす方

- 1 60歳以上（配偶者とともに利用するときはどちらかが60歳以上）の方

2 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことが不安と認められ、かつ家族による援助を受けることが困難な方

3 保証人を立てることができる方

■問合せ又は申込先

施設に直接申込みます。

※現在、大田区内には当該施設はありません。

都市型軽費老人ホーム

■事業内容等

自炊できない程度の健康状態にあり、独立して生活するには不安が認められる高齢者に対し、食事その他日常生活に必要なサービスを提供する施設です。介護が必要な場合は、ホームヘルパー等の在宅サービスを利用します。

・低所得者の住居確保のため、整備の進みにくい大都市部に限定して設置が認められています。

定員20名まで

〈利用料〉

月額約12万円～

（家賃・食費・光熱水費・サービス提供に要する費用（10,000円）含む）

■対象者

次の要件のすべてを満たす方

1 60歳以上の方でおおむね1年以上区内に住所を有する方

2 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことが不安と認められ、かつ家族による援助を受けることが困難な方

3 保証人を立てることができる方

■問合せ又は申込先

各施設に直接申込みます。

新規開設時などは、区報等でお知らせします。

問合せ先

介護保険課介護サービス担当 ☎（5744）1258

有料老人ホーム

■事業内容等

高齢者に配慮した「居住機能」と食事その他日常生活を送る上で必要な「サービス機能」の二つが、一体として提供される高齢者のための住まいです。

入居時および月々の費用は、ホームによって異なります。

介護が必要な場合は、自宅と同じように地域の居宅サービスを利用する場合や指定を受けたホームでは、介護保険の「特定施設入居者生活介護」サービスを利用する場合があります。

■対象者

おおむね60歳以上

入居要件は、入居時自立から要介護まで、ホームごとに異なります。

■問合せ先

有料老人ホームに関するご相談・お問い合わせ
公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

☎ (5207) 2763

受付：月～金曜日 10：00～17：00

(土日・祝日・年末年始除く)

千代田区外神田2-5-15

外神田Kビル4階

<https://user.yurokyo.or.jp>

高齢者アパート S53.11

■事業内容等

住宅に困っている高齢者に、区が民間から借り上げたアパートを提供して生活の安定を図ることを目的とします。

現在10棟161戸あります。1～9は風呂ありで、10は風呂なしです。

1	ときわ荘	14戸（単身のみ）	大森東4-16-10
2	第二ときわ荘	12戸（単身のみ）	北糀谷1-8-11
3	仲池ハイツ	15戸（単身のみ）	仲池上2-29-4
4	馬込橋ハイツ	23戸（単身のみ）	南馬込1-31-5
5	中央ハイツ	26戸（単身のみ）	中央8-7-2
6	梅屋敷ハイツ	13戸（単身10・世帯3）	蒲田2-6-11
7	久が原ハイツ	21戸（単身16・世帯5）	久が原5-28-15
8	ヒロハイツ	15戸（単身12・世帯3）	西糀谷2-18-18
9	ラポール池上	14戸（単身10・世帯4）	池上2-9-3
10	第二クスノキ荘	8戸（単身のみ）	久が原2-14-16

■対象者

- 1 区内に引き続き3年以上居住している65歳以上の単身者または二人世帯（60歳以上の二親等内の親族、配偶者または東京都パートナーシップ宣誓制度のパートナーシップ関係の方と世帯を構成し、その期間が一年以上経過していること。）
- 2 住宅に困っていること。
- 3 世帯を構成する者が、独立して健康的な日常生活を営むことができること。
- 4 暴力団員でないこと。

■問合せ又は申込先

高齢者住宅管理窓口 ☎ (5744) 1346

シルバーピア（高齢者住宅）

■事業内容等

65歳以上のひとり暮らしや二人世帯の住宅にお困りの方が自立して、安全かつ快適な日常生活が送れる住宅です。また緊急時の対応や日常生活の相談にも応じられるように生活協力員（ワーカー）が居住又は派遣されています。

1	シルバーピア中央	17戸（単身15・世帯2）	中央4-7-12
2	シルバーピア南馬込	11戸（単身8・世帯3）	南馬込3-13-12
3	シルバーピア蒲田	15戸（単身のみ）	蒲田2-8-8
4	シルバーピア糀谷	14戸（単身12・世帯2）	西糀谷2-12-1
5	シルバーピア下丸子	13戸（単身11・世帯2）	下丸子4-25-1
6	シルバーピア中馬込	21戸（単身12・世帯9）	中馬込3-2-8

※シルバーピア中馬込世帯用9戸のうち6戸は二人以上世帯用

7	シルバーピアたまがわ	12戸（単身10・世帯2）	下丸子4-23-2
8	シルバーピア大森本町	22戸（単身20・世帯2）	大森本町2-2-1
9	シルバーピア大森東	18戸（単身12・世帯6）	大森東3-12-3
10	シルバーピア南蒲田	18戸（単身12・世帯6）	南蒲田3-6-10
11	シルバーピア市野倉	18戸（単身12・世帯6）	中央7-16-15
12	シルバーピア羽田	19戸（単身12・世帯7）	羽田4-3-8
13	シルバーピア大森東四丁目	18戸（単身12・世帯6）	大森東4-32-4
14	シルバーピア大森中	17戸（単身12・世帯5）	大森中3-5-3
15	シルバーピア大森南	30戸（単身19・世帯11）	大森南2-2-8
16	シルバーピア前の浦	31戸（単身25・世帯6）	大森南2-3-24
17	シルバーピア・コージー	47戸（単身33・世帯14）	南蒲田3-1-3
18	シルバーピア仲羽田	30戸（単身23・世帯7）	羽田4-15-15
19	シルバーピア西六郷	23戸（単身16・世帯7）	西六郷2-9-13
20	シルバーピア・ハイム果林	8戸（単身5・世帯3）	大森中3-5-2

■対象者

- 1 区内に引き続き3年以上居住している65歳以上の単身者または二人世帯（60歳以上の二親等内の親族、配偶者または東京都パートナーシップ宣誓制度のパートナーシップ関係の方と世帯を構成しその期間が一年以上経過していること。）
- 2 住宅に困っていること。
- 3 収入または所得が基準内であること。
- 4 暴力団員でないこと。

■問合せ又は申込先

高齢者住宅管理窓口 ☎ (5744) 1346

都営シルバーピア（高齢者集合住宅）

■対象者

- 1 申込者が都内に継続して3年以上居住している65歳以上の単身者または二人世帯（配偶者はおおむね60歳以上）
- 2 住宅に困っていること。
- 3 所得が定められた基準内であること。
- 4 暴力団員でないこと。

■問合せ

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
 ☎ (3498) 8894
 テレホンサービス ☎ (6418) 5571
 ホームページアドレス
<https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/index.html>

サービス付き高齢者向け住宅

■事業内容等

介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。

■対象者

次のいずれかに該当する世帯

- ・単身高齢者世帯
- ・高齢者＋同居者（配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている親族/特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者）

「高齢者」とは、60歳以上の者または要介護・要支援認定を受けている者

■問合せ又は申込先

各住宅に直接申し込みます。
 詳しくは、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム
 登録情報の閲覧
<https://www.satsuki-jutaku.jp/>

住宅確保支援事業 H10. 4

■事業内容等

区内に1年以上居住し、転居先となる区内の民間賃貸住宅を探している対象世帯に対して、住宅探しを支援します。また、保証会社等の利用で支払った金額の一部を、1回に限り助成します。(②から⑤については、所得制限等の要件あり。)

- ① 協力不動産店リストの提供
- ② 賃貸借契約時に保証人を確保できない方に保証会社の紹介及び加入費の一部助成
- ③ 保証会社利用時の緊急連絡先代行サービスの紹介及び利用料の一部助成
- ④ 緊急通報サービスの紹介及び利用料の一部助成
- ⑤ 入居者死亡保険加入費（残存家財（遺品）整理等を補償内容に含むもの）の一部助成

事業名	助成金	助成限度額
②保証会社加入費助成	初回加入費の50%	12,000円
③緊急連絡先代行サービス	利用料（2年間）の50%	5,000円
④緊急通報サービス	利用料（1年間）の50%	16,000円
⑤入居者死亡保険加入費助成	初回加入費の50%	5,000円

■対象者

- 1 次のいずれかに該当する世帯であること
 - ・65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上と60歳以上の者のみで構成される世帯
 - ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方がいる世帯。ただし、助成は、身体障害者手帳4級以上、愛の手帳3度以上又は精神障害者保健福祉手帳2級以上に該当する者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された者を含む）のいる世帯
 - ・ひとり親世帯（■事業内容等の①から③のみ）
 - ・生活保護を受給している世帯（■事業内容等の①から③の紹介事業のみ）
 - ・在留資格を有する外国籍住民及びその者を含む世帯（■事業内容等の①②の紹介事業のみ）
 - ・国が定める基準に基づき、月額所得が15万8千円を超えない世帯
- 2 区内の民間賃貸住宅に1年以上居住していること
- 3 区内の民間賃貸住宅へ転居すること。
- 4 ■事業内容等の③と④については、引き続いてサービスの利用をすること
- 5 前年の所得が以下の基準額の範囲内であること（■事業内容等の②から⑤のみ）

所得基準額

前年度所得額	
扶養親族等0人のとき	1人増すごと
2,568,000円以下	左欄の額に扶養親族等1人につき380,000円を加算した額

- 6 ■事業内容等の⑤については、65歳以上の単身者又は65歳以上の単身者を新規に入居させた賃貸人及び管理会社に限る

問合せ又は申込先

住宅相談窓口（建築調整課住宅担当内） ☎ (5744) 1343

生活支援付すまい確保事業

■事業内容等

住宅確保支援事業で民間賃貸住宅の入居契約ができなかった高齢者に対して、次の3つの事業により、すまいの確保と入居後の安心を支援します。

- 1 物件探しのお手伝い
- 2 入居後の安否確認
- 3 家主等からの相談対応

■対象者

区内に引き続き1年以上居住している65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上と60歳以上の高齢者のみの世帯が対象です。

■問合せ又は申込先

高齢福祉課高齢者支援担当 ☎ (5744) 1449

都営住宅（ポイント方式による募集）の高齢者世帯の申込資格について

■事業内容等

都営住宅の申込みについて、一般の抽せん方式による募集のほか※ポイント方式による募集にも申込みができます。

※ポイント方式…抽せんによらず、ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障害者世帯、多子世帯、特に所得の低い一般世帯と車いす使用者世帯に対して、書類審査や実態調査をしたうえで、住宅に困っている度合いの高い人から順に、申込地区の募集戸数までの方を「入居資格審査対象者」とします。（単身者は申込みできません。）

■対象者

高齢者世帯の場合、申込者が60歳以上で、同

居親族全員が次の1～3のいずれかにあてはまること（ポイント方式の場合、申込者本人が都内に継続して3年以上の居住が必要）

- 1 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄欄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む）
- 2 おおむね60歳以上の方
- 3 18歳未満の児童

■問合せ

東京都住宅供給公社
都営住宅募集センター ☎ (3498) 8894
テレホンサービス ☎ (6418) 5571
ホームページアドレス

<https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/index.html>

都営住宅（抽せん方式による募集）の高齢者世帯の優遇制度

■事業内容等

抽せん方式による募集の優遇抽せん制度（世帯向（5月・11月定期募集の一般募集住宅）のみ）…ひとり親、高齢者、心身障害者、多子、生活保護等受給者、原爆被爆者、公害病認定患者、難病患者、親子ふれあい同居世帯等については、当せん率が一般の5倍又は7倍高くなる制度です。

■対象者

2人以上の家族で申込む世帯が対象です。（単身者は優遇抽せん制度の対象外です。）高齢者世帯の場合、申込者が60歳以上で、同居親族全

員が次の1～3のいずれかにあてはまること

- 1 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄欄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む）
- 2 おおむね60歳以上の方
- 3 18歳未満の児童

■問合せ

東京都住宅供給公社
都営住宅募集センター ☎ (3498) 8894
テレホンサービス ☎ (6418) 5571
ホームページアドレス

<https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/index.html>

都営住宅使用料の減免

■事業内容等

都営住宅に住んでいる一定基準以下の収入の世帯に対し、住宅使用料の一部が減額される場合があります。

■対象者

一定の要件のもとに、収入が基準内であること。(詳細はお問合わせください。)

■問合せ先

J K K 東京 (東京都住宅供給公社)
お客さまセンター ☎0570 (03) 0071
ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方
☎03 (6279) 2652

大田区転居一時金助成 H24. 4

■事業内容等

区内に3年以上居住し、取壊しのための立退き等で要件を満たす対象世帯に対して、区内の民間賃貸住宅への転居に伴い賃貸借契約時に要した費用(礼金・権利金・仲介手数料)の一部を助成します。事前申請が必要です。

■対象者

- 1 次のいずれかに該当する世帯であること
 - ①65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上と60歳以上の者のみで構成される世帯
 - ②身体障害者手帳4級以上、愛の手帳3度以上又は精神障害者保健福祉手帳2級以上に該当する者(障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された者を含む)のいる世帯
 - ③ひとり親世帯のうち、現に児童扶養手当を受給している世帯
- 2 転居の理由が次のいずれかに該当すること。ただし、家主等が転居のための費用を負担する場合は助成の対象となりません。
 - ・現に居住している賃貸住宅(現住居)の取壊しにより、立退きを要求されている。
 - ・家主の都合による契約更新拒否で立退きを要求されている。
 - ・現住居の築年数がおおむね30年以上経過しており、かつ専用トイレまたは専用台所がない等の住宅に居住している。
 - ・現住居が火災等の非常事態のため、居住することが困難であると認められる。
 - ・①の世帯のうち主たる生計維持者の死亡により、世帯の所得が著しく減少したことにより、現住居より低額な家賃の民間賃貸住宅へ1年以内に転居する単身高齢者
- 3 区内の民間賃貸住宅へ転居すること
- 4 前年の所得が以下の基準額の範囲内であること

所得基準額

前年度所得額	
扶養親族等0人のとき	1人増すごと
2,568,000円以下	左欄の額に扶養親族等1人につき380,000円を加算した額

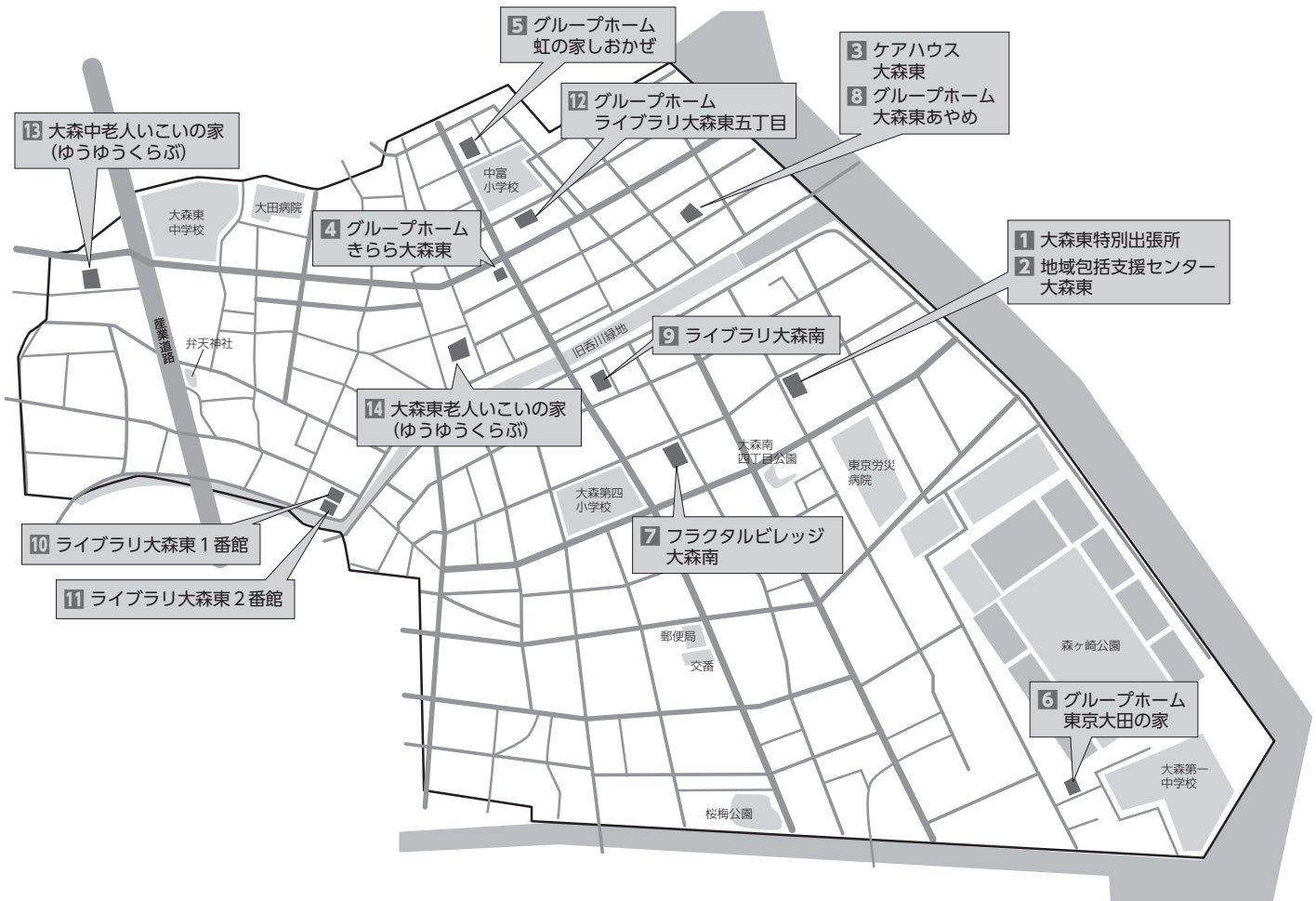
■問合せ又は申込先

住宅相談窓口
(建築調整課住宅担当内)
☎ (5744) 1343

助成金

助成金の対象及び金額	助成限度額
礼金・仲介手数料・権利金の実費分	100,000円

大森東地区

**1 大森東特別出張所**

所在地：大田区大森南四丁目9番1号
電話：(3741) 8801

2 地域包括支援センター大森東

所在地：大田区大森南四丁目9番1号
大森東特別出張所2階
電話：(6423) 8300

3 ケアハウス大森東

所在地：大田区大森東五丁目26番13号
電話：(5767) 7157

4 グループホームきらら大森東

所在地：大田区大森東五丁目21番9号
電話：(5762) 7677

5 グループホーム虹の家しおかぜ

所在地：大田区大森東五丁目2番7号
電話：(6404) 9025

6 グループホーム東京大田の家

所在地：大田区大森南五丁目6番5号
電話：(5735) 1900

7 フラクタルビレッジ大森南

所在地：大田区大森南三丁目19番4号
電話：(5735) 2205

8 グループホーム大森東あやめ

所在地：大田区大森東五丁目26番13号
電話：(5767) 7160

9 ライブラリ大森南

所在地：大田区大森南三丁目5番5号
電話：(3744) 0565

10 ライブラリ大森東1番館

所在地：大田区大森東四丁目40番3号
電話：(5767) 5321

11 ライブラリ大森東2番館

所在地：大田区大森東四丁目40番10号
電話：(5767) 4880

12 グループホームライブラリ大森東五丁目

所在地：大田区大森東五丁目10番3号
電話：(6404) 8145

13 大森中老人いこいの家(ゆうゆうくらぶ)

所在地：大田区大森中二丁目13番15号
電話：(3763) 0881

14 大森東老人いこいの家(ゆうゆうくらぶ)

所在地：大田区大森東四丁目24番6号
電話：(3765) 1259

大森西地区



15 大森地域庁舎 (大森地域福祉課)

所在地：大田区大森西一丁目12番1号
電話：(5764) 0658

16 大森西特別出張所

所在地：大田区大森西二丁目16番2号
区民活動支援施設大森 (こらぼ大森) 1階
電話：(3764) 6321

17 地域包括支援センター平和島

所在地：大田区大森東一丁目31番3-105号
大森東地域センター内
電話：(5767) 1875

18 地域包括支援センター大森

所在地：大田区大森西二丁目16番2号
区民活動支援施設大森 (こらぼ大森) 内
電話：(5753) 6331

19 特別養護老人ホーム大森

所在地：大田区大森西一丁目16番18号
電話：(5471) 2701

20 特別養護老人ホーム花みずき

所在地：大田区大森西4丁目12番1号
電話：(6436) 8899

21 大森老人ホーム

所在地：大田区大森本町二丁目2番2号
電話：(3762) 8851

22 軽費老人ホーム おおもり園

所在地：大田区大森西一丁目8番6号
電話：(3764) 0703

23 都市型軽費老人ホームセントラル大森西

所在地：大田区大森西四丁目3番5号
電話：(6423) 0724

24 介護老人保健施設和光の園

所在地：大田区大森西4丁目12番1号
電話：(6410) 8525

25 愛の家グループホーム大田大森西

所在地：大田区大森西5丁目24番18号
電話：(5767) 7240

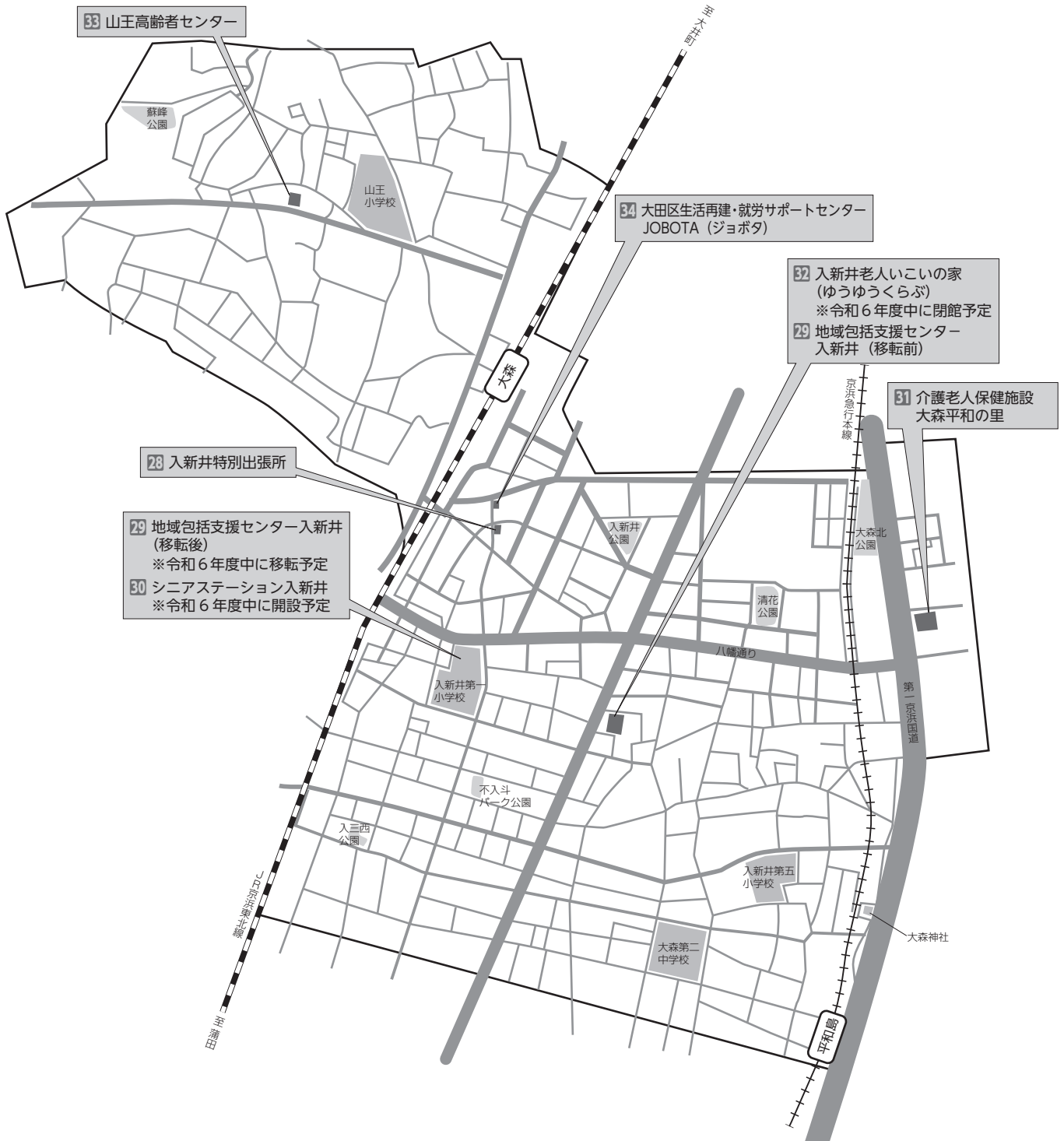
26 大森西区民センター

所在地：大田区大森西二丁目20番17号
電話：(3765) 3395

27 大森東地域センター

所在地：大田区大森東一丁目31番3-105号
電話：(3763) 3287

入新井地区

**28 入新井特別出張所**

所在地：大田区大森北一丁目10番14号
電話：(3761) 5303

29 地域包括支援センター入新井
※令和6年度中に移転予定

所在地：大田区大森北三丁目24番27号
電話：(3762) 4689
移転後所在地：大田区大森北四丁目6番7号
大森北四丁目複合施設2階

30 シニアステーション入新井
※令和6年度中に開設予定

所在地：大田区大森北四丁目6番7号
大森北四丁目複合施設2階
電話：(3762) 4689

31 介護老人保健施設 大森平和の里

所在地：大田区大森本町一丁目7番6号
電話：(3767) 7512

32 入新井老人いこいの家 (ゆうゆうくらぶ)
※令和6年度中に閉館予定

所在地：大田区大森北三丁目24番27号
電話：(3764) 3764

33 山王高齢者センター

所在地：大田区山王一丁目31番8号
電話：(3776) 9419

34 大田区生活再建・就労サポートセンター JOBOTA (ジョボタ)

所在地：大田区大森北一丁目11番1号 柳原大森ビル6階
電話：(6423) 0251

馬込地区



35 馬込特別出張所

所在地：大田区中馬込三丁目25番5号
電話：(3774) 3301

36 地域包括支援センター馬込

所在地：大田区中馬込一丁目19番1-101号
電話：(5709) 8011

37 地域包括支援センター南馬込

所在地：大田区南馬込三丁目13番12号
電話：(6429) 7651

38 特別養護老人ホーム馬込

所在地：大田区西馬込二丁目11番2号
電話：(6303) 8307

39 グループホームたのしい家中馬込

所在地：大田区中馬込二丁目9番11号
電話：(5718) 7321

40 花物語おおた

所在地：大田区北馬込二丁目46番9号
電話：(5718) 4487

41 馬込区民センター

所在地：大田区南馬込四丁目6番5号
電話：(3775) 2308

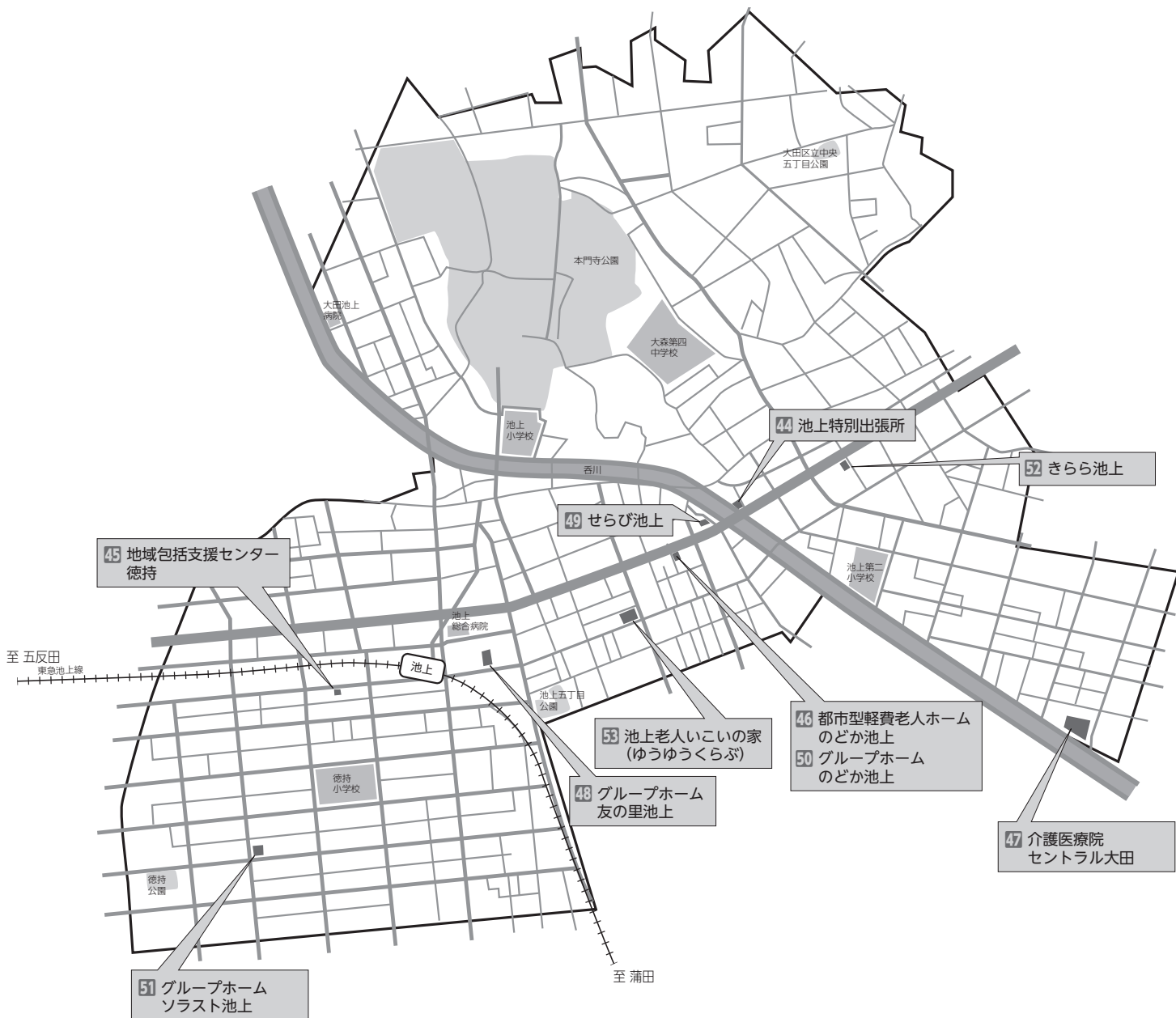
42 シニアステーション馬込

所在地：大田区中馬込一丁目19番1-101号
電話：(5709) 8011

43 シニアステーション南馬込

所在地：大田区南馬込三丁目13番12号
電話：(6429) 7651

池上地区

**44 池上特別出張所**

所在地：大田区池上一丁目29番6号
電 話：(3752) 3441

45 地域包括支援センター徳持

所在地：大田区池上七丁目10番5号（2階）
電 話：(5748) 7202

46 都市型軽費老人ホームのどか池上

所在地：大田区池上五丁目4番5号
電 話：(5700) 2683

47 介護医療院セントラル大田

所在地：大田区中央八丁目34番10号
電 話：(3755) 5300

48 グループホーム友の里池上

所在地：大田区池上六丁目5番14号
電 話：(5747) 1700

49 せらび池上

所在地：大田区池上四丁目2番5号
電 話：(5747) 6677

50 グループホームのどか池上

所在地：大田区池上五丁目4番5号
電 話：(5700) 2682

51 グループホームソラスト池上

所在地：大田区池上七丁目23番21号
電 話：(6410) 3922

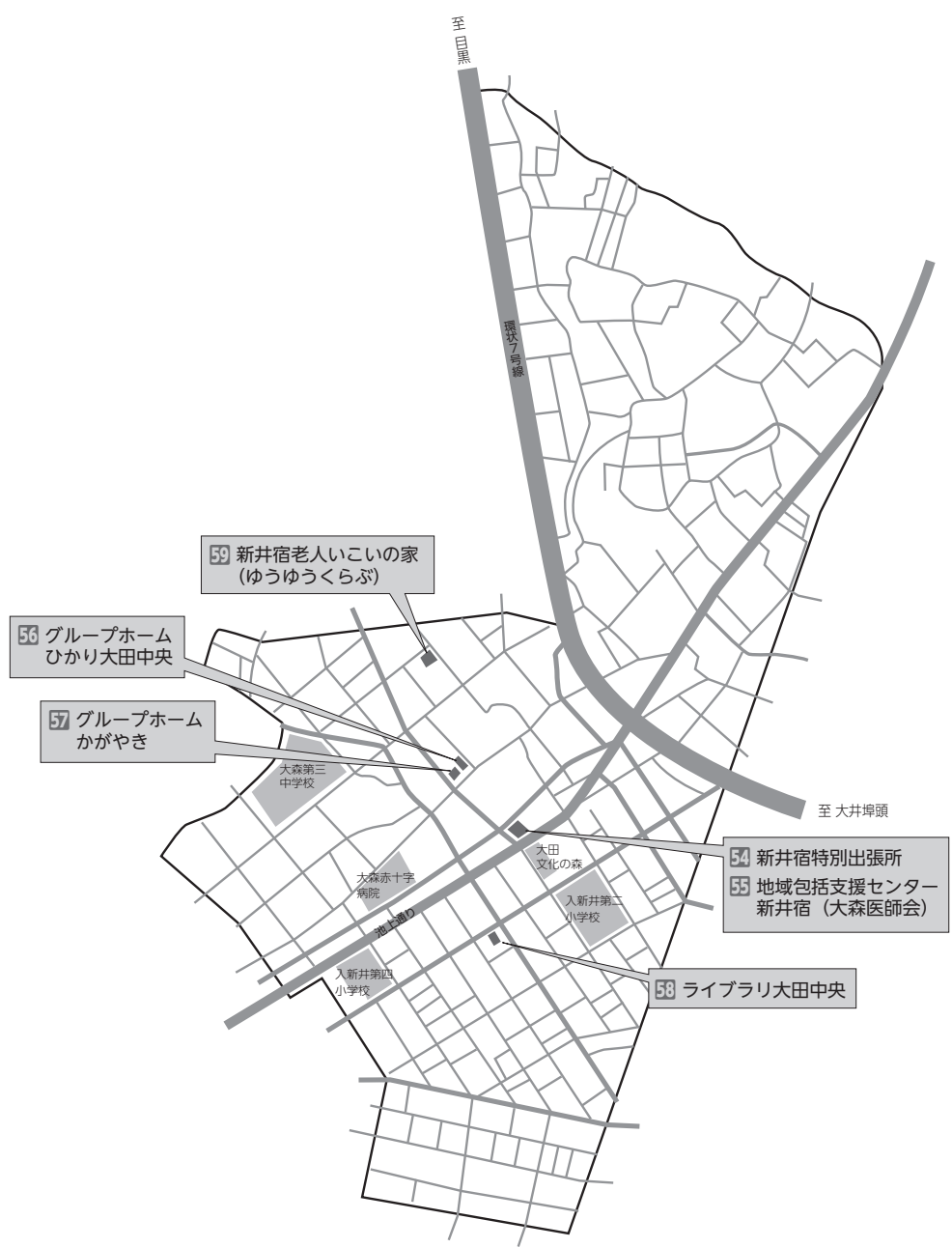
52 きらら池上

所在地：大田区中央七丁目5番6号
電 話：(5748) 5070

53 池上老人いこいの家(ゆうゆうくらぶ)

所在地：大田区池上五丁目9番9号
電 話：(3751) 6636

新井宿地区



54 新井宿特別出張所

所在地：大田区中央一丁目21番6号
電話：(3776) 5391

55 地域包括支援センター新井宿（大森医師会）

所在地：大田区中央一丁目21番6号
新井宿特別出張所2階
電話：(3772) 2415

56 グループホームひかり大田中央

所在地：大田区中央一丁目7番16号
電話：(5742) 3033

57 グループホームかがやき

所在地：大田区中央一丁目7番3号
電話：(6303) 8500

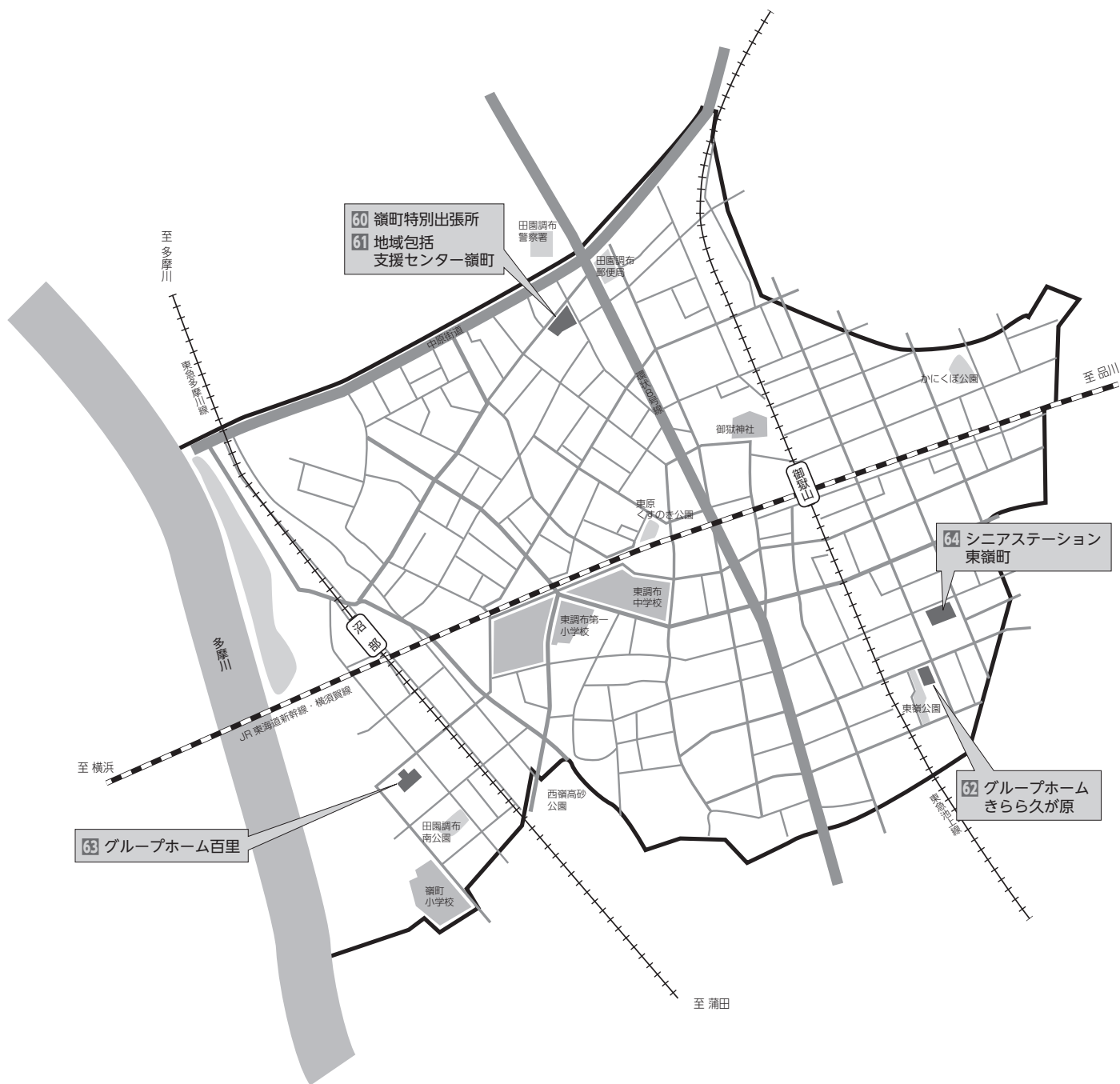
58 ライブラリ大田中央

所在地：大田区中央三丁目11番3号
電話：(6410) 7680

59 新井宿老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）

所在地：大田区中央一丁目5番1号
電話：(3776) 0410

嶺町地区

**60 嶺町特別出張所**

所在地：大田区田園調布本町7番1号
電話：(3722) 3111

61 地域包括支援センター嶺町

所在地：大田区田園調布本町7番1号
嶺町特別出張所2階
電話：(5483) 7477

62 グループホームきらら久が原

所在地：大田区東嶺町26番5号
電話：(5748) 5300

63 グループホーム百里

所在地：大田区田園調布南8番23号
電話：(6715) 2975

64 シニアステーション東嶺町

所在地：大田区東嶺町20番4号
電話：(3753) 3008

鶉の木地区



70 鶉の木特別出張所

所在地：大田区南久が原二丁目30番5号
電話：(3750) 4241

71 地域包括支援センターたまがわ

所在地：大田区下丸子四丁目23番1号
電話：(5732) 1026
※鶉の木特別出張所地区を担当

72 特別養護老人ホーム ケアホーム千鳥

所在地：大田区千鳥二丁目34番25号
電話：(5741) 8500

73 特別養護老人ホームたまがわ

所在地：大田区下丸子四丁目23番1号
電話：(5732) 1021
※鶉の木特別出張所地区を担当

74 花物語うめ

所在地：大田区鶉の木二丁目37番5号
電話：(5732) 5040

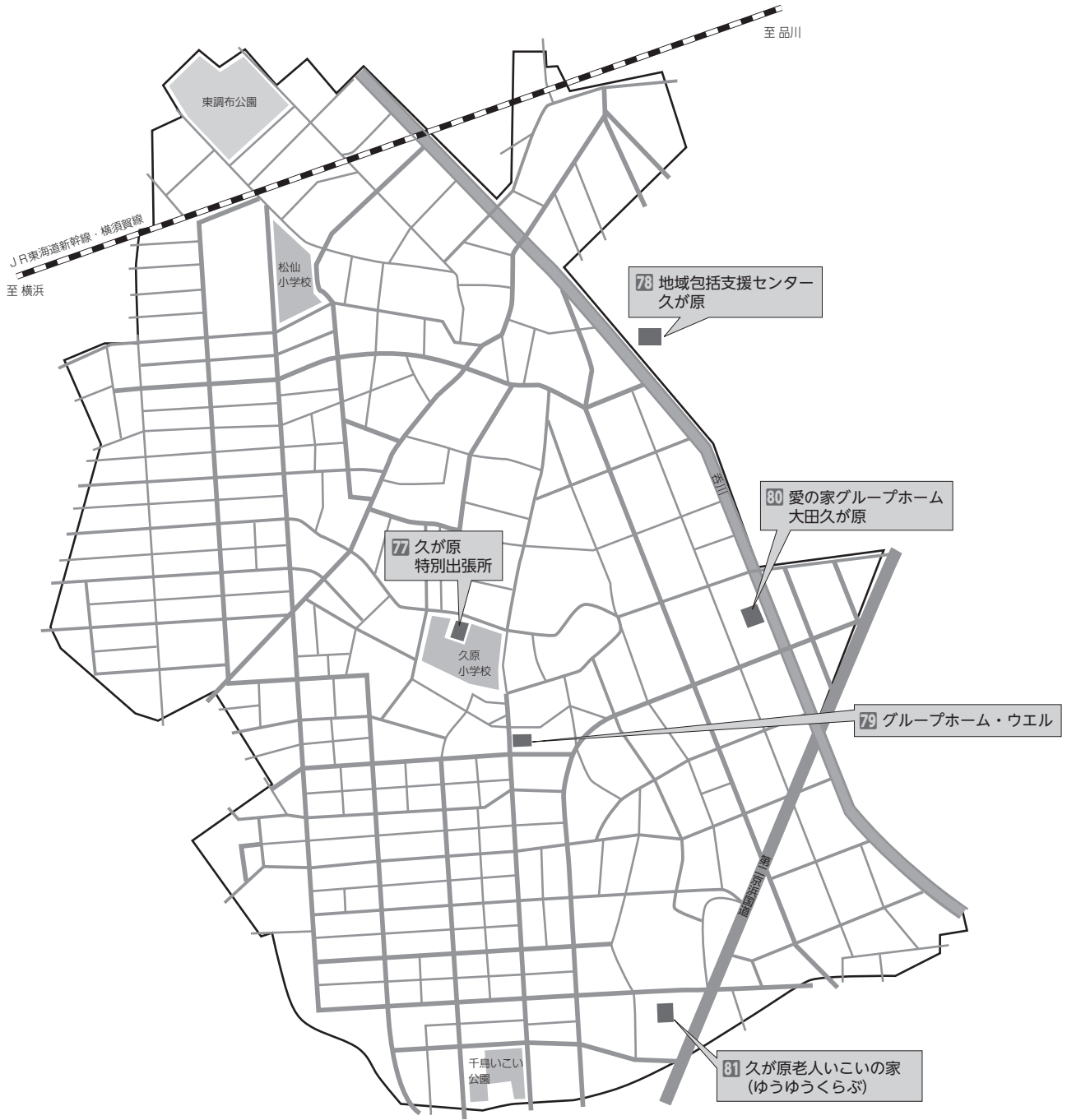
75 グループホームひかり鶉の木

所在地：大田区鶉の木一丁目20番14号
電話：(6451) 9401

76 鶉の木老人いこいの家 (ゆうゆうくらぶ)

所在地：大田区鶉の木三丁目32番10号
電話：(3758) 7978

久が原地区



77 久が原特別出張所

所在地：大田区久が原四丁目12番10号（久原小学校併設）
電話：(3752) 4271

78 地域包括支援センター久が原

所在地：大田区仲池上二丁目24番8号
電話：(5700) 5861
※久が原特別出張所地区を担当

79 グループホーム・ウエル

所在地：大田区久が原二丁目28番22号
電話：(5747) 5772

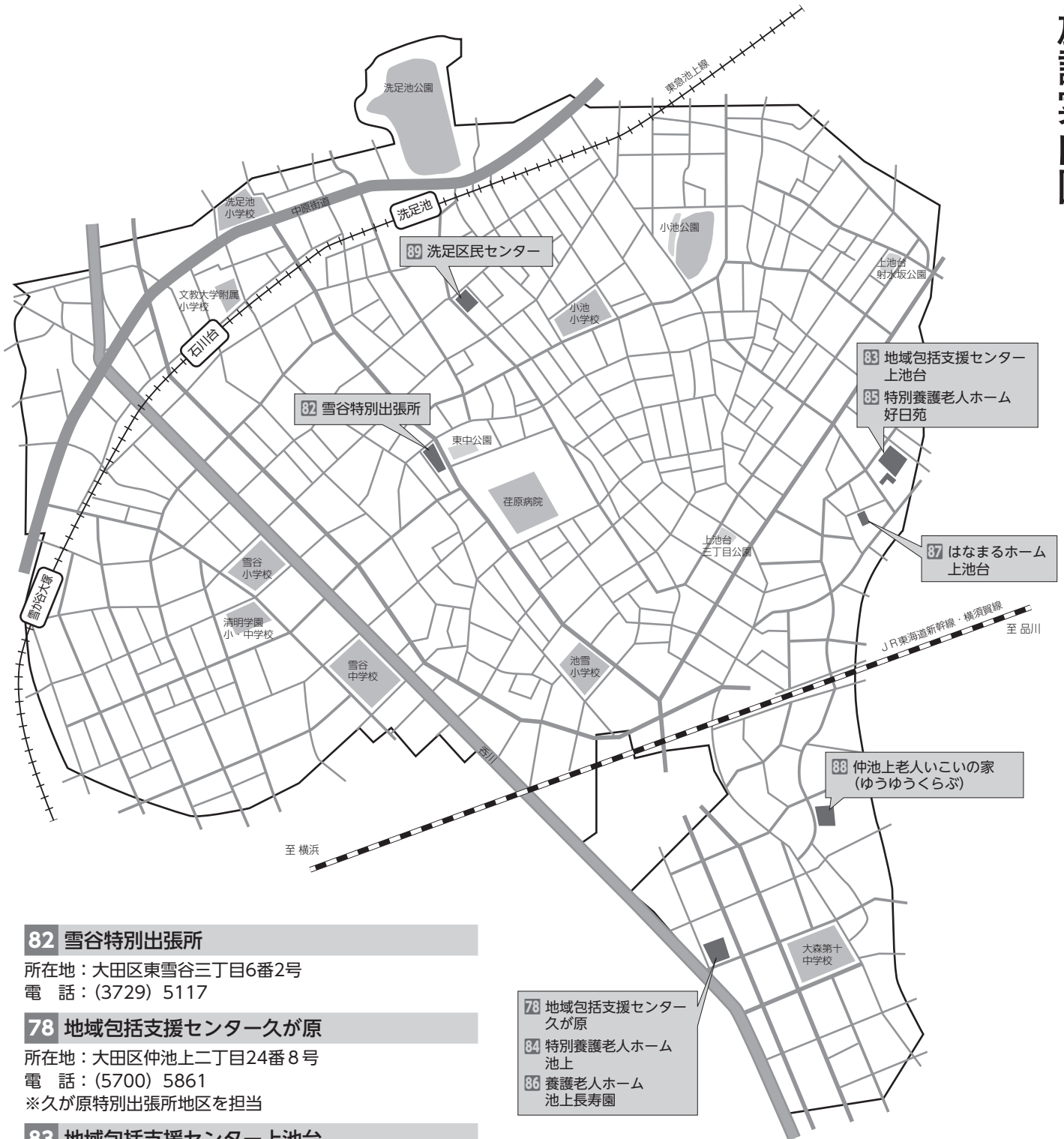
80 愛の家グループホーム大田久が原

所在地：大田区久が原二丁目23番10号
電話：(5747) 3100

81 久が原老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）

所在地：大田区久が原五丁目29番4号
電話：(3754) 1608

雪谷地区

**82 雪谷特別出張所**

所在地：大田区東雪谷三丁目6番2号
電 話：(3729) 5117

78 地域包括支援センター久が原

所在地：大田区仲池上二丁目24番8号
電 話：(5700) 5861
※久が原特別出張所地区を担当

83 地域包括支援センター上池台

所在地：大田区上池台五丁目7番1号
電 話：(3748) 6138

84 特別養護老人ホーム池上

所在地：大田区仲池上二丁目24番8号
電 話：(5700) 1235

85 特別養護老人ホーム好日苑

所在地：大田区上池台五丁目7番1号
電 話：(3748) 6193

86 養護老人ホーム池上長寿園

所在地：大田区仲池上二丁目24番8号
電 話：(3751) 9352

78 地域包括支援センター久が原

84 特別養護老人ホーム池上

86 養護老人ホーム池上長寿園

87 はなまるホーム上池台

所在地：大田区上池台五丁目9番17号
電 話：(3748) 8633

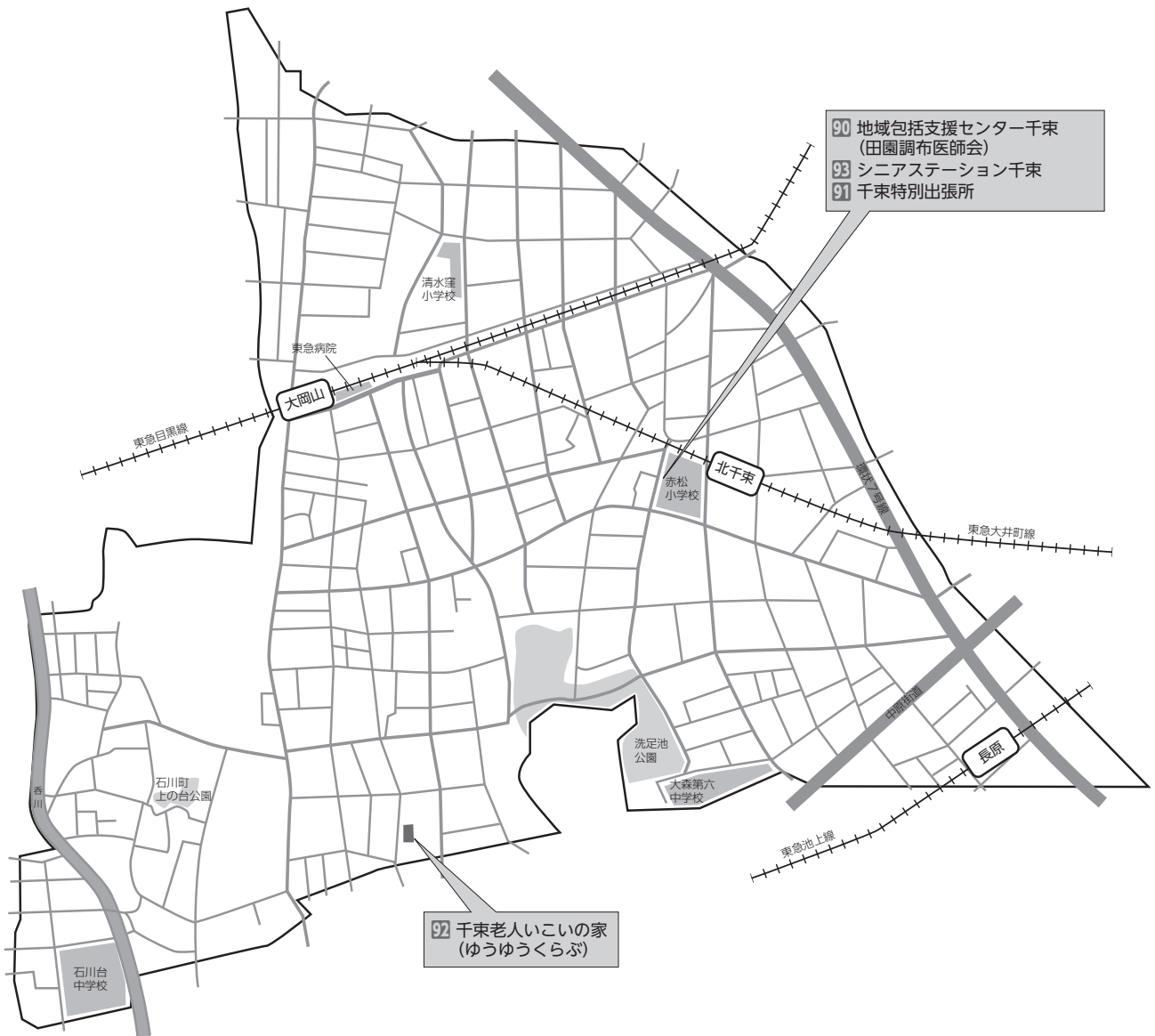
88 仲池上老人いこいの家 (ゆうゆうくらぶ)

所在地：大田区仲池上一丁目10番14号
電 話：(3755) 6445

89 洗足区民センター

所在地：大田区上池台二丁目35番2号
電 話：(3727) 1461

千束地区



90 地域包括支援センター千束 (田園調布医師会)

所在地：大田区北千束二丁目35番8号
千束特別出張所内
電話：(3728) 6673

91 千束特別出張所

所在地：大田区北千束二丁目35番8号
電話：(3726) 4441

92 千束老人いこいの家 (ゆうゆうくらぶ)

所在地：大田区南千束三丁目24番11号
電話：(3729) 4655

93 シニアステーション千束

所在地：大田区北千束二丁目35番8号
千束特別出張所内
電話：(6451) 7660

矢口地区



107 矢口特別出張所
 所在地：大田区矢口二丁目21番14号
 電話：(3759) 4686

71 地域包括支援センターたまがわ
 所在地：大田区下丸子四丁目23番1号
 電話：(5732) 1026
 ※鶴の木特別出張所地区を担当

108 地域包括支援センターやぐち
 所在地：大田区矢口一丁目23番12号
 電話：(5741) 3388

73 特別養護老人ホームたまがわ
 所在地：大田区下丸子四丁目23番1号
 電話：(5732) 1021
 ※鶴の木特別出張所地区を担当

109 特別養護老人ホームゴールデン鶴亀ホーム
 所在地：大田区矢口一丁目23番12号
 電話：(3758) 1810

110 特別養護老人ホームいずみえん
 所在地：大田区矢口三丁目1番5号
 電話：(3759) 5550

111 特別養護老人ホームさくらのみち紫苑
 所在地：大田区矢口三丁目11番3号
 電話 (6715) 4373

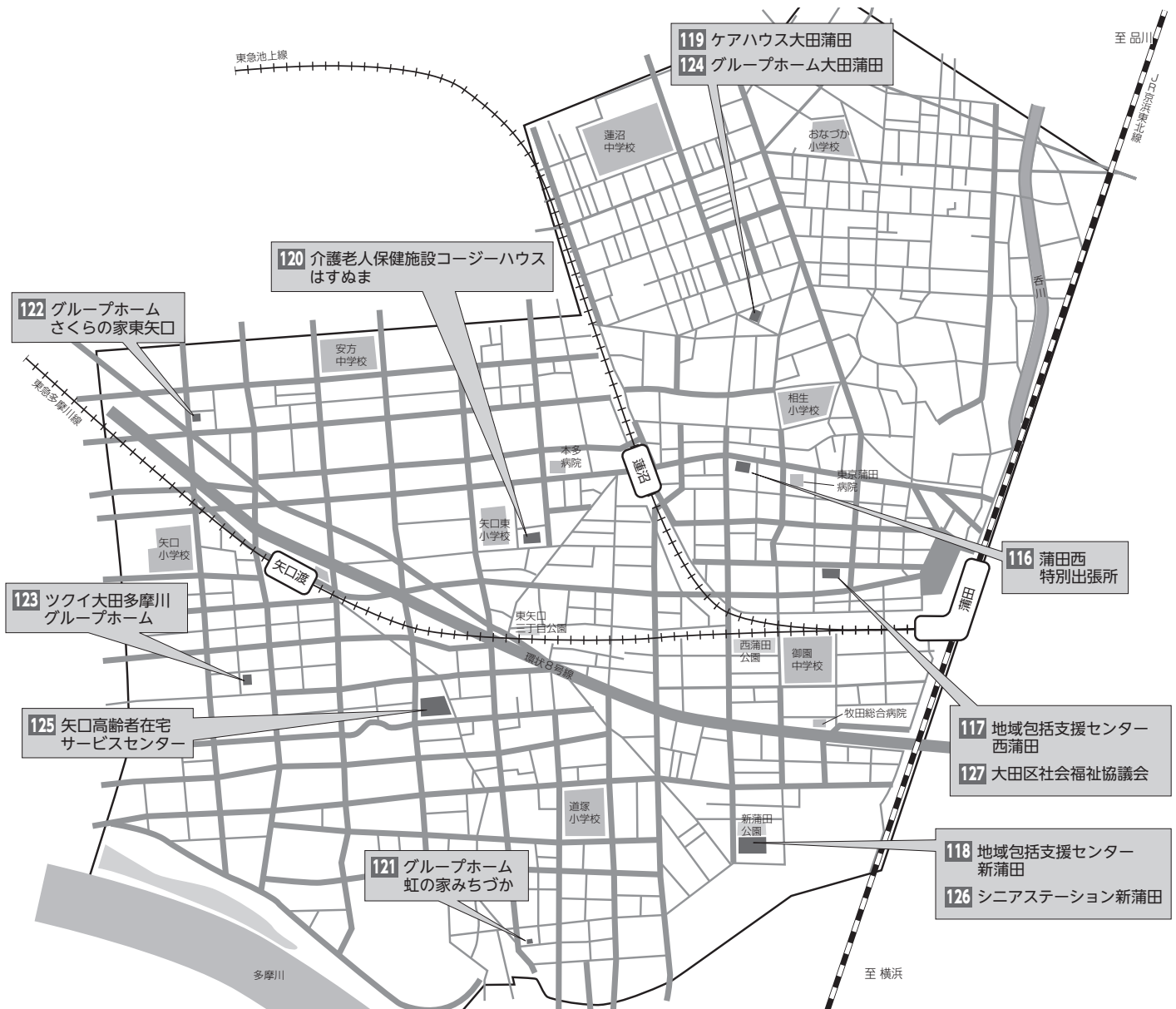
112 愛の家都市型軽費老人ホーム大田矢口
 所在地：大田区矢口三丁目22番5号
 電話：(5741) 3220

113 たまがわ高齢者在宅サービスセンター
 所在地：大田区下丸子四丁目23番1号
 電話：(5732) 1023

114 下丸子高齢者在宅サービスセンター
 所在地：大田区下丸子四丁目25番1号
 電話：(3750) 8701

115 矢口区民センター
 所在地：大田区矢口二丁目21番14号
 電話：(3758) 2941

蒲田西地区

**116 蒲田西特別出張所**

所在地：大田区西蒲田七丁目12番2号（1階）
電話：(3732) 4785

117 地域包括支援センター西蒲田

所在地：大田区西蒲田七丁目49番2号 社会福祉センター7階
電話：(5480) 2502

118 地域包括支援センター新蒲田（新蒲田一丁目複合施設内）

所在地：大田区新蒲田一丁目18番16号 新蒲田一丁目複合施設3階
電話：(6715) 9731

119 ケアハウス大田蒲田

所在地：大田区西蒲田六丁目5番3号
電話：(6424) 7347

120 介護老人保健施設コージーハウスはすめま

所在地：大田区東矢口三丁目8番11号
電話：(5711) 8220

121 グループホーム虹の家みちづか

所在地：大田区新蒲田三丁目26番17号
電話：(3739) 1410

122 グループホームさくらの家東矢口

所在地：大田区東矢口二丁目6番24号
電話：(3756) 0437

123 ツクイ大田多摩川グループホーム

所在地：大田区多摩川一丁目34番5号
電話：(5741) 7017

124 グループホーム大田蒲田

所在地：大田区西蒲田六丁目5番3号
電話：(6424) 9266

125 矢口高齢者在宅サービスセンター

所在地：大田区新蒲田二丁目12番18号
電話：(5711) 0851

126 シニアステーション新蒲田（新蒲田一丁目複合施設内）

所在地：大田区新蒲田一丁目18番16号 新蒲田一丁目複合施設3階
電話：(6715) 9731

127 大田区社会福祉協議会

所在地：大田区西蒲田七丁目49番2号
(代表) 電話：(3736) 2021

7F 大田区いきいきごとステーション
電話：5713-3600 FAX：5713-3602
6F 法人運営センター
□庶務
電話：3736-2021 FAX：3736-2030
□計画・組織基盤・人材育成
電話：3736-2023 FAX：3736-2030
□生活相談
電話：3736-2026 FAX：3736-2030
□特別貸付
電話：3736-7777 FAX：3736-2030
□要介護認定調査
電話：5703-8233 FAX：3736-2030

5F おおた成年後見センター
□後見推進・後見事業
電話：3736-2022 FAX：3736-5590
5F おおた地域共生ボランティアセンター
□地域共生
電話：3736-2266 FAX：3736-5590
□ボランティア
電話：3736-5555 FAX：3736-5590

蒲田東地区



128 大田区役所

所在地：大田区蒲田五丁目13番14号
 電話：03-5744-1111

129 蒲田地域庁舎（蒲田地域福祉課）

所在地：大田区蒲田本町二丁目1番1号
 電話：(5713) 1508

130 蒲田東特別出張所

所在地：大田区蒲田本町二丁目1番1号（蒲田地域庁舎1階）
 電話：(5713) 2001

131 地域包括支援センター蒲田

所在地：大田区蒲田二丁目8番8号
 電話：(5710) 0951

132 地域包括支援センター蒲田東

所在地：大田区蒲田五丁目37番1号 ニッセイアロマスクエア1階
 電話：(5714) 0888

133 特別養護老人ホーム蒲田

所在地：大田区蒲田二丁目8番8号
 電話：(5710) 0780

134 特別養護老人ホーム誠心園

所在地：大田区西糀谷一丁目1番12号
 電話：(6423) 8026

135 蒲田高齢者在宅サービスセンター

所在地：大田区蒲田二丁目8番8号
 電話：(5710) 0782

136 東蒲田老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）

所在地：大田区東蒲田二丁目32番15号
 電話：(3731) 5373

137 本蒲田老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）

所在地：大田区蒲田一丁目4番23号
 電話：(3736) 3105

糀谷地区



138 糀谷・羽田地域庁舎 (糀谷・羽田地域福祉課)

所在地：大田区東糀谷一丁目21番15号
電話：(3741) 6525

139 糀谷特別出張所

所在地：大田区西糀谷二丁目14番13号
電話：(3742) 4451

140 地域包括支援センター糀谷 ※令和6年度中に移転予定

所在地：大田区西糀谷二丁目12番1号
電話：(3741) 8861
移転後所在地：大田区東糀谷一丁目19番21号
東糀谷老人いこいの家内

141 特別養護老人ホーム糀谷

所在地：大田区西糀谷二丁目12番1号
電話：(3745) 3001

142 特別養護老人ホーム フローズ東糀谷

所在地：大田区東糀谷六丁目4番17号
電話：(5735) 0123

143 特別養護老人ホーム千里

所在地：大田区東糀谷一丁目13番6号
電話：(6423) 2860

144 特別養護老人ホーム バタフライヒル大森南

所在地：大森南一丁目17番6号
電話：(5735) 3336

145 ケアハウス・ハート糀谷

所在地：大田区西糀谷四丁目2番7号
電話：(6423) 8703

146 介護老人保健施設アクア東糀谷

所在地：大田区東糀谷六丁目4番17号
電話：(5735) 0123

147 セントケアホーム西糀谷

所在地：大田区西糀谷二丁目9番4号 2階
電話：(5705) 1019

148 ゆきの家

所在地：大田区西糀谷四丁目2番12号
電話 (5737) 5323

149 ニチイケアセンター大鳥居

所在地：大田区東糀谷二丁目7番8号
電話：(5735) 1651

150 グループホームみんなの家・殿山北糀谷

所在地：大田区北糀谷二丁目4番10号
電話：(5735) 1321

151 糀谷高齢者在宅サービスセンター

所在地：大田区西糀谷二丁目12番1号
電話：(3745) 3006

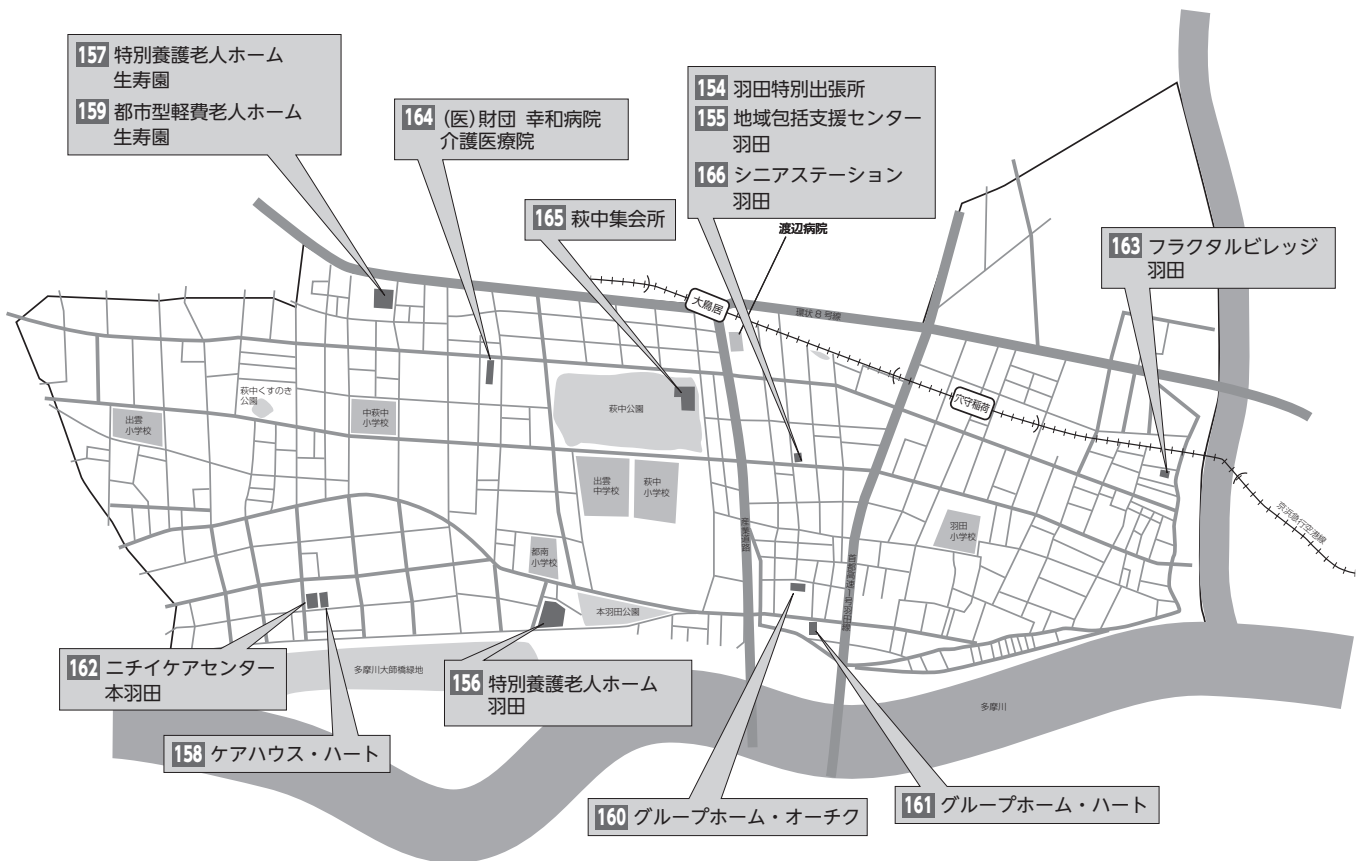
152 東糀谷老人いこいの家 (ゆうゆうくらぶ東糀谷)

所在地：大田区東糀谷一丁目19番21号
電話：(3741) 7970

153 シニアステーション糀谷

所在地：大田区西糀谷四丁目29番16号202
ステーションツインタワーズ
糀谷F ウェスト2階
電話：(6423) 7033

羽田地区

**154 羽田特別出張所 (羽田地域力推進センター内)**

所在地：大田区羽田一丁目18番13号
電 話：(3742) 1411

155 地域包括支援センター羽田 (羽田地域力推進センター内)

所在地：大田区羽田一丁目18番13号
羽田地域力推進センター 2階
電 話：(3745) 7855

156 特別養護老人ホーム羽田

所在地：大田区本羽田三丁目23番45号
電 話：(3745) 5351

157 特別養護老人ホーム生寿園 (せいじゅえん)

所在地：大田区萩中二丁目3番10号
電 話：(6423) 9200

158 ケアハウス・ハート

所在地：大田区本羽田二丁目13番19号
電 話：(6423) 6433

159 都市型軽費老人ホーム生寿園

所在地：大田区萩中二丁目3番10号
電 話：(6423) 9200

160 グループホーム・オーチク

所在地：大田区羽田二丁目26番4号
電 話：(3741) 2615

161 グループホーム・ハート

所在地：大田区羽田二丁目31番1号
電 話：(3744) 6810

162 ニチイケアセンター本羽田

所在地：大田区本羽田二丁目13番20号
電 話：(5735) 2061

163 フラクタルビレッジ羽田

所在地：大田区羽田五丁目15番6号
電 話：(5737) 7155

164 (医)財団 幸和病院 介護医療院

所在地：大田区萩中三丁目29番5号
電 話：(3745) 3800

165 萩中集会所

所在地：大田区萩中三丁目25番8号
電 話：(3744) 1430

166 シニアステーション羽田 (羽田地域力推進センター内)

所在地：大田区羽田一丁目18番13号
羽田地域力推進センター 2階
電 話：(3745) 7855

町丁名順 担当地域表

町丁名	地域包括支援センター	地域福祉課	町丁名	地域包括支援センター	地域福祉課		
い			い				
池上1, 2丁目	包括 徳持	大森	大森南1丁目3番6~8号	包括 大森東	糎谷・羽田		
池上3丁目1~11番	包括 久が原	調布	4番1号	包括 糎谷			
12番	包括 徳持	大森	2号	包括 大森東			
13番1~5号	包括 久が原	調布	3~5号	包括 糎谷			
6~11号	包括 徳持	大森	6~13号	包括 大森東			
12~19号	包括 久が原	調布	5~11番	包括 糎谷			
14~20番			包括 大森東				
21番~41番	包括 徳持	大森	12番1~7号	包括 糎谷			
池上4~8丁目			包括 大森東				
石川町1丁目	包括 千束(田園調布医師会)	調布	16~26号	包括 糎谷			
石川町2丁目1番	包括 上池台		13~16番	包括 糎谷			
2番1~8号	包括 千束(田園調布医師会)		17番1~6号	包括 大森東			
9~15号	包括 上池台		7~17号	包括 糎谷			
3番1~8号			包括 大森東				
9~20号	包括 千束(田園調布医師会)		18~28号	包括 糎谷			
4~8番	包括 上池台		18番1~6号	包括 大森東			
9番1, 2号	包括 千束(田園調布医師会)		7~14号	包括 糎谷			
3~13号	包括 上池台		15~26号	包括 糎谷			
10~23番	包括 千束(田園調布医師会)		19~24番	包括 大森東			
24~33番	包括 上池台		大森南2丁目1~17番	包括 大森東			
う			か				
鵜の木1~3丁目	包括 たまがわ	調布	大森南2丁目18, 19番	包括 糎谷			
お			大森南2丁目20~25番	包括 大森東			
大森北1~6丁目	包括 入新井	大森	大森南3~5丁目				
大森中1丁目1~21番	包括 平和島	糎谷・羽田	か				
22番	包括 大森東		蒲田1~3丁目	包括 蒲田	蒲田		
大森中2丁目1~12番	包括 平和島	大森	蒲田4丁目	包括 蒲田東			
13~18番	包括 大森東	糎谷・羽田	蒲田5丁目	包括 蒲田			
19~24番	包括 平和島	大森	蒲田本町1, 2丁目	包括 蒲田東			
大森中3丁目1~5番	包括 平和島	糎谷・羽田	上池台1丁目1~17番	包括 千束(田園調布医師会)	調布		
6~8番			包括 大森東	18, 19番		包括 上池台	
9~36番			包括 平和島	20番		包括 千束(田園調布医師会)	
大森西1~7丁目	包括 大森	大森	21~53番	包括 上池台			
大森東1~3丁目	包括 平和島	大森	上池台2~5丁目				
大森東4, 5丁目	包括 大森東	糎谷・羽田	き				
大森本町1丁目1~8番	包括 入新井	大森	北糎谷1, 2丁目	包括 糎谷	糎谷・羽田		
9~11番	包括 平和島		北千束1~3丁目	包括 千束(田園調布医師会)	調布		
大森本町2丁目			北馬込1, 2丁目	包括 馬込	大森		
大森南1丁目1, 2番	包括 糎谷	糎谷・羽田	北嶺町	1番1~7号	調布		
3番1~5号			包括 糎谷	北嶺町		8~17号	包括 嶺町
				北嶺町		18~20号	包括 上池台
				北嶺町		2番1~5号	包括 嶺町
				北嶺町		6~21号	包括 上池台
				北嶺町		22, 23号	包括 上池台
				北嶺町		3~20番	包括 嶺町
		北嶺町	21番1~5号	包括 久が原			

町 丁 名	地域包括支援センター	地 域 福祉課	
北嶺町21番 6～11号 12, 13号 22～26番 27～48番	包括 嶺 町	調布	
	包括 久が原		
	包括 嶺 町		
	包括 嶺 町		
く			
久が原1～6丁目	包括 久が原	調布	
け			
京浜島1～3丁目	包括 入新井	大森	
さ			
山王1, 2丁目	包括 入新井	大森	
山王3丁目	包括 新井宿(大森医師会)		
山王4丁目 1番～10番 11番～20番 21番～33番	包括 南馬込		
	包括 新井宿(大森医師会)		
し			
下丸子1～4丁目	包括 やぐち	蒲田	
城南島1～7丁目	包括 入新井	大森	
昭和島1, 2丁目			
新蒲田1～3丁目	包括 新蒲田	蒲田	
た			
多摩川1丁目1番～7番 8番～10番 11番 1～8号 9～20号 12番～14番 15番～36番	包括 新蒲田	蒲田	
	包括 西蒲田		
	包括 新蒲田		
	包括 西蒲田		
	包括 新蒲田		
多摩川2丁目			
ち			
千鳥1丁目1番1, 2号 3～12号 13～30号 2番1～13号 14～31号 32～38号 3～19番 20番1～3号 4～6号 7～10号 21番1～3号 4～12号 13～20号 22番 23番1～4号 5～16号 17～24号 24～26番	包括 たまがわ	調布	
	包括 久が原		
	包括 たまがわ		
	包括 久が原		
	包括 たまがわ		
	包括 久が原		
	包括 たまがわ		
	包括 やぐち		蒲田
	包括 たまがわ		調布
	包括 やぐち		蒲田
	包括 たまがわ		調布
	包括 やぐち		蒲田
	包括 たまがわ		調布
	包括 やぐち		蒲田
	包括 たまがわ		調布

町 丁 名	地域包括支援センター	地 域 福祉課
千鳥2丁目1～5番 6番1～4号 5～16号 17～24号 7～26番 27番 28～35番 36番 37番 38～41番	包括 たまがわ	調布
	包括 やぐち	蒲田
	包括 たまがわ	調布
	包括 やぐち	蒲田
	包括 たまがわ	調布
	包括 やぐち	蒲田
	包括 たまがわ	調布
	包括 やぐち	蒲田
	包括 たまがわ	調布
	包括 たまがわ	調布
	包括 やぐち	蒲田
千鳥3丁目1, 2番 3番1～3号 4～29号 30～33号 4～6番 7番1～6号 7～10号 11～24号 8～25番	包括 たまがわ	調布
	包括 やぐち	蒲田
	包括 たまがわ	調布
	包括 やぐち	蒲田
	包括 たまがわ	調布
	包括 やぐち	蒲田
	包括 たまがわ	調布
	包括 やぐち	蒲田
中央1～4丁目	包括 新井宿(大森医師会)	大森
中央5～8丁目	包括 徳 持	
て		
田園調布1～5丁目	包括 田園調布	調布
田園調布本町	包括 嶺 町	
田園調布南		
と		
東海1～6丁目	包括 入新井	大森
な		
仲池上1丁目1～16番 17, 18番 19～22番 23, 24番 25～27番 28～31番 32番1～10号 11～19号 20～22号 33番1～7号 8～18号	包括 上池台	調布
	包括 久が原	
	包括 上池台	
	包括 久が原	
	包括 上池台	
	包括 久が原	
	包括 上池台	
	包括 久が原	
	包括 上池台	
	包括 久が原	
	包括 上池台	
仲池上2丁目1～16番 17～19番 20～28番 29, 30番	包括 久が原	調布
	包括 上池台	
	包括 久が原	
中馬込1～3丁目	包括 馬 込	大森
仲六郷1～4丁目	包括 六 郷	蒲田

町 丁 名	地域包括支援センター	地 域 福 祉 課
に		
西蒲田1～8丁目	包括 西蒲田	蒲田
西糀谷1丁目1番	包括 蒲田東	
2～11番	包括 糀 谷	糀谷・羽田
12番1～5号	包括 蒲田東	蒲田
6～15号	包括 糀 谷	糀谷・羽田
16～26号	包括 蒲田東	蒲田
13～20番	包括 糀 谷	糀谷・羽田
21番1～4号	包括 蒲田東	蒲田
5～18号	包括 糀 谷	糀谷・羽田
19～28号	包括 蒲田東	蒲田
22～30番	包括 糀 谷	糀谷・羽田
31番1～6号	包括 蒲田東	蒲田
7～14号	包括 糀 谷	糀谷・羽田
15～18号	包括 蒲田東	蒲田
西糀谷2～4丁目	包括 糀 谷	糀谷・羽田
西馬込1, 2丁目	包括 馬 込	大森
西嶺町	包括 嶺 町	調布
西六郷1～4丁目	包括 西六郷	蒲田
は		
萩中1～3丁目	包括 羽 田	糀谷・羽田
羽田1～6丁目		
羽田旭町		
羽田空港1～3丁目		
ひ		
東蒲田1, 2丁目	包括 蒲 田	蒲田
東糀谷1～6丁目	包括 糀 谷	糀谷・羽田
東馬込1丁目1～32番 33～50番	包括 馬 込	大森
東馬込2丁目	包括 南馬込	
東嶺町	包括 嶺 町	調布
東矢口1丁目	包括 西蒲田	蒲田
東矢口2丁目 1～17番 18～20番		
東矢口3丁目		
東雪谷1～4丁目	包括 上池台	調布
東雪谷5丁目1～10番 11番1～9号		
10～13号		
12～40番	包括 上池台	
東六郷1～3丁目	包括 六 郷	蒲田
へ		
平和島1～6丁目	包括 入新井	大森
平和の森公園	包括 平和島	

町 丁 名	地域包括支援センター	地 域 福 祉 課	
ほ			
本羽田1～3丁目	包括 羽 田	糀谷・羽田	
み			
南蒲田1丁目	包括 蒲田東	蒲田	
南蒲田2丁目1～22番			
23番			包括 六 郷
24～27番			包括 蒲田東
28～30番	包括 六 郷		
南蒲田3丁目	包括 蒲田東		
南久が原1, 2丁目	包括 たまがわ		
南千束1丁目1～31番	包括 千束(田園調布医師会)	調布	
32番1～8号			
9～11号			包括 上池台
33番			包括 千束(田園調布医師会)
34番	包括 上池台		
南千束2丁目1番	包括 千束(田園調布医師会)	調布	
2番1～6号			
7～10号			包括 上池台
3～27番			包括 千束(田園調布医師会)
28番1号			包括 上池台
2～9号			包括 千束(田園調布医師会)
10～12号	包括 上池台		
29～33番	包括 上池台		
南千束3丁目1～30番	包括 千束(田園調布医師会)	調布	
31番1～6号			
7～14号			包括 上池台
32～35番			包括 上池台
36番1～6号	包括 千束(田園調布医師会)		
7～14号	包括 千束(田園調布医師会)		

町 丁 名	地域包括支援センター	地 域 福祉課
南馬込1丁目1～4番	包括 馬 込	大森
5番	包括 南馬込	
6,7番	包括 馬 込	
8～60番		
南馬込2～5丁目	包括 南馬込	
南馬込6丁目1番		
(1～7号は欠号) 8～19号		
20号	包括 徳 持	
21～23号		
2～6番	包括 南馬込	
7番1～4号		
5～10号	包括 徳 持	
8番1, 2号		
3～10号	包括 南馬込	
11～13号	包括 徳 持	
9～14番	包括 南馬込	
15, 16番	包括 徳 持	
17～23番	包括 南馬込	
24～29番	包括 徳 持	
30番1号	包括 南馬込	
2～21号	包括 徳 持	
31～34番		
35～38番	包括 南馬込	
南雪谷1丁目		調布
南雪谷2丁目1～14番	包括 上池台	
15番1～12号		
13～25号	包括 嶺 町	
16～21番		
南雪谷3丁目	包括 上池台	
南雪谷4丁目1～16番		
17番	包括 嶺 町	
18～23番	包括 上池台	
24番	包括 嶺 町	
25番	包括 上池台	
南雪谷5丁目1～12番		
13番	包括 久が原	
14～16番		
17番1～10号	包括 上池台	
11～20号	包括 久が原	
21～24号	包括 上池台	
18～21番	包括 久が原	
南六郷1～3丁目	包括 六 郷	蒲田
や		
矢口1～3丁目	包括 やぐち	蒲田

町 丁 名	地域包括支援センター	地 域 福祉課
ゆ		
雪谷大塚町1番	包括 上池台	調布
2～23番	包括 田園調布	
れ		
令和島1～2丁目	包括 入新井	大森

地域福祉課 連絡先一覧表

	地域福祉課	所在地	担当	電話番号	FAX番号	案内図 番号
1	大森地域庁舎 大森地域福祉課	大森西1-12-1	高齢者地域支援担当	5764-0658	5764-0659	15
			介護保険担当	5764-0656		
2	調布地域庁舎 調布地域福祉課	雪谷大塚町4-6	高齢者地域支援担当	3726-6031	3726-5070	65
			介護保険担当	3726-4136		
3	蒲田地域庁舎 蒲田地域福祉課	蒲田本町2-1-1	高齢者地域支援担当	5713-1508	5713-1509	129
4	糀谷・羽田地域庁舎 糀谷・羽田地域福祉課	東糀谷1-21-15	高齢者地域支援担当	3741-6525	6423-8838	138

特別出張所 連絡先一覧

	特別出張所	所在地	電話番号	FAX番号	案内図 番号
1	大森東特別出張所	大森南4-9-1	3741-8801	3741-8552	1
2	大森西特別出張所	大森西2-16-2	3764-6321	3764-6196	16
3	入新井特別出張所	大森北1-10-14	3761-5303	3763-4979	28
4	馬込特別出張所	中馬込3-25-5	3774-3301	3774-4997	35
5	池上特別出張所	池上1-29-6	3752-3441	3752-4759	44
6	新井宿特別出張所	中央1-21-6	3776-5391	3776-3368	54
7	嶺町特別出張所	田園調布本町7-1	3722-3111	3721-1493	60
8	田園調布特別出張所	田園調布1-30-1	3721-4261	3721-1386	66
9	鷗の木特別出張所	南久が原2-30-5	3750-4241	3750-2418	70
10	久が原特別出張所	久が原4-12-10	3752-4271	3752-4514	77
11	雪谷特別出張所	東雪谷3-6-2	3729-5117	3729-1826	82
12	千束特別出張所	北千束2-35-8	3726-4441	3726-3179	91
13	六郷特別出張所	仲六郷2-44-11	3732-4885	3735-6249	94
14	矢口特別出張所	矢口2-21-14	3759-4686	3759-1492	107
15	蒲田西特別出張所	西蒲田7-12-2 1階	3732-4785	3735-4279	116
16	蒲田東特別出張所	蒲田本町2-1-1	5713-2001	3735-3042	130
17	糀谷特別出張所	西糀谷2-14-13	3742-4451	3742-4479	139
18	羽田特別出張所	羽田1-18-13	3742-1411	3742-1502	154

地域包括支援センター 連絡先一覧表

	地域包括支援センター	所在地	電話番号	FAX番号	案内図番号
1	地域包括支援センター 大森	大森西2-16-2	5753-6331	5753-6332	18
2	地域包括支援センター 平和島	大森東1-31-3-105	5767-1875	5767-1876	17
3	地域包括支援センター 入新井	大森北3-24-27 (移転前)	3762-4689	3762-7465	29
		大森北4-6-7 (移転後) ※令和6年度中に移転予定。			
4	地域包括支援センター 馬込	中馬込1-19-1-101	5709-8011	5709-8014	36
5	地域包括支援センター 南馬込	南馬込3-13-12	6429-7651	6429-7652	37
6	地域包括支援センター 徳持	池上7-10-5	5748-7202	5748-7232	45
7	地域包括支援センター 新井宿 (大森医師会)	中央1-21-6	3772-2415	3772-2472	55
8	地域包括支援センター 嶺町	田園調布本町7-1	5483-7477	5483-7488	61
9	地域包括支援センター 田園調布	田園調布1-30-1	3721-1572	5755-5707	67
10	地域包括支援センター たまがわ	下丸子4-23-1	5732-1026	5732-1027	71
11	地域包括支援センター 久が原	仲池上2-24-8	5700-5861	5700-5841	78
12	地域包括支援センター 上池台	上池台5-7-1	3748-6138	3748-6139	83
13	地域包括支援センター 千束 (田園調布医師会)	北千束2-35-8	3728-6673	3728-6735	90
14	地域包括支援センター 六郷	仲六郷2-44-11	5744-7770	5744-7780	95
15	地域包括支援センター 西六郷	西六郷3-1-7	6424-9711	6424-9661	96
16	地域包括支援センター やぐち	矢口1-23-12	5741-3388	3758-4411	108
17	地域包括支援センター 西蒲田	西蒲田7-49-2	5480-2502	5480-2503	117
18	地域包括支援センター 新蒲田	新蒲田1-18-16	6715-9731	6715-9732	118
19	地域包括支援センター 蒲田	蒲田2-8-8	5710-0951	5710-0953	131
20	地域包括支援センター 蒲田東	蒲田5-37-1 ニッセイアロマスクエア1階	5714-0888	5714-0880	132
21	地域包括支援センター 大森東	大森南4-9-1	6423-8300	6423-8350	2
22	地域包括支援センター 糎谷	西糎谷2-12-1 (移転前)	3741-8861	3741-8867	140
		東糎谷1-19-21 (移転後) ※令和6年度中に移転予定。			
23	地域包括支援センター 羽田	羽田1-18-13	3745-7855	3745-7032	155

■案内図は53～70ページにあります。担当地域は71～74ページを参照してください。

施 設 一 覧 表

I 高齢者関係施設（案内図53～70ページ）

◆特別養護老人ホーム

	施設名	電話番号	所在地	案内図番号
区 立	蒲田	5710-0780	〒144-0052 蒲田2-8-8	133
	糎谷	3745-3001	〒144-0034 西糎谷2-12-1	141
	たまがわ	5732-1021	〒146-0092 下丸子4-23-1	73
民 立	羽田	3745-5351	〒144-0044 本羽田3-23-45	156
	池上	5700-1235	〒146-0081 仲池上2-24-8	84
	大森	5471-2701	〒143-0015 大森西1-16-18	19
	好日苑	3748-6193	〒145-0064 上池台5-7-1	85
	ゴールデン鶴亀ホーム	3758-1810	〒146-0093 矢口1-23-12	109
	大田翔裕園	3736-1211	〒144-0046 東六郷1-12-12	97
	フローズ東糎谷	5735-0123	〒144-0033 東糎谷6-4-17	142
	いずみえん	3759-5550	〒146-0093 矢口3-1-5	110
	千里	6423-2860	〒144-0033 東糎谷1-13-6	143
	バタフライヒル大森南	5735-3336	〒143-0013 大森南1-17-6	144
	馬込	6303-8307	〒143-0026 西馬込2-11-2	38
	生寿園	6423-9200	〒144-0047 萩中2-3-10	157
	花みずき	6436-8899	〒143-0015 大森西4-12-1	20
	さくらのみち紫苑	6715-4373	〒146-0093 矢口3-11-3	111
	ケアホーム千鳥	5741-8500	〒146-0083 千鳥2-34-25	72
誠心園	6423-8026	〒144-0034 西糎谷1-1-12	134	

◆養護老人ホーム

施設名	電話番号	所在地	案内図番号
池上長寿園	3751-9352	〒146-0081 仲池上2-24-8	86
大森老人ホーム	3762-8851	〒143-0011 大森本町2-2-2	21

◆軽費老人ホーム

施設名	電話番号	所在地	案内図番号
おおもり園	3764-0703	〒143-0015 大森西1-8-6	22

◆都市型軽費老人ホーム

施設名	電話番号	所在地	案内図番号
ケアハウス・ハート	6423-6433	〒144-0044 本羽田2-13-19	158
ケアハウス・ハート糎谷	6423-8703	〒144-0034 西糎谷4-2-7	145
都市型軽費老人ホームのどか池上	5700-2683	〒146-0082 池上5-4-5	46
ケアハウス大森東	5767-7157	〒143-0012 大森東5-26-13	3
都市型軽費老人ホーム生寿園	6423-9200	〒144-0047 萩中2-3-10	159
愛の家都市型軽費老人ホーム大田矢口	5741-3220	〒146-0093 矢口3-22-5	112
都市型軽費老人ホームはるかぜ	6428-6773	〒144-0055 仲六郷4-2-12	98
都市型軽費老人ホームセントラル大森西	6423-0724	〒143-0015 大森西4-3-5	23
ケアハウス大田蒲田	6424-7347	〒144-0051 西蒲田6-5-3	119

◆介護老人保健施設

施設名	電話番号	所在地	案内図番号
大森平和の里	3767-7512	〒143-0011 大森本町1-7-6	31
大田ナーシングホーム翔裕園	3736-1240	〒144-0046 東六郷1-12-11	99
コージーハウスはすぬま	5711-8220	〒146-0094 東矢口3-8-11	120
アクア東糎谷	5735-0123	〒144-0033 東糎谷6-4-17	146
和光の園	6410-8525	〒143-0015 大森西4-12-1	24

◆認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

施設名	電話番号	所在地	案内図番号
グループホーム友の里池上	5747-1700	〒146-0082 池上6-5-14	48
グループホーム虹の家みちづか	3739-1410	〒144-0054 新蒲田3-26-17	121
グループホーム・オーチク	3741-2615	〒144-0043 羽田2-26-4	160
グループホーム六郷	5714-2381	〒144-0056 西六郷4-26-6	100
グループホーム・ウエル	5747-5772	〒146-0085 久が原2-28-22	79
グループホームさくらの家 東矢口	3756-0437	〒146-0094 東矢口2-6-24	122
セントケアホーム西糀谷	5705-1019	〒144-0034 西糀谷2-9-4 2階	147
グループホームさらら大森東	5762-7677	〒143-0012 大森東5-21-9	4
花物語 うめ	5732-5040	〒146-0091 鶯の木2-37-5	74
ゆきの家	5737-5323	〒144-0034 西糀谷4-2-12	148
グループホーム虹の家しおかせ	6404-9025	〒143-0012 大森東5-2-7	5
せらび池上	5747-6677	〒146-0082 池上4-2-5	49
グループホーム・ハート	3744-6810	〒144-0043 羽田2-31-1	161
ニチイケアセンター本羽田	5735-2061	〒144-0044 本羽田2-13-20	162
ニチイケアセンター大鳥居	5735-1651	〒144-0033 東糀谷2-7-8	149
グループホーム東京大田の家	5735-1900	〒143-0013 大森南5-6-5	6
フラクタルビレッジ西六郷	6424-3456	〒144-0056 西六郷1-19-6	101
フラクタルビレッジ羽田	5737-7155	〒144-0043 羽田5-15-6	163
フラクタルビレッジ大森南	5735-2205	〒144-0013 大森南3-19-4	7
グループホームかたくりの里 六郷	5711-7211	〒144-0056 西六郷4-21-8	102
グループホームひかり大田中央	5742-3033	〒143-0024 中央1-7-16	56
グループホームみんなの家・殿山北糀谷	5735-1321	〒144-0032 北糀谷2-4-10	150
グループホームかがやき	6303-8500	〒143-0024 中央1-7-3	57
愛の家グループホーム大田久が原	5747-3100	〒146-0085 久が原2-23-10	80
グループホームのどか池上	5700-2682	〒146-0082 池上5-4-5	50
愛の家グループホーム大田大森西	5767-7240	〒143-0015 大森西5-24-18	25
ツクイ大田西六郷グループホーム	5713-9295	〒144-0056 西六郷3-31-12	103
グループホームソラスト池上	6410-3922	〒146-0082 池上7-23-21	51
グループホーム大森東あやめ	5767-7160	〒143-0012 大森東5-26-13	8
グループホームたのしい家 中馬込	5718-7321	〒143-0027 中馬込2-9-11	39
グループホームさらら久が原	5748-5300	〒145-0074 東嶺町26-5	62
ライブラリ大森南	3744-0565	〒143-0013 大森南3-5-5	9
ライブラリ大森東1番館	5767-5321	〒143-0012 大森東4-40-3	10
ライブラリ大田中央	6410-7680	〒143-0024 中央3-11-3	58
ライブラリ大森東2番館	5767-4880	〒143-0012 大森東4-40-10	11
グループホーム百里	6715-2975	〒145-0076 田園調布南8-23	63
グループホームひかり鶯の木	6451-9401	〒146-0091 鶯の木1-20-14	75
ツクイ大田多摩川グループホーム	5741-7017	〒146-0095 多摩川1-34-5	123
グループホーム大田蒲田	6424-9266	〒144-0051 西蒲田6-5-3	124
はなまるホーム上池台	3748-8633	〒145-0064 上池台5-9-17	87
グループホームライブラリ大森東五丁目	6404-8145	〒143-0012 大森東5-10-3	12
花物語 おおた	5718-4487	〒143-0021 北馬込2-46-9	40
きらら池上	5748-5070	〒143-0024 中央7-5-6	52

◆介護医療院

施設名	電話番号	所在地	案内図番号
(医)社団 幸和病院 介護医療院	3745-3800	〒144-0047 萩中3-29-5	164
介護医療院セントラル大田	3755-5300	〒143-0024 中央8-34-10	47

◆区立高齢者在宅サービスセンター

施設名	電話番号	所在地	案内図番号
蒲田	5710-0782	〒144-0052 蒲田2-8-8	135
糀谷	3745-3006	〒144-0034 西糀谷2-12-1	151
たまがわ	5732-1023	〒146-0092 下丸子4-23-1	113
下丸子	3750-8701	〒146-0092 下丸子4-25-1	114
矢口	5711-0851	〒144-0054 新蒲田2-12-18	125

◆老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）

施設名	電話番号	所在地	案内図番号
大森中	3763-0881	〒143-0014 大森中 2-13-15	13
大森東	3765-1259	〒143-0012 大森東 4-24-6	14
入新井	3764-3764	〒143-0016 大森北 3-24-27	32
山王高齢者センター	3776-9419	〒143-0023 山王 1-31-8	33
池上	3751-6636	〒146-0082 池上 5-9-9	53
新井宿	3776-0410	〒143-0024 中央 1-5-1	59
鶴の木	3758-7978	〒146-0091 鶴の木 3-32-10	76
久が原	3754-1608	〒146-0085 久が原 5-29-4	81
仲池上	3755-6445	〒146-0081 仲池上 1-10-14	88
千束	3729-4655	〒145-0063 南千束 3-24-11	92
東糀谷	3741-7970	〒144-0033 東糀谷 1-19-21	152
東六郷	3736-2367	〒144-0046 東六郷 2-4-21	104
仲六郷	3732-4480	〒144-0055 仲六郷 3-12-5	105
東蒲田	3731-5373	〒144-0031 東蒲田 2-32-15	136
本蒲田	3736-3105	〒144-0052 蒲田 1-4-23	137

※入新井は、令和6年度閉館予定。

◆シニアステーション

施設名	電話番号	所在地	案内図番号
馬込	5709-8011	〒143-0027 中馬込 1-19-1-101	42
南馬込	6429-7651	〒143-0025 南馬込 3-13-12	43
東嶺町	3753-3008	〒145-0074 東嶺町 20-4	64
田園調布	6715-6900	〒145-0071 田園調布 2-58-5	68
田園調布西	3721-8066	〒145-0071 田園調布 4-44-9	69
千束	6451-7660	〒145-0062 北千束 2-35-8 千束特別出張所内	93
新蒲田	6715-9731	〒144-0054 新蒲田 1-18-16 新蒲田一丁目複合施設 3階	126
糀谷	6423-7033	〒144-0034 西糀谷 4-29-16-202 ステーションツインタワーズ 糀谷F ウエスト2階	153
羽田	3745-7855	〒144-0043 羽田 1-18-13 羽田地域力推進センター 2階	166

※令和6年度中にシニアステーション入新井を開設予定
所在地 大森北 4-6-7 大森北四丁目複合施設 2階

◆区民センター

施設名	電話番号	所在地	案内図番号
大森西	3765-3395	〒143-0015 大森西2-20-17	26
馬込	3775-2308	〒143-0025 南馬込4-6-5	41
洗足	3727-1461	〒145-0064 上池台2-35-2	89
矢口	3758-2941	〒146-0093 矢口2-21-14	115
萩中集会所	3744-1430	〒144-0047 萩中3-25-8	165
大森東地域センター	3763-3287	〒143-0012 大森東1-31-3-105	27

◆大田区社会福祉協議会

所在地 〒144-0051 大田区西蒲田 7-49-2

階	名称	電話番号	FAX番号	案内図番号
5	大田区社会福祉協議会 おおた成年後見センター おおた地域共生ボランティア アセンター	3736-2022	3736-5590	127
	地域共生 ボランティア	3736-2266 3736-5555		
	6 大田区社会福祉協議会 法人運営センター 庶務	3736-2021	3736-2030	
	計画・組織基盤・人材育成	3736-2023		
	生活相談	3736-2026		
	特例貸付	3736-7777		
	要介護認定調査	5703-8233		
7	大田区いきいきしごと ステーション	5713-3600	5713-3602	

Ⅱ 区内の救急医療機関

医療機関名	所在地	電話
大田病院	大森東4-4-14	3762-8421
東京労災病院	大森南4-13-21	3742-7301
東邦大学医療センター 大森病院	大森西6-11-1	3762-4151
大森赤十字病院	中央4-30-1	3775-3111
大田池上病院	池上2-7-10	3752-1111
池上総合病院	池上6-1-19	3752-3151
田園調布中央病院	田園調布2-43-1	3721-7121

医療機関名	所在地	電話
荏原病院	東雪谷4-5-10	5734-8000
東急病院	北千束3-27-2	3718-3331
本多病院	東矢口1-17-15	3732-2331
JCHO 東京蒲田医療センター	南蒲田2-19-2	3738-8221
東京蒲田病院	西蒲田7-10-1	3733-0525
牧田総合病院	西蒲田8-20-1	6428-7500

Ⅲ 公共機関

区分	団体機関名	所在地	電話
区役所	大田区役所	〒144-8621 蒲田5-13-14	5744-1111
税金	大森税務署	〒143-8565 中央7-4-18	3755-2111
	雪谷税務署	〒145-8506 雪谷大塚町4-12	3726-4521
	蒲田税務署	〒144-8556 蒲田本町2-1-22	3732-5151
	大田都税事務所	〒144-8511 新蒲田1-18-22	3733-2411
	品川自動車税事務所	〒140-0011 品川区東大井1-12-18	3471-6670
警察	大森警察署	〒143-0014 大森中1-1-16	3762-0110
	池上警察署	〒146-0082 池上3-20-10	3755-0110
	田園調布警察署	〒145-0071 田園調布1-1-8	3722-0110
	蒲田警察署	〒144-0053 蒲田本町2-3-3	3731-0110
消防	大森消防署	〒143-0012 大森東1-32-8	3766-0119
	田園調布消防署	〒145-0067 雪谷大塚町13-22	3727-0119
	蒲田消防署	〒144-0053 蒲田本町2-28-1	3735-0119
	矢口消防署	〒146-0095 多摩川2-5-20	3758-0119
社会保険	大田年金事務所	〒144-8530 南蒲田2-16-1 テクノポートカマタセンタービル3階	3733-4141

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1 交通機関等を利用して外出する 2 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2 介助により車いすに移乗する
	ランク C	1 日中ベッドで過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1 自力で寝返りをうつ 2 自力では寝返りもうてない

※判定に当たっては、補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない。

判定にあたっての留意事項

判定に際しては「～をすることができる」といった「能力」の評価ではなく「状態」、特に「移動」に関わる状態像に着目して、日常生活の自立の程度を4段階にランク分けすることで評価するものとする。なお、本基準においては何ら障害を持たない、いわゆる健常高齢者は対象としていない。

認知症高齢者の日常生活自立度 判定基準

I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる
	II a 家庭外で上記IIの状態がみられる
	II b 家庭内で上記IIの状態がみられる
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、介護を必要とする
	III a 日中を中心として上記IIIの状態がみられる
	III b 夜間を中心として上記IIIの状態がみられる
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする。

さ く い ん

あ 行

- あ 案内図…………… 53～70
- い いきいき高齢者入浴事業……………22
- いきいき しごと ステーション……………32
- 一般介護予防事業……………12
- 医療機関案内（ひまわり）…………… 2
- 医療情報ネット（ナビイ）…………… 2
- 祝金等（100歳、男女最高齢：区）
- 祝品等（88歳：区）
- 祝品等（100歳、男女最高齢：
 - 社会福祉協議会）
 - 〃（100歳：国、東京都）……………31
- インフルエンザ予防接種…………… 8
- お 大田区認知症サポートガイド……………18
- 大田区もの忘れ検診……………19
- 恩給等（旧軍人等及びその遺族の方など）…39

か 行

- か 介護医療院……………78
- 介護マーク……………20
- 介護予防・生活支援サービス事業……………12
- 家具転倒防止器具の支給・取付……………44
- 家事援助サービス……………26
- 家族介護者支援ホームヘルプサービス…29
- 紙おむつ等の支給……………13
- 感震ブレーカーの支給……………44
- き 虐待の相談…………… 6
- 救急医療機関……………80
- 救急代理通報システム……………22
- 休日応急診療…………… 6
- 緊急ショートステイ事業……………15
- 緊急通報サービス紹介事業……………24
- く 区の専門相談（無料）…………… 7
- 車いすの貸出……………15・16
- グループホーム
 - （認知症対応型共同生活介護）……………78
- け 軽費老人ホーム（A型・B型・ケアハウス）
 - ……………45・46
 - 敬老祝金贈呈（百歳以上長寿者祝金）
 - ……………31
 - 敬老の日お祝いメッセージカード贈呈…31
 - 下水道料金の減免……………40
 - 健康回復事業……………29

- 健康診査…………… 8
- 限度額適用認定証の交付
 - （国保・後期高齢）……………10・11
 - 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付
 - （国保・後期高齢）……………10・11
- こ 公園等の無料入場等……………37
- 後期高齢者医療被保険者証の交付……………10
- 公共機関……………80
- 高齢者アパート……………47
- 高齢者住宅（シルバーピア）……………48・49
- 高齢者見守りメールの配信……………20
- 高齢受給者証の交付…………… 9
- ごみの戸別訪問収集……………27

さ 行

- さ 在宅高齢者等訪問相談事業……………14
- 在宅サービスセンター……………79
- サービス付き高齢者向け住宅……………49
- し 「仕事」又は「就労」……………32・33
 - （いきいき しごと ステーション）
 - （シルバー人材センター）
 - （生活再建・就労サポートセンター
 - JOBOTA）
- 施設一覧表…………… 77～79
- 自動通話録音機の無料貸与……………25
- シニアクラブ（旧老人クラブ）助成……………34
- シニアステーション糀谷……………32
- シニアステーション事業…………… 1・79
- 社会福祉協議会…………… 4・79
- 若年性認知症デイサービス事業……………21
- 若年性認知症の専門相談……………21
- 住宅改修費支給（介護保険）……………42
- 住宅改修費の助成（区のサービス）……………42
- 住宅確保支援事業……………50
- 住宅リフォーム助成……………43
- 出張理・美容サービス（ねたきり）……………14
- 食事サービス……………26
- 消費生活相談（消費者生活センター）… 2
- シルバー人材センター……………32
- シルバーパスの発行……………35
- シルバーピア（区立・都営）……………48・49
- 人口一覧表（大田区）……………85
- 寝台自動車利用助成事業……………14

す	助っ人サービス	25
せ	生活再建・就労サポートセンター JOBOTA（ジョボタ）	33
	生活支援付すまい確保事業	51
	成年後見制度等の相談	5
	税の軽減と相談	40・41
そ	粗大ごみ処理手数料の免除 粗大ごみの運び出し収集	28

た 行

ち	地域福祉課	75
	地域福祉権利擁護事業	30
	地域包括支援センター	1・76
	ちょこっとサービス	25
て	転居一時金助成	52
と	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」	2
	都営住宅高齢者世帯の申込資格について	51
	都営住宅高齢者世帯の優遇制度	51
	都営住宅使用料の減免	52
	特別出張所	75
	都市型軽費老人ホーム	46
	都立・区立公園等の無料入場等	37

な 行

に	入院時食事療養費減額制度 （国保・後期高齢）	9・11
	入浴証（いきいき入浴証）	22
	認知症カフェ	18
	認知症サポーター養成講座	18
	認知症支援コーディネーター事業	19
	認知症初期集中支援チーム	19
	認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	78
	認知症地域支援推進員	19
ね	ねたきり高齢者訪問歯科支援	14
	年金	38・39
	年齢早見表	87

は 行

は	歯（ねたきり高齢者訪問歯科支援）	14
	肺炎球菌予防接種	8
	はり・きゅう・マッサージ・指圧施術割引券 （国保・後期高齢）	27

	はり・きゅう・マッサージ（ねたきり）	29
ひ	ひとり暮らし高齢者の登録	22
	ひきこもり支援室SAPOTA（サポタ）	33
	避難行動要支援者名簿の登録	22
	ひまわり（医療機関案内）	2
	百歳以上長寿者祝金	31
ふ	福祉オンブズマン制度	3
	不動産担保型生活資金の貸付	24
	プール個人利用料の減免	36
へ	米寿お祝いメッセージカード贈呈	31
ほ	訪問歯科支援 （ねたきり高齢者訪問歯科支援）	14
	訪問相談	14
	訪問（ほほえみ訪問事業）	24
	補聴器購入費助成	23
	ほっとテレフォン	2
	ほほえみ訪問事業	24
	ホームヘルプ （家族介護者支援ホームヘルプサービス）	29
	ボランティア （社会福祉協議会 おおたボランティアセンター）	4
	ボランティア（食事サービス）	26
	ボランティア（ほほえみ訪問事業）	24

ま 行

み	見守りアイロンシール・見守りシール	20
	見守りキーホルダー登録	23

や 行

ゆ	遺言公正証書等作成支援事業	30
	郵便等投票	33
	ゆうゆうくらぶ（老人いこいの家）	35・79
	く（区民センター内）	36・79
	有料老人ホーム	47
	行方不明認知症高齢者等の搜索	20
よ	養護老人ホーム	45・77
	預貯金利子等の非課税	39
	予防接種（インフルエンザ）	8
	予防接種（肺炎球菌）	8

ら 行

- り リバースモーゲージ……………24
- 理・美容サービス（ねたきり）……………14
- 理・美容サービス（ひとり暮らし）……………22
- ろ 老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）…35・79
- 老齢基礎年金……………38
- 老齢年金通算老齢年金……………38
- 老齢福祉年金……………38
- 録音機（自動通話）の無料貸与……………25

大田区高齢者人口推移一覧表

各年1月1日現在

※1995年(H7)以前は、外国人登録を含まない。

西 暦 (年号)	総人口 (人)	65歳以上 (人)	65歳以上 (人)		高齢化率 (%)
			男 性 (人)	女 性 (人)	
1972年 (S47)	715,094	38,559	17,856	20,703	5.4
1973年 (S48)	705,314	40,176	18,465	21,711	5.7
1974年 (S49)	696,792	42,096	19,150	22,946	6.0
1975年 (S50)	690,770	43,832	19,831	24,001	6.3
1976年 (S51)	683,734	45,504	20,507	24,997	6.7
1977年 (S52)	674,981	47,271	21,232	26,039	7.0
1978年 (S53)	668,667	49,207	22,070	27,137	7.4
1979年 (S54)	664,533	51,135	22,849	28,286	7.7
1980年 (S55)	661,196	53,324	23,825	29,499	8.1
1981年 (S56)	657,503	55,301	24,599	30,702	8.4
1982年 (S57)	656,053	57,148	25,202	31,946	8.7
1983年 (S58)	657,713	59,008	25,786	33,222	9.0
1984年 (S59)	658,250	60,472	26,385	34,087	9.2
1985年 (S60)	661,084	62,611	26,890	35,721	9.5
1986年 (S61)	661,544	64,796	27,594	37,202	9.8
1987年 (S62)	662,072	67,217	28,318	38,899	10.2
1988年 (S63)	658,006	68,979	28,792	40,187	10.5
1989年 (S64)	652,826	71,009	29,405	41,604	10.9
1990年 (H 2)	651,095	73,726	30,333	43,393	11.3
1991年 (H 3)	648,125	76,449	31,539	44,910	11.8
1992年 (H 4)	645,406	79,015	32,600	46,415	12.2
1993年 (H 5)	642,839	82,005	33,888	48,117	12.8
1994年 (H 6)	639,128	84,990	35,119	49,871	13.3
1995年 (H 7)	636,374	87,657	36,153	51,504	13.8
1996年 (H 8)	647,222	91,305	37,757	53,548	14.1
1997年 (H 9)	648,803	94,653	39,123	55,530	14.6
1998年 (H10)	650,003	98,255	40,725	57,530	15.1
1999年 (H11)	652,033	101,791	42,187	59,604	15.6
2000年 (H12)	652,901	104,513	43,318	61,195	16.0
2001年 (H13)	654,778	108,173	44,922	63,251	16.5
2002年 (H14)	659,442	111,629	46,495	65,134	16.9
2003年 (H15)	662,850	114,786	47,759	67,027	17.3
2004年 (H16)	667,097	117,193	48,679	68,514	17.6
2005年 (H17)	670,650	119,934	50,001	69,933	17.9
2006年 (H18)	676,342	123,716	51,799	71,917	18.3
2007年 (H19)	681,135	127,855	53,858	73,997	18.8
2008年 (H20)	685,854	131,883	55,817	76,066	19.2
2009年 (H21)	690,122	136,038	57,865	78,173	19.7
2010年 (H22)	693,297	139,519	59,532	79,999	20.1
2011年 (H23)	693,660	140,801	60,214	80,587	20.3
2012年 (H24)	694,692	143,209	61,481	81,728	20.6
2013年 (H25)	696,737	148,538	64,149	84,389	21.3
2014年 (H26)	701,415	153,497	66,635	86,862	21.9
2015年 (H27)	707,455	158,053	68,997	89,056	22.3
2016年 (H28)	712,057	161,046	70,648	90,398	22.6
2017年 (H29)	717,295	163,127	71,850	91,277	22.7
2018年 (H30)	723,342	164,678	72,521	92,157	22.8
2019年 (H31)	729,534	165,625	73,095	92,530	22.7
2020年 (R 2)	734,493	166,110	73,325	92,785	22.6
2021年 (R 3)	733,672	166,329	73,381	92,948	22.7
2022年 (R 4)	728,703	165,660	73,060	92,600	22.7
2023年 (R 5)	728,425	164,734	72,754	91,980	22.6
2024年 (R 6)	733,634	164,372	72,507	91,865	22.4

大田区高齢者人口一覧表

令和6年1月1日現在

高齢化率 (%)	外国人世帯を含む	22.4
	日本人のみ	23.1

	総数 (人)			男性 (人)			女性 (人)			比率 (%)	
	日本人	外国人世帯	計	日本人	外国人世帯	計	日本人	外国人世帯	計	日本人のみ	外国人世帯を含む
0~14歳	73,133	2,339	75,472	37,513	1,244	38,757	35,620	1,095	36,715	10.4	10.3
15~64歳	469,355	24,435	493,790	241,363	12,010	253,373	227,992	12,425	240,417	66.6	67.3
65歳以上	162,749	1,623	164,372	71,839	668	72,507	90,910	955	91,865	23.1	22.4
合計	705,237	28,397	733,634	350,715	13,922	364,637	354,522	14,475	368,997	100.0	100.0
40歳以上	413,919	10,170	424,089	202,438	4,261	206,699	211,481	5,909	217,390	58.7	57.8
60歳以上	201,960	2,569	204,529	92,313	1,041	93,354	109,647	1,528	111,175	28.6	27.9
65歳以上	162,749	1,623	164,372	71,839	668	72,507	90,910	955	91,865	23.1	22.4
70歳以上	129,625	987	130,612	55,030	408	55,438	74,595	579	75,174	18.4	17.8
75歳以上	92,036	565	92,601	36,599	240	36,839	55,437	325	55,762	13.1	12.6
80歳以上	56,938	306	57,244	20,571	120	20,691	36,367	186	36,553	8.1	7.8
85歳以上	29,211	151	29,362	9,001	65	9,066	20,210	86	20,296	4.1	4.0
90歳以上	11,641	53	11,694	2,867	17	2,884	8,774	36	8,810	1.7	1.6
95歳以上	3,015	10	3,025	533	5	538	2,482	5	2,487	0.4	0.4
100歳以上	379	3	382	47	1	48	332	2	334	0.1	0.1

令和6年 年齢早見表（満年齢）											
生まれた年		年齢満	生まれた年		年齢満	生まれた年		年齢満	生まれた年		年齢満
年号	西暦		年号	西暦		年号	西暦		年号	西暦	
明治38	1905	119	昭和10	1935	89	昭和40	1965	59	平成 7	1995	29
39	1906	118	11	1936	88	41	1966	58	8	1996	28
40	1907	117	12	1937	87	42	1967	57	9	1997	27
41	1908	116	13	1938	86	43	1968	56	10	1998	26
42	1909	115	14	1939	85	44	1969	55	11	1999	25
43	1910	114	15	1940	84	45	1970	54	12	2000	24
44	1911	113	16	1941	83	46	1971	53	13	2001	23
大正元	1912	112	17	1942	82	47	1972	52	14	2002	22
2	1913	111	18	1943	81	48	1973	51	15	2003	21
3	1914	110	19	1944	80	49	1974	50	16	2004	20
4	1915	109	20	1945	79	50	1975	49	17	2005	19
5	1916	108	21	1946	78	51	1976	48	18	2006	18
6	1917	107	22	1947	77	52	1977	47	19	2007	17
7	1918	106	23	1948	76	53	1978	46	20	2008	16
8	1919	105	24	1949	75	54	1979	45	21	2009	15
9	1920	104	25	1950	74	55	1980	44	22	2010	14
10	1921	103	26	1951	73	56	1981	43	23	2011	13
11	1922	102	27	1952	72	57	1982	42	24	2012	12
12	1923	101	28	1953	71	58	1983	41	25	2013	11
13	1924	100	29	1954	70	59	1984	40	26	2014	10
14	1925	99	30	1955	69	60	1985	39	27	2015	9
昭和元	1926	98	31	1956	68	61	1986	38	28	2016	8
2	1927	97	32	1957	67	62	1987	37	29	2017	7
3	1928	96	33	1958	66	63	1988	36	30	2018	6
4	1929	95	34	1959	65	平成元	1989	35	令和元	2019	5
5	1930	94	35	1960	64	2	1990	34	2	2020	4
6	1931	93	36	1961	63	3	1991	33	3	2021	3
7	1932	92	37	1962	62	4	1992	32	4	2022	2
8	1933	91	38	1963	61	5	1993	31	5	2023	1
9	1934	90	39	1964	60	6	1994	30	6	2024	0

(備考) 誕生日前はこの年齢から1歳を引く

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

令和6年7月発行

高齢者保健福祉のハンドブック

編集・発行 大田区福祉部高齢福祉課
東京都大田区蒲田5-13-14
電話 (5744) 1250

印 刷 社会福祉法人 東京コロニー
東京都大田福祉工場

高齢者の相談窓口

大田区では、区内23か所の地域包括支援センターで、高齢者に関するご相談に応じています。
福祉や介護等に関する専門職員がお話を聞き、必要に応じて自宅に伺って、必要なサービスが利用できるようなお手伝いをいたします。介護保険の認定申請も受付けています。

お住まいの地域		地域包括支援センター				案内図 番号
特別 出張所	担当地域	名称	所在地	電話番号	F A X 番号	
大森西	大森西1～7丁目	大森	大森西2-16-2 区民活動支援施設大森(こらぼ大森)内	5753-6331	5753-6332	18
	大森中1丁目1～21、2丁目1～12・19～24、3丁目1～5・9～36、大森東1～3丁目、大森本町1丁目9～11、2丁目及び平和の森公園	平和島	大森東1-31-3-105 大森東地域センター内	5767-1875	5767-1876	17
入新井	特別出張所管内	入新井	大森北3-24-27 入新井老人いこいの家内(移転前)	3762-4689	3762-7465	29
			大森北4-6-7 大森北四丁目複合施設2階(移転後) ※令和6年度中に移転予定			
馬 込	北馬込1～2丁目、中馬込1～3丁目、西馬込1～2丁目、東馬込1丁目1～32、南馬込1丁目1～4、6、7 山王4丁目11～20、東馬込1丁目33～50、2丁目、南馬込1丁目5、8～60、南馬込2～5丁目及び馬込特別出張所管内の南馬込6丁目	馬込	中馬込1-19-1-101	5709-8011	5709-8014	36
		南馬込	南馬込3-13-12	6429-7651	6429-7652	37
池 上	特別出張所管内	徳持	池上7-10-5	5748-7202	5748-7232	45
新井宿	山王3丁目、山王4丁目1～10・21～33、中央1～4丁目	新井宿 (大森医師会)	中央1-21-6 新井宿特別出張所2階	3772-2415	3772-2472	55
嶺 町	特別出張所管内	嶺町	田園調布本町7-1 嶺町特別出張所2階	5483-7477	5483-7488	61
田園調布	特別出張所管内	田園調布	田園調布1-30-1 田園調布特別出張所2階	3721-1572	5755-5707	67
鵜の木	特別出張所管内	たまがわ	下丸子4-23-1 特別養護老人ホームたまがわ内	5732-1026	5732-1027	71
久が原	特別出張所管内	久が原	仲池上2-24-8 特別養護老人ホーム池上となり	5700-5861	5700-5841	78
雪 谷	特別出張所管内	上池台	上池台5-7-1 特別養護老人ホーム好日苑内	3748-6138	3748-6139	83
千 束	特別出張所管内	千束 (田園調布医師会)	北千束2-35-8 千束特別出張所内	3728-6673	3728-6735	90
六 郷	南六郷1～3丁目、東六郷1～3丁目、仲六郷1～4丁目、南蒲田2丁目23・28～30	六郷	仲六郷2-44-11 六郷地域力推進センター2階	5744-7770	5744-7780	95
	西六郷1～4丁目	西六郷	西六郷3-1-7 プラウドシティ大田六郷1階	6424-9711	6424-9661	96
矢 口	特別出張所管内	やぐち	矢口1-23-12 特別養護老人ホームゴールデン鶴亀ホーム内	5741-3388	3758-4411	108
蒲田西	多摩川1丁目8～10番、11番1～8号、12～14番、西蒲田1～8丁目、東矢口1丁目、東矢口2丁目1～17番	西蒲田	西蒲田7-49-2 社会福祉センター7階	5480-2502	5480-2503	117
	新蒲田1～3丁目、多摩川1丁目1～7番、11番9～20号、15～36番、多摩川2丁目、東矢口2丁目18～20番、東矢口3丁目	新蒲田	新蒲田1-18-16 新蒲田一丁目複合施設3階	6715-9731	6715-9732	118
蒲田東	東蒲田1～2丁目、蒲田1～3丁目、5丁目	蒲田	蒲田2-8-8 特別養護老人ホーム蒲田内	5710-0951	5710-0953	131
	南蒲田1・3丁目、南蒲田2丁目1～22、24～27、蒲田本町1～2丁目、蒲田4丁目及び蒲田東特別出張所管内の西糀谷1丁目	蒲田東	蒲田5-37-1 ニッセイアロマスクエア1階	5714-0888	5714-0880	132
大森東	特別出張所管内	大森東	大森南4-9-1 大森東特別出張所2階	6423-8300	6423-8350	2
糀 谷	特別出張所管内	糀谷	西糀谷2-12-1 特別養護老人ホーム糀谷内(移転前)	3741-8861	3741-8867	140
			東糀谷1-19-21 東糀谷老人いこいの家内(移転後) ※令和6年度中に移転予定			
羽 田	特別出張所管内	羽田	羽田1-18-13 羽田地域力推進センター2階	3745-7855	3745-7032	155

お問い合わせ先がご不明な場合は、福祉部 高齢福祉課 電話 5744-1250 FAX 5744-1522
高齢者住宅に関するお問い合わせは、高齢者住宅管理窓口 電話 5744-1346 までお尋ねください。

夜間・休日専用高齢者電話相談 高齢者ほっとテレフォン 電話 3773-3124

<受付時間> 月～金曜日：午後5時から翌日午前8時30分 土・日曜日・祝日・年末年始：24時間

担当地域は「町丁目順担当地域表」(71～74ページ)で検索してください。施設の案内図は53～70ページにあります。